

# 東海北陸厚生局の事業年報

(平成27年度)

厚生労働省 東海北陸厚生局



## は じ め に

皆様方には、東海北陸厚生局における業務の円滑な運営に対して格別のご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

東海北陸厚生局は、平成13年1月6日の中央省庁等の再編成による厚生労働省の発足に併せて設置されて以来、東海北陸地区6県（富山県、石川県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県）を管轄区域として、国民の皆様に身近なところで医療、健康、福祉、年金などの業務を担っております。

今後とも東海北陸地方における厚生行政を進めるための拠点として、国民の皆様の高度化・多様化するニーズにこたえるため、各地方公共団体などとの連携強化に努め、地域に密着したきめ細かな行政サービスを提供していきたいと考えておりますので、関係各位のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

本書は、平成27年度に東海北陸厚生局が行った業務の実績についてまとめたものです。本書により、国民の皆様や、地方公共団体をはじめ関係団体の皆様方に、東海北陸厚生局の業務についてご理解を深めていただければ幸いです。

平成28年7月

## 目 次

第Ⅰ章 東海北陸厚生局の組織概要	1
1. 東海北陸厚生局の沿革	1
2. 組織体制	3
3. 東海北陸厚生局及び各県事務所の所在地・連絡先	4
第Ⅱ章 業務概要及び実績等	6
総務課	6
1. 行政文書開示請求について	6
2. 国家試験について	7
3. 国有財産の管理及び処分について	9
企画調整課	10
1. 地方社会保険医療協議会の運営について	10
2. 医療構造改革について	13
3. 国民の皆様からのご意見・ご要望等について	13
4. 研修の企画及び実施について	14
年金指導課	15
1. 滞納処分等に係る認可について	15
2. 徴収職員及び収納職員の認可について	15
3. 立入検査等に係る認可について	15
4. 年金受給権者・被保険者に関する調査等に係る認可について	15
5. 厚生年金保険料等の納付の猶予について	16
年金調整課	19
1. 社会保険労務士に関する業務について	19
2. 年金委員の委嘱、解嘱について	20
3. 学生納付特例事務法人の指定等について	22
4. 国民年金等事務取扱交付金に関する業務について	25
5. 健康保険事務指定市町村交付金に関する業務について	27

年金審査課	28
社会保険審査官	29
健康福祉課	30
1. 生活保護法に基づく指定医療機関及び指定介護機関の指定等について	30
2. 各種補助金等の交付等について	32
3. 三種病原体等の所持又は輸入の届出等について	42
4. 民生委員及び児童委員の委嘱、解嘱及び表彰並びに主任児童委員の指名等について	44
5. 児童扶養手当支給事務指導監査について	45
6. 保護施設に対する指導監査について	48
7. 生活保護法施行事務監査について	49
8. 生活保護法の指定医療機関に対する指導検査について	50
9. クリーニング師試験の学力認定について	51
10. 介護福祉士実務者研修について	51
11. 各種養成施設の指定又は認定及び監督について	52
12. 介護技術講習制度に係る講習会について	55
13. その他の業務について	55
医事課	56
1. 医師の臨床研修について	56
2. 歯科医師の臨床研修について	58
3. 医師確保について	59
4. 医師の再教育研修について	59
5. 医療安全に関する取組の普及及び啓発について	60
6. 心神喪失者医療観察法について	61
7. 医薬品等製造業許可等について	65
8. 毒物劇物の製造業・販売業の登録等について	66
9. 健康危機管理について（原因の明らかでない公衆衛生上重大な危害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態への対処に備え）	67
10. 再生医療等の安全性の確保について	69
11. 特定行為に係る看護師の研修制度について	71

食品衛生課	73
1. 食品衛生法に基づく総合衛生管理製造過程の承認等について	73
2. 輸出食品に係る業務について	76
3. 輸出食肉を取扱うと畜場等の査察について	78
4. 食品衛生法に基づく登録検査機関の登録及び監督について	79
5. 食中毒に係る調整業務について	80
6. 健康増進法に基づく虚偽誇大広告等の規制の監視指導について	81
7. 食品に関するリスクコミュニケーションの企画運営について	81
保険年金課	89
1. 全国健康保険協会に係る業務について	89
2. 健康保険組合に係る業務について	91
3. 厚生年金基金に係る業務について	93
4. 国民年金基金に係る業務について	95
5. 確定給付企業年金に係る業務について	96
6. 確定拠出年金（企業型）に係る業務について	97
管理課	98
1. 特定医療法人が厚生労働大臣の定める基準を満たす旨の証明に関する業務について	98
2. 医療保健事業を行う公益法人等に対する法人税法上の非課税措置制度の証明に関する業務について	99
3. 国民健康保険の保険者及び国民健康保険団体連合会の行う業務に係る技術的助言・指導監督について	100
4. 後期高齢者医療広域連合が行う業務及び市町村が行う後期高齢者医療制度に関する業務の技術的助言・指導監督について	101
5. 社会保険診療報酬支払基金の行う業務の監督について	103
医療課	104
1. 医療監視業務について	104
2. 東海北陸厚生局事務所等が行う業務に関する事務の指導及び監督について	107
調査課	110
1. 保険医療機関等管理システムを活用した事務の支援及び情報の管理について	110
2. 指導部門の保有する情報の公開の調整について	110
3. 指導部門に係る訴訟に関する情報の収集、分析及び連絡調整について	111
4. メーリングリストを活用した定例報告等の配信について	111

福祉指導課	112
1. 社会福祉法人の認可等及び指導監査について（※この業務は、平成 28 年 4 月 1 日から都道府県に権限移譲されました。）	112
2. 障害者自立支援業務に関する実地指導について（※この業務は、平成 28 年 4 月 1 日から健康福祉部健康福祉課に移管されました。）	115
指導監査課／各県事務所	116
1. 保険医療機関及び保険薬局に係る療養の給付、保険医及び保険薬剤師に係る健康保険の診療・調剤並びに指定訪問看護事業者その他医療保険療養担当者に対する指導・監査について	116
2. 保険医療機関及び保険薬局の指定、保険医及び保険薬剤師の登録並びに指定訪問看護事業者の指定について	122
3. 施設基準（基本診療料及び特掲診療料）等の届出等について	125
4. 柔道整復師の施術に係る療養費の指導・監査について	126
5. 柔道整復施術療養費の受領委任の取扱いの登録並びに承諾について	128
6. 地方社会保険医療協議会部会の運営について	128
麻薬取締部	129
1. 薬物乱用防止のための啓発活動について	129
2. 薬物事犯の取締りについて	130
3. 再乱用防止対策について	131
4. 相談業務について	133
5. 麻薬取扱者・向精神薬営業者等に対する指導・監督について	133

# 第Ⅰ章 東海北陸厚生局の組織概要

## 1. 東海北陸厚生局の沿革

中央省庁等改革基本法により、平成13年1月6日に厚生省と労働省が統合し厚生労働省が発足しました。それに伴い、地方の機関についてもブロック単位で統合化することにより、国の行政組織の減量効率化を図ることとなり、地方医務局と地区麻薬取締官事務所を統合し、更に、厚生労働省から一部事務を移管し、全国に7局1支局1支所の地方厚生（支）局が設置されました。

東海北陸厚生局は、東海北陸地区6県（富山県、石川県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県）において、国民の皆様に最も身近な医療、健康、福祉、年金などの社会保障政策を実施する、地域における国の「政策実施機関」です。

### 【平成16年 4月～】

平成16年4月には、国立病院・療養所の独立行政法人化に伴い、国立病院・療養所の運営・管理を所掌していた病院管理部が廃止（独立行政法人国立病院機構へ移行）され、また、厚生労働省からの移管事務の充実を図るため、健康福祉部の保健福祉課を廃止し、新たに健康課、福祉課、医事課を設置しました。

### 【平成20年10月～】

平成20年10月には、社会保険庁の改革に伴い、これまで地方社会保険事務局に置かれていた地方社会保険医療協議会が地方厚生（支）局に置かれたほか、保険医療指導監査等の事務が移管されることに併せ、指導部門（管理課、医療指導課（現、医療課）、福祉指導課、指導監査課及び管内各県に事務所を設置）を設置しました。

また、養成施設指導体制の整備を図るため、健康課、福祉課を健康福祉課に統合するとともに、新たに指導養成課を設置しました。

### 【平成22年 1月～】

平成22年1月には、社会保険庁の廃止により、地方社会保険事務局等から年金関係事務（行政事務とされたもの）の移管に伴い、新たに年金部門（年金指導課、年金調整課）及び社会保険審査官を設置しました。

**【平成26年 4月～】**

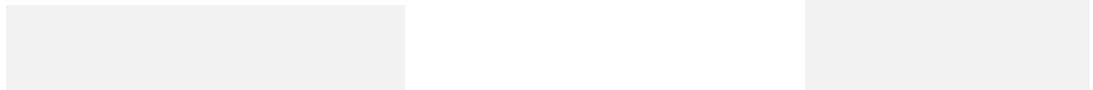
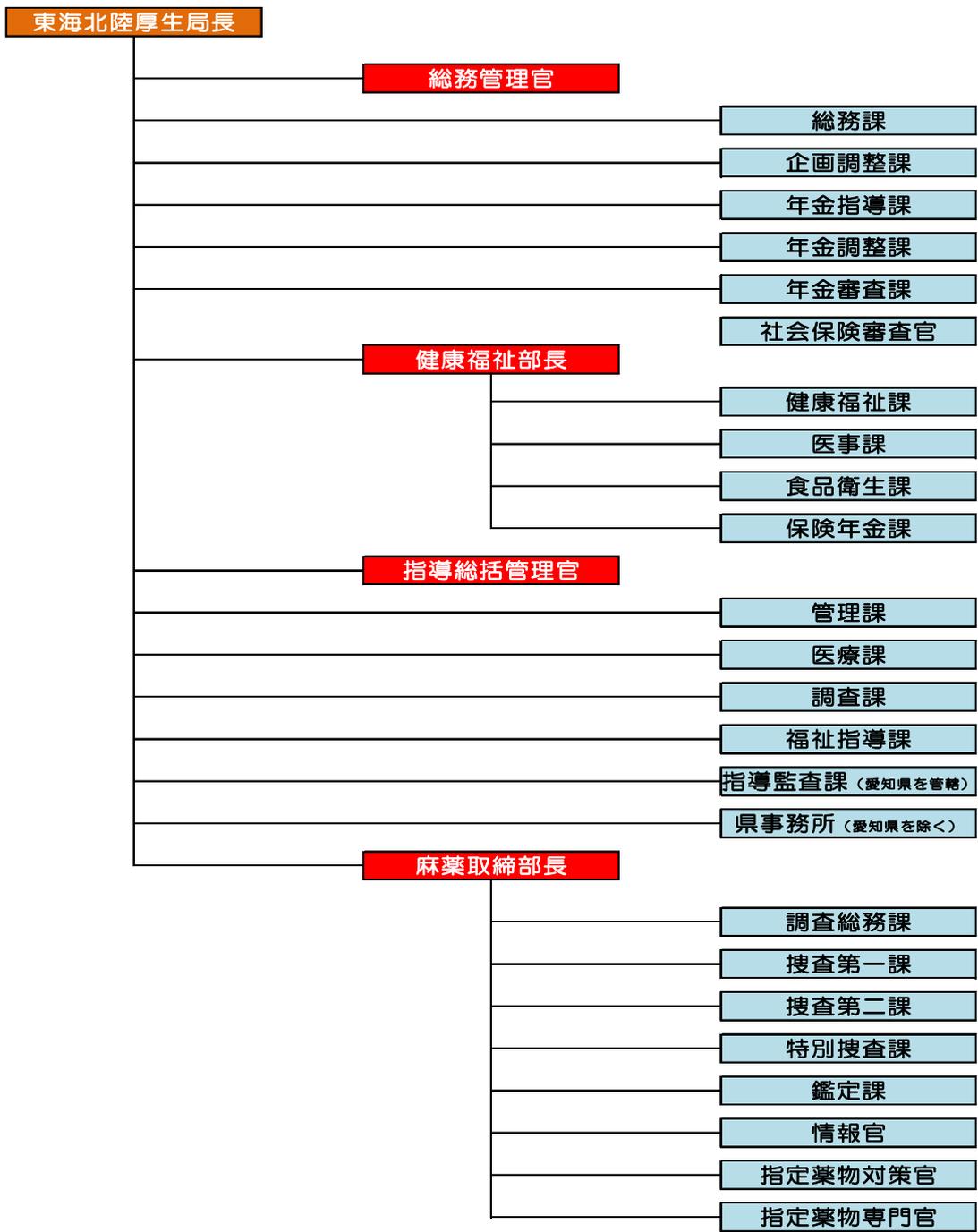
平成26年4月には、組織改正により、指導養成課を健康福祉課に統合しました。  
また、指導部門等における効率的・効果的な業務実施のために、調査課を新設しました。

**【平成27年 4月～】**

平成27年4月には、被保険者等が厚生労働省に対して年金記録の訂正を求める制度が創設されたことに伴い、新たに地方年金記録訂正審議会が地方厚生（支）局に置かれたほか、年金審査課を新設しました。

## 2. 組織体制

(平成28年3月31日現在)



### 3. 東海北陸厚生局及び各県事務所の所在地・連絡先

#### 総務課・企画調整課・健康福祉部

〒461-0011 名古屋市東区白壁 1-15-1 名古屋合同庁舎第3号館3階

部・課	電話	FAX
総務課	052-971-8831	052-971-8861
企画調整課	052-959-5860	052-959-5861
健康福祉部		
健康福祉課	052-959-2061	052-971-8841
医事課	052-971-8836	052-971-8876
食品衛生課	052-959-2836	052-959-2065
保険年金課	052-959-2062	052-971-8865

#### 年金指導課・年金調整課

〒461-0011 名古屋市東区白壁 3-12-13 中産連ビル新館8階

部・課	電話	FAX
年金指導課	052-979-7396	052-935-2642
年金調整課	052-979-7399	052-935-2643

#### 年金審査課

〒460-0001 名古屋市中区三の丸 2-5-1 名古屋合同庁舎2号館4階

部・課	電話	FAX
年金審査課	052-950-3790	052-950-3467

#### 管理課・医療課・調査課・福祉指導課・指導監査課

〒461-0011 名古屋市東区白壁 3-12-13 中産連ビル新館4階

部・課	電話	FAX
管理課	052-979-7381	052-935-9900
医療課	052-979-7382	052-935-9900
調査課	052-979-7389	052-935-9900
福祉指導課	平成28年3月31日をもって廃止になりました。	
指導監査課（愛知県を管轄）	052-979-7380	052-935-9900

### 社会保険審査官

〒461-0011 名古屋市東区白壁 3-12-13 中産連ビル新館 4 階

部・課	電話	FAX
社会保険審査官	0570-666-445	052-935-2641

### 麻薬取締部

〒460-0001 名古屋市中区三の丸 2-5-1 名古屋合同庁舎第 2 号館 1 階

部	電話	FAX
麻薬取締部	052-951-6911	052-951-6876
麻薬・覚せい剤相談	052-961-7000	
許認可専用	052-951-0688	

### 県事務所（富山・石川・岐阜・静岡・三重）

事務所	電話	FAX
富山事務所	076-439-6570	076-441-4041
	〒930-0004 富山市桜橋通り 6-11 富山フコク生命第 2 ビル 4 階	
石川事務所	076-210-5140	076-261-0848
	〒920-0024 金沢市西念 3 丁目 4-1 金沢駅西合同庁舎 7 階	
岐阜事務所	058-249-1822	058-247-0286
	〒500-8114 岐阜市金竜町 5-13 岐阜合同庁舎 4 階	
静岡事務所	054-355-2015	054-351-3115
	〒424-0825 静岡市清水区松原町 2-15 清水合同庁舎 3 階	
三重事務所	059-213-3533	059-228-3588
	〒514-0033 津市丸之内 26-8 津合同庁舎 4 階	

（愛知県については指導監査課が管轄しています。）

## 第Ⅱ章 業務概要及び実績等

### 総務課

#### 1. 行政文書開示請求について

##### (1) 業務内容

「行政機関の保有する情報の公開に関する法律（情報公開法）」及び「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）」に基づき行政文書及び個人から自己の個人情報についての開示請求に係る業務を行っています。

##### (2) 実績

平成27年度における実績は、次のとおりです。

【行政文書】

(単位：件)

部 門	開示請求 件 数	開 示 請 求 結 果		
		開示(部分開示)	不開示	取り下げ
総務・企画部門	0	0	0	0
年 金 部 門	2	2	0	0
健 康 福 祉 部	1	1	0	0
指 導 部 門	132	132	0	0
麻 薬 取 締 部	0	0	0	0
計	135	135	0	0

## 【保有個人情報】

(単位：件)

部 門	開示請求 件 数	開 示 請 求 結 果		
		開示(部分開示)	不開示	取り下げ
総務・企画部門	0	0	0	0
年 金 部 門	4	4	0	0
健 康 福 祉 部	0	0	0	0
指 導 部 門	0	0	0	0
麻 薬 取 締 部	0	0	0	0
計	4	4	0	0

## 2. 国家試験について

### (1) 業務内容

厚生労働本省が実施する次の国家試験における受験願書の受付、試験会場・試験監督員の確保、試験の実施及び合格発表に関する業務を行っています。

- 医師国家試験
- 歯科医師国家試験
- 保健師国家試験
- 助産師国家試験
- 看護師国家試験
- 薬剤師国家試験

(2) 実績

平成27年度における実績は、次のとおりです。

平成27年度国家試験実施日程及び出願者等

試験実施日	試験の種類	試験会場	出願者等					合格発表
			地域区分	出願者数 (人)	受験者数 (人)	合格者数 (人)	合格率 (%)	
平成28年1月30日(土) 平成28年1月31日(日)	第109回 歯科医師国家試験	愛知学院大学日進キャンパス(日進市)	東海北陸厚生局実施分	328	238	152	63.9	3月18日
			全国分	3,706	3,103	1,973	63.6	
平成28年2月6日(土) 平成28年2月7日(日) 平成28年2月8日(月)	第110回 医師国家試験	愛知学院大学日進キャンパス(日進市) 石川県青少年総合研修センター(金沢市)	東海北陸厚生局実施分	1,381	1,334	1,233	92.4	3月18日
			全国分	9,759	9,434	8,630	91.5	
平成28年2月17日(水)	第99回 助産師国家試験	愛知学院大学日進キャンパス(日進市) 金沢医科大学(河北郡)	東海北陸厚生局実施分	272	265	264	99.6	3月25日
			全国分	2,031	2,008	2,003	99.8	
平成28年2月16日(火)	第102回 保健師国家試験	愛知学院大学日進キャンパス(日進市) 金沢医科大学(河北郡)	東海北陸厚生局実施分	1,410	1,404	1,273	90.7	3月25日
			全国分	8,887	8,799	7,901	89.8	
平成28年2月14日(日)	第105回 看護師国家試験	中京大学名古屋キャンパス(名古屋市) 名古屋工業大学(名古屋市) 北陸大学太陽が丘キャンパス(金沢市) 金沢医科大学(河北郡)	東海北陸厚生局実施分	8,060	8,014	7,343	91.6	3月25日
			全国分	62,633	62,154	55,585	89.4	
平成28年2月27日(土) 平成28年2月28日(日)	第101回 薬剤師国家試験	名城大学天白キャンパス(名古屋市) 北陸大学太陽が丘キャンパス(金沢市)	東海北陸厚生局実施分	1,792	1,615	1,315	81.4	3月28日
			全国分	16,658	14,949	11,488	76.8	

### 3. 国有財産の管理及び処分について

社会保険庁の廃止に伴い、平成22年1月より東海北陸厚生局管内の国有財産の引継を受け、次の国有財産の管理を行うとともに、売払等の手続きを進めています。

No	所在地(地番)	面積	平成27年度入札結果	備考
1	岐阜県岐阜市諏訪山三丁目8番8	257.30㎡	不落	建物・工作物有り
2	静岡県袋井市高尾字山本1496番65	775.44㎡	落札	建物・工作物有り
3	静岡県三島市南本町431番21	1.66㎡	-	道路として貸付中
4	静岡県沼津市大岡字久保1110番11	131.44㎡	不調	工作物有り
5	静岡県下田市柿崎字宮ノ背1219番3外	1,016.33㎡	-	建物・工作物有り
6	静岡県静岡市清水区秋吉町307番4外	182.55㎡	-	建物・工作物有り
7	三重県四日市市大字西阿倉川字西山1287番3外	54.92㎡	-	道路として貸付中
8	三重県尾鷲市大字向井字村ノ上134番18	401.32㎡	不落	土地のみ
9	三重県尾鷲市新田町1371番5	413.29㎡	不調	土地のみ
10	三重県鳥羽市安楽島町字鞆谷1200番31外	6,293.07㎡	不調	建物・工作物有り

※「不調」：応札者がいなかったもの

「不落」：最高入札額が国の予定価格に達しなかったもの

## 1. 地方社会保険医療協議会の運営について

### (1) 業務内容

社会保険医療協議会法（昭和 25 年法律第 47 号）に基づき、中央には「中央社会保険医療協議会」が、地方には全国 8 ブロックに設置されている地方厚生（支）局ごとに「地方社会保険医療協議会」が設置されています。

東海北陸地方社会保険医療協議会では、企画調整課及び各県事務所（愛知県においては指導監査課）が、それぞれ総会と部会の事務を担当しており、企画調整課では、総会の開催等に関する事務手続、協議会委員の改選に関する事務等を行っています。

#### （関係法令等）

- 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）
- 社会保険医療協議会法（昭和 25 年法律第 47 号）
- 社会保険医療協議会令（昭和 25 年政令第 373 号）
- 東海北陸地方社会保険医療協議会議事規則

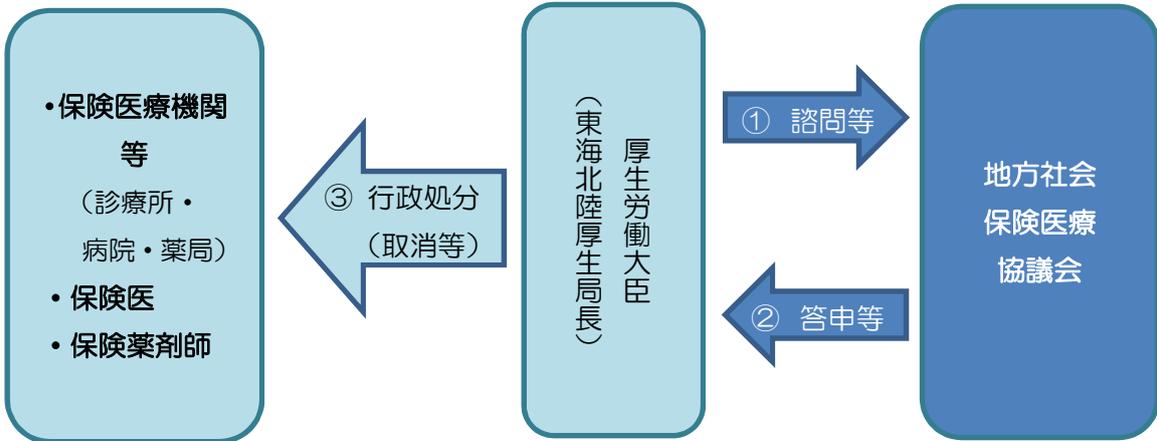
#### ア. 東海北陸地方社会保険医療協議会（総会）

保険医療機関及び保険薬局の指定及び指定の取消し並びに保険医及び保険薬剤師の登録の取消しについて、厚生労働大臣（省令で東海北陸厚生局長に委任）の諮問に応じて審議を行い、文書をもって答申するほか、自ら厚生労働大臣に、文書をもって建議します。

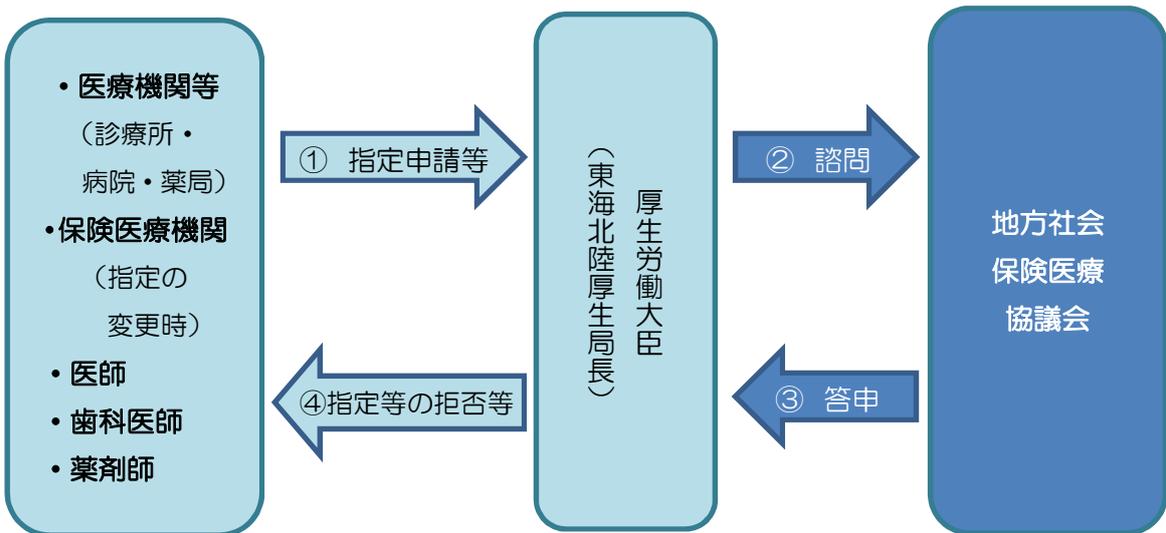
#### イ. 部会（東海北陸厚生局管内の県ごとに設置）

保険医療機関及び保険薬局の指定について、厚生労働大臣（省令で東海北陸厚生局長に委任）の諮問に応じて審議し議決します。

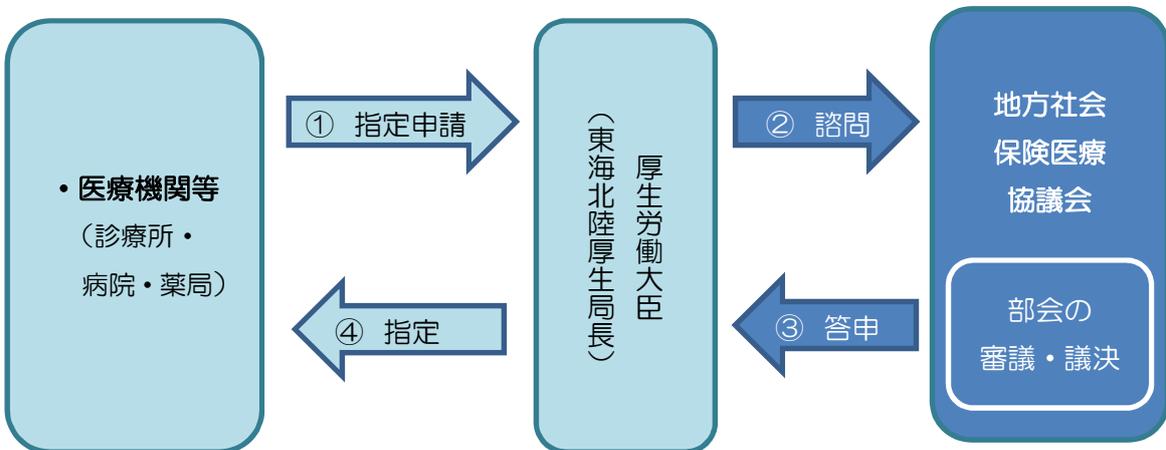
○保険医療機関等の指定の取消等/保険医等の登録の取消等



○保険医療機関等の指定の拒否/保険医等の登録の拒否/指定取消後5年を経過しない医療機関等の指定等



○ 保険医療機関等の指定



## (2) 実績

平成27年度における総会の開催実績は、次のとおりです。

開催日	審議事項等
平成27年度 第1回総会 (H27.4.14)	【報告事項】 ・平成26年度保険医療機関等の指定状況について ・平成25年度における保険医療機関等の指導・監査等の実施状況について
平成27年度 第2回総会 (H27.6.9)	【議事事項】 ・保険医の登録の取消について
平成27年度 第3回総会 (H27.10.13)	【議事事項】 ・部会所属委員の指名について 【報告事項】 ・平成27年度上期（4月～9月）保険医療機関等の指定状況について ・今後の総会開催スケジュールについて
平成27年度 第4回総会 (H28.2.16)	【議事事項】 ・保険医療機関の指定の取消及び保険医の登録の取消について

なお、これまでに開催された「東海北陸地方社会保険医療協議会（総会）」の議事要旨は、東海北陸厚生局ホームページに掲載しています。

([http://kouseikyoku.mhlw.go.jp/tokaihokuriku/gyomu/bu\\_ka/kikaku/kaisai\\_jokyo.html](http://kouseikyoku.mhlw.go.jp/tokaihokuriku/gyomu/bu_ka/kikaku/kaisai_jokyo.html))

### （一〇メモ）～地方社会保険医療協議会委員～

総会は次の20人の委員によって構成されます。

- ・健康保険、船員保険及び国民健康保険の保険者並びに被保険者、事業主及び船舶所有者を代表する委員（支払側委員）・・・・・・・・・・・・・・7人
- ・医師、歯科医師及び薬剤師を代表する委員（診療側委員）・・・・・・・・・・・・・・7人
- ・公益を代表する委員（公益委員）・・・・・・・・・・・・・・6人

また、委員の任期は、社会保険医療協議会法第4条により2年とされ、1年ごとにその半数を任命しています。

## 2. 医療構造改革について

### (1) 業務内容

医療制度改革については、安定的で持続可能な医療保険制度を構築し、将来にわたり国民皆保険制度を堅持するとともに、保険者の自立性・自主性を尊重した上で医療保険制度を通じた給付の平等、負担の公平を図り、医療保険制度の一元化を目指すこと、また、地域住民に対して質の高い効率的な医療を提供できるような取組を推進するため、平成18年6月に医療制度改革関連法が成立しています。

これを受けて、国、都道府県において、医療費適正化計画（第1期（平成20～24年度）、第2期（平成25～29年度））を策定し、各種の事業をすすめています。

東海北陸厚生局では、管内各県等に対して、制度の円滑かつ適切な実施が行われるよう必要な助言等を行っています。

## 3. 国民の皆様からのご意見・ご要望等について

### (1) 業務内容

厚生労働本省において、より国民目線に立った厚生労働行政を行うため、平成21年10月から国民の皆様から厚生労働本省に寄せられた厚生労働行政に対するご意見等について、「国民の皆様の声」としてホームページ上でその内容及び対応について公表してきたところですが、平成22年3月からは地方厚生局に寄せられた「国民の皆様の声」についても併せて公表することとなりました。

国民の皆様から東海北陸厚生局に寄せられたご意見・ご要望等につきましては、企画調整課で取りまとめ、厚生労働本省へ報告しています。

### (2) 実績

平成27年度において、東海北陸厚生局に寄せられた「国民の皆様の声」の件数は14件です。

寄せられた「国民の皆様の声」は、一定期間ごとに厚生労働本省のホームページで公表されています。

([http://www.mhlw.go.jp/houdou\\_kouhou/sanka/](http://www.mhlw.go.jp/houdou_kouhou/sanka/))

## 4. 研修の企画及び実施について

### (1) 業務内容

東海北陸厚生局では、厚生労働省職員として一人ひとりが意欲と使命感を持って十分な能力を発揮できるよう研修を企画し実施しています。

具体的には、職員として必要な基礎知識の習得を図るための服務・倫理などの研修や、職務の遂行に必要な専門的知識の習得を図るための社会保障、データ分析などの研修を実施し、職員の資質向上に努めています。

### (2) 実績

平成27年度において、実施した主な研修は、次のとおりです。

実施日	研修名	主な研修内容
平成27年 4月10日	新任者・転任者 職員研修	・地方厚生局の概況及び各課等の 業務内容等
	コンプライアンス 研修	・公務員倫理・法令遵守について (国家公務員倫理)
	業務管理研修	・東海北陸厚生局における行政品質向上の 取り組み
平成27年 6月26日	コンプライアンス 研修	・講演『コンプライアンス研修』
平成27年 8月7日	厚生労働行政 専門研修	・講演『医療政策の動向』
平成28年 2月15日	健康管理講習	・講演『心の健康づくり(ラインケア)』
平成28年 2月23日	普通救命講習	・講習『普通救命講習』

## 年金指導課

### 1. 滞納処分等に係る認可について

日本年金機構が厚生年金保険、健康保険及び国民年金の保険料滞納処分等を実施する場合は、あらかじめ厚生労働大臣の認可が必要とされており、東海北陸厚生局では、これらの認可業務を行っています。

### 2. 徴収職員及び収納職員の認可について

日本年金機構が行う滞納処分等については「徴収職員」に、保険料等の収納事務については「収納職員」に行わせることができるとされています。

「徴収職員」及び「収納職員」は、厚生労働大臣の認可を受けて日本年金機構理事長が任命することとされており、東海北陸厚生局では、これらの認可業務を行っています。

### 3. 立入検査等に係る認可について

日本年金機構が厚生年金保険等の適用事業所に対する調査や未適用事業所への加入指導・立入検査を実施する場合は、あらかじめ厚生労働大臣の認可が必要とされており、東海北陸厚生局では、これらの認可業務を行っています。

### 4. 年金受給権者・被保険者に関する調査等に係る認可について

日本年金機構が厚生年金保険法や国民年金法等による年金受給権者や被保険者へ調査等を実施する場合は、あらかじめ厚生労働大臣の認可が必要とされており、東海北陸厚生局では、これらの認可業務を行っています。

## 5. 厚生年金保険料等の納付の猶予について

厚生年金保険料等の納付義務者である事業主が、以下の事由に該当する場合、保険料納付猶予の申請を、日本年金機構を經由し厚生労働大臣に申請することができるとされており、東海北陸厚生局では、これらの申請の許可業務を行っています。

- ① 災害により、その財産に相当な損失を受けた場合
- ② 災害を受け、若しくは病気にかかり、又は事業の休廃止をした等の事実があり、納付すべき保険料等を一時に納付できないと認められる場合
- ③ 届出遅延により生じた保険料等を一時に納付できないと認められる理由があるとき

【認可等の状況】

1. 滞納処分等の認可

(1) 厚生年金保険

	平成25年度	平成26年度	平成27年度
認可件数	443	345	230
認可事業所数(注)	172,053	164,514	154,728

(注) 同一事業所において複数の月を認可した場合は延べ数としています。

(2) 国民年金

	平成25年度	平成26年度	平成27年度
認可件数	103	84	47
認可人数	9,230	5,898	6,981

2. 徴収職員及び収納職員の認可

	平成25年度	平成26年度	平成27年度
認可件数	10	8	9
認可人数	174	193	160

3. 立入調査等に係る認可

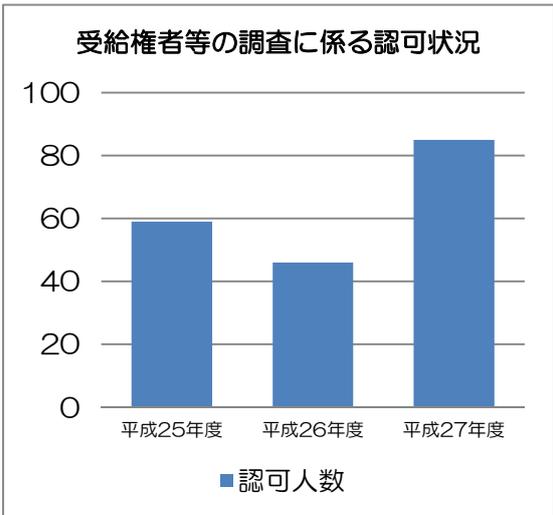
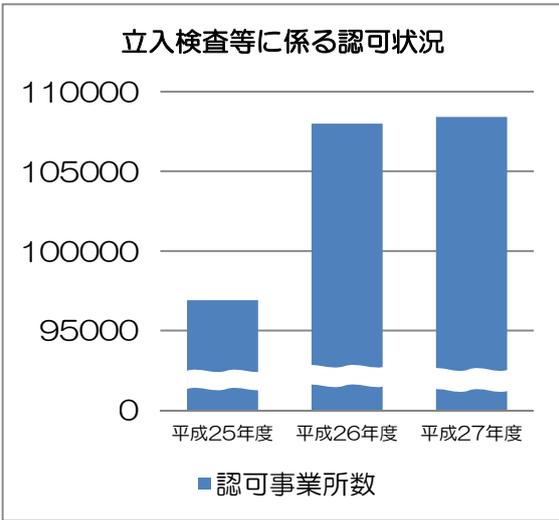
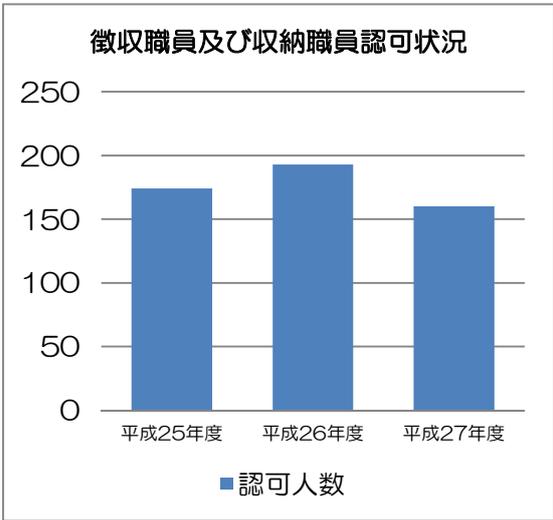
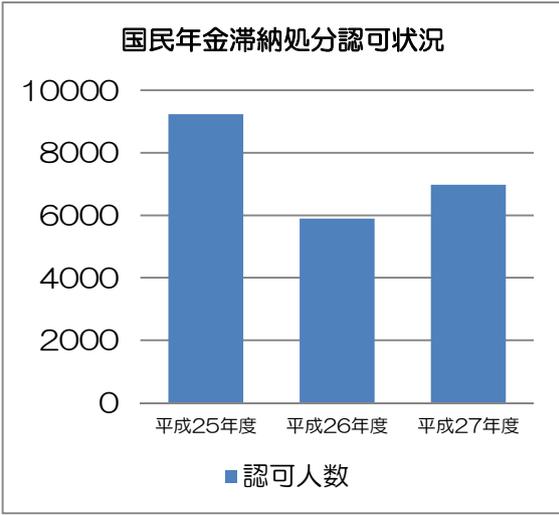
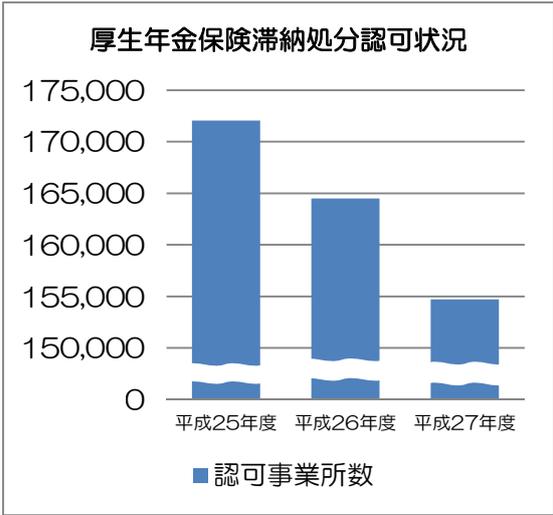
	平成25年度	平成26年度	平成27年度
認可件数	55	71	54
認可事業所数	96,908	107,991	108,418

4. 受給権者及び被保険者に対する調査に係る認可

	平成25年度	平成26年度	平成27年度
認可件数	30	22	43
認可人数	59	46	85

5. 厚生年金保険料等の納付の猶予に係る許可

	平成25年度	平成26年度	平成27年度
許可件数	0	0	3
不許可件数	0	0	1



### 1. 社会保険労務士に関する業務について

#### (1) 業務内容

社会保険労務士は、社会保険労務士試験に合格した後に全国社会保険労務士会連合会に備える社会保険労務士名簿に登録され、社会保険労務士法に基づき労働保険や社会保険の届出書類の作成及び申請手続の代行業務等を行います。

東海北陸厚生局では、社会保険労務士に関する業務のうち、次の業務を行っています。

- ① 社会保険労務士又は社会保険労務士法人に対する報告及び検査
- ② 社会保険労務士が社会保険労務士法等に違反した場合の社会保険労務士会等からの通知の受理
- ③ 社会保険労務士会の総会決議の取消及び役員解任の命令
- ④ 社会保険労務士会に対する報告徴収、勧告及び調査
- ⑤ 社会保険労務士会からの社会保険労務士等に対して注意勧告を行った場合の報告
- ⑥ 社会保険労務士に不正があった場合の懲戒処分に関する聴聞
- ⑦ 全国社会保険労務士会が実施している社会保険労務士試験への協力等

## (2) 管内の状況

管内の社会保険労務士会員数は、次のとおりです。

(平成28年3月31日現在)

県名	会員数(単位:人)					社会保険労務士法人数
	合計	開業	法人の社員	勤務	その他	
富山県	284	176	9	83	16	5
石川県	317	198	17	75	27	9
岐阜県	576	344	23	173	36	14
静岡県	1,018	617	85	185	131	52
愛知県	2,506	1,543	90	479	394	59
三重県	400	260	12	81	47	6
管内計	5,101	3,138	236	1,076	651	145

### (一〇メモ) ~社会保険労務士法人~

社会保険労務士法に基づき、社会保険労務士業務を組織的に行うことを目的として社会保険労務士が設立する法人です。

## 2. 年金委員の委嘱、解嘱について

### (1) 業務内容

年金委員は、日本年金機構法第30条に基づき、厚生労働大臣からの委嘱を受けて、会社や地域において政府管掌年金事業の適用、給付、保険料その他の事項について啓発、相談及び助言等の活動を行うことで、政府管掌年金事業の理解を高め、その円滑な運営を図ることを目的に設置されています。

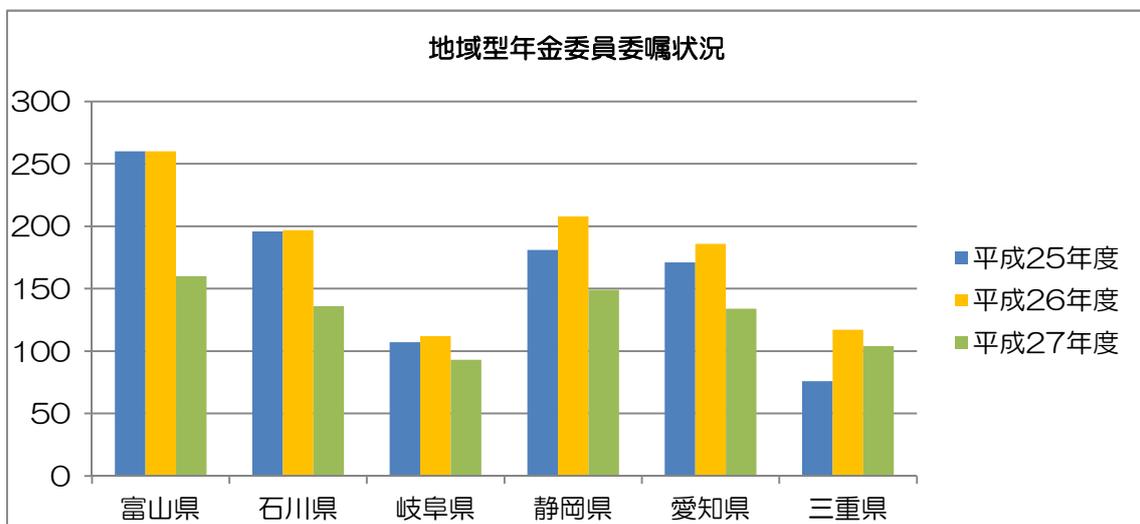
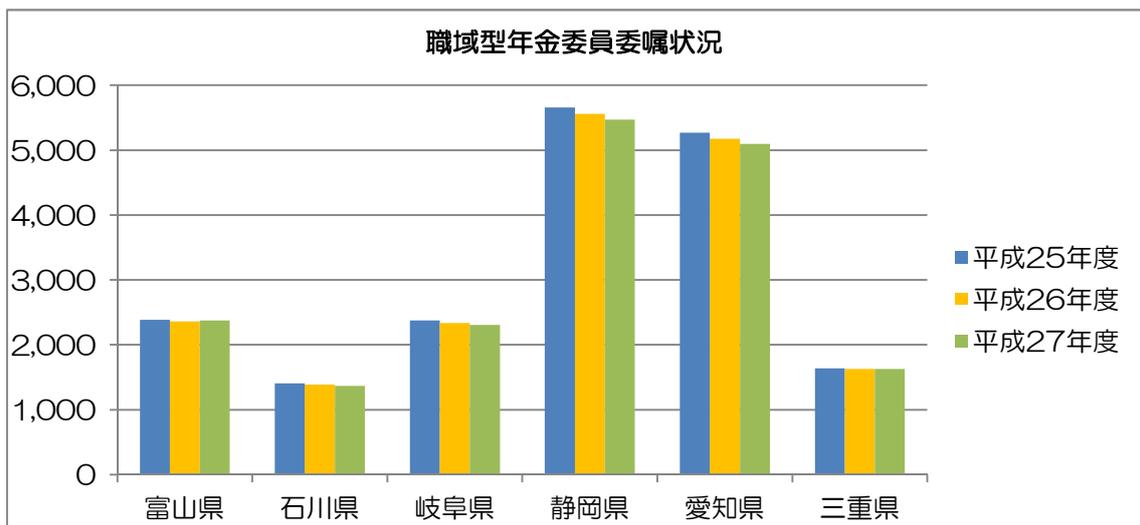
東海北陸厚生局では、管内の厚生年金保険適用事業所の事業主「職域型」や市町村長又は地域団体「地域型」から推薦等のあった年金委員に対して、審査、決定及び委嘱状・解嘱状の発行等を行っています。

(2) 管内の状況

管内の年金委員の委嘱数は、次のとおりです。

(各年度末現在)

県名	委嘱数(単位:人)								
	平成25年度			平成26年度			平成27年度		
	職域型	地域型	計	職域型	地域型	計	職域型	地域型	計
富山県	2,385	260	2,645	2,359	260	2,619	2,375	160	2,535
石川県	1,405	196	1,601	1,389	197	1,586	1,367	136	1,503
岐阜県	2,374	107	2,481	2,336	112	2,448	2,305	93	2,398
静岡県	5,659	181	5,840	5,561	208	5,769	5,471	149	5,620
愛知県	5,270	171	5,441	5,175	186	5,361	5,098	134	5,232
三重県	1,639	76	1,715	1,627	117	1,744	1,630	104	1,734
管内計	18,732	991	19,723	18,447	1,080	19,527	18,246	776	19,022



### 3. 学生納付特例事務法人の指定等について

#### (1) 業務内容

学生納付特例制度（学生である本人の申請により国民年金保険料の納付が一定期間猶予される制度）を利用するには、市町村の窓口申請を行う必要がありますが、できるだけ申請しやすい環境を整備し、学生の年金受給権を確保することを目的に、大学等が学生から委託を受けて申請を代行できる学生納付特例事務法人制度が設けられています。

東海北陸厚生局では、管内の学生納付特例事務法人の指定等の業務を行っています。

#### （一口メモ）～学生納付特例事務法人の指定を受けるには～

大学等が、学生納付特例事務法人指定申請書等に、必要な書類を添えて日本年金機構を通じて東海北陸厚生局に提出していただく必要があります。

#### (2) 管内の状況

管内の指定等の状況は、次のとおりです。

学生納付特例事務法人 19法人  
 学生納付特例事務取扱教育施設 10施設

（平成28年3月31日現在）

県名	事務法人・教育施設名	備考（学校名）
富山県	学校法人 片山学園	・富山クリエイティブ専門学校
	学校法人 富山国際学園	・富山国際大学東黒牧キャンパス ・富山国際大学呉羽キャンパス ・富山短期大学
石川県	金沢美術工芸大学	
	学校法人 アリス国際学園	・専門学校アリス学園
	学校法人 金沢学院大学	・金沢学院大学 ・金沢学院短期大学 ・金沢学院大学大学院
岐阜県	岐阜市立女子短期大学	
	情報科学芸術大学院大学	
	木工芸術スクール	
	岐阜県立下呂看護専門学校	

静岡県	学校法人 静岡県西部理容美容学園	・静岡県西部理容美容専門学校
	東海アクシス看護専門学校	
	学校法人 森島学園	・専門学校浜松医療学院 ・富士リハビリテーション専門学校
	学校法人 静岡自動車学園	・専門学校静岡工科自動車大学校
	学校法人 興誠学園	・浜松学院大学 ・浜松学院大学短期大学部
愛知県	学校法人 愛知学院	・愛知学院大学
	岡崎市立看護専門学校	
	学校法人 セムイ学園	・東海医療科学専門学校 ・東海歯科医療専門学校 ・東海医療工学専門学校 ・東海医療福祉専門学校
	田原市立田原福祉専門学校	
	学校法人 中京法律学園	・中京法律専門学校
	学校法人 電波学園	・愛知工科大学 ・愛知工科大学自動車短期大学
	公益財団法人 名古屋YWCA	・名古屋YWCA学院日本語学校
	学校法人 名古屋電気学園	・愛知工業大学情報電子専門学校
	学校法人 名古屋大原学園	・大原簿記情報医療専門学校 ・大原簿記情報医療専門学校静岡校 ・大原簿記情報医療専門学校浜松校 ・大原トラベル・ホテル・ブライダル専門学校 ・大原トラベル・ホテル・ブライダル専門学校静岡校 ・大原トラベル・ホテル・ブライダル専門学校浜松校 ・大原法律公務員専門学校 ・大原法律公務員専門学校静岡校 ・大原法律公務員専門学校浜松校 ・大原簿記医療観光専門学校岐阜校 ・大原法律公務員専門学校岐阜校 ・大原公務員医療観光専門学校沼津校 ・大原介護福祉専門学校沼津校

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・大原簿記医療観光専門学校津校</li> <li>・大原法律公務員専門学校津校</li> </ul>
	学校法人 瀬木学園	<ul style="list-style-type: none"> <li>・愛知みずほ大学</li> <li>・愛知みずほ大学大学院</li> <li>・愛知みずほ大学短期大学部</li> </ul>
三重県	三重県立公衆衛生学院	
	三重県立水産高等学校	
	学校法人 長谷川学園	<ul style="list-style-type: none"> <li>・旭理容美容専門学校</li> </ul>
	学校法人 鈴鹿医療科学大学	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鈴鹿医療科学大学千代崎キャンパス</li> <li>・鈴鹿医療科学大学白子キャンパス</li> </ul>
	学校法人 暁学園	<ul style="list-style-type: none"> <li>・四日市大学</li> </ul>

## 4. 国民年金等事務取扱交付金に関する業務について

### (1) 業務内容

国民年金等事務取扱交付金は、国民年金法第86条により、市町村が「法定受託事務」（地方自治法に定める地方公共団体の事務）を行うにあたり必要とされた費用について国が交付するものと、法定受託事務以外に市町村が国民年金事務に係る「協力・連携事務」を行うにあたり必要とされた経費について国が交付するものと2つに分けられています。

東海北陸厚生局では、国民年金等事務取扱交付金に係る次の業務を行っています。

- ① 市町村より提出される交付申請書及び報告書の内容審査及び厚生労働本省への提出
- ② 市町村より提出される「協力・連携計画書」の内容審査及び厚生労働本省への報告
- ③ 市町村国民年金事務担当職員を対象に説明会を実施

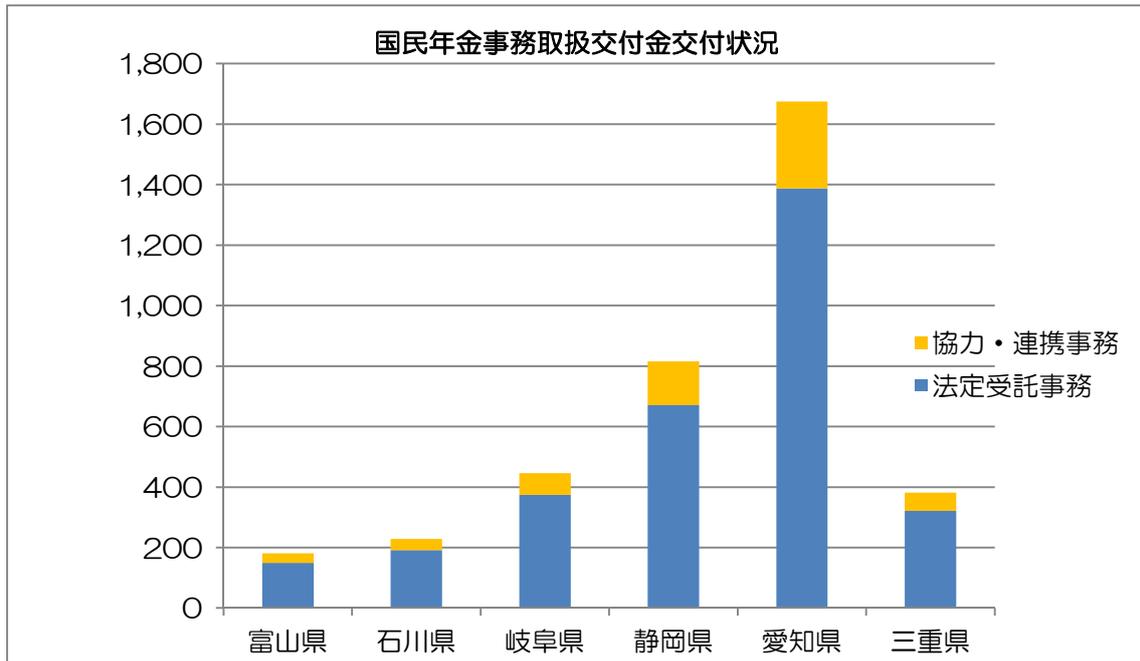
### (2) 実績

ア. 平成27年度における国民年金等事務取扱交付金の交付状況は、次のとおりです。

(単位：円)

県名	市町村数	法定受託事務	協力・連携事務	計
富山県	15	148,897,689	31,910,984	180,808,673
石川県	19	191,041,548	37,923,737	228,965,285
岐阜県	42	374,484,291	71,262,615	445,746,906
静岡県	35	671,254,784	143,814,995	815,069,779
愛知県	54	1,387,549,966	287,210,135	1,674,760,101
三重県	29	321,859,654	59,350,416	381,210,070
管内計	194	3,095,087,932	631,472,882	3,726,560,814

(単位：百万円)



イ. 市町村国民年金事務担当職員を対象とした説明会の実施状況は、次のとおりです。

県名 (市町村数)	開催日	会場	受講者数 (市町村数)
富山県 (15)	平成27年6月22日	自治労とやま会館	18名(15)
	平成28年1月21日		16名(15)
石川県 (19)	平成27年6月23日	石川県地場産業振興センター	22名(17)
	平成28年1月22日		24名(19)
岐阜県 (42)	平成27年6月10日	岐阜産業会館	44名(40)
	平成28年1月27日		47名(41)
静岡県 (35)	平成27年6月8日	静岡県教育会館	55名(34)
	平成28年1月15日		46名(34)
愛知県 (54)	平成27年6月19日	愛鉄連厚生年金基金会館	81名(52)
	平成28年1月19日		58名(51)
三重県 (29)	平成27年6月25日	三重県総合文化センター	31名(25)
	平成28年1月13日		30名(27)

## 5. 健康保険事務指定市町村交付金に関する業務について

### (1) 業務内容

健康保険事務指定市町村交付金は、厚生労働大臣の指定を受けた市町村が日雇特例被保険者に対して日雇特例被保険者手帳の交付、保険料の徴収等の諸手続業務に要した事務経費を交付するものです。

東海北陸厚生局では、市町村より提出された健康保険事務指定市町村交付金申請書及び各種報告書の内容審査並びに厚生労働本省への提出に係る業務を行っています。

### (2) 実績

平成27年度における健康保険事務指定市町村交付金の交付状況は、次のとおりです。

県名	指定市町村数	申請市町村数	取扱件数	交付金額 (単位：円)
愛知県	1	1	17	1,350
管内計	1	1	17	1,350

# 年金審査課

## 1. 業務内容

「政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律」が平成 26 年 6 月 11 日に公布されました。この改正により、国民年金及び厚生年金保険の被保険者等が、政府が管理する年金記録の訂正を求めることができる手続きが創設され、平成 27 年 4 月から年金記録訂正に関する事務を行っています。

### （一〇メモ）～記録訂正の決定手続について～

年金記録の訂正の請求があった事案について東海北陸厚生局長が記録訂正・不訂正の決定を行うに当たり、決定の公平性・透明性や信頼性を確保するため、民間有識者からなる審議会の審議結果に基づいて行う仕組みになっています。

## 2. 実績（平成 27 年度）

### （1）訂正請求受付状況

（単位：件）

国民年金	88（13）
厚生年金保険	850（106）
計	938（119）

※（ ）は平成 26 年度総務省年金記録確認中部地方第三者委員会からの切替事案件数の再掲

### （2）処理状況（速報値）

（単位：件）

	処理件数						
		厚生局処理			日本年金機構 で記録訂正	取下 げ等	
		訂正 決定	不訂正 決定	請求 却下			
国民 年金	67	64	15	48	1	2	1
厚生年 金保険	642	334	206	127	1	248	60
合 計	709	398	221	175	2	250	61

# 社会保険審査官

## 1. 業務内容

社会保険審査官は、「社会保険審査官及び社会保険審査会法」に基づき設置され、厚生労働大臣から任命された独立した機関として、健康保険法、船員保険法、厚生年金保険法、国民年金法等に基づき、厚生労働大臣、日本年金機構、全国健康保険協会等が決定した処分に対する審査請求事件について、審理を行っています。

### （一口メモ）～社会保険審査官～

社会保険の保険給付等に関する、行政庁の処分に対する不服申し立てを審査して申立人の正当な権利利益の救済を図るとともに、行政の適正な運営を確保するために設置されている機関（全国102名）です。

## 2. 実績（平成27年度）

### （1）審査請求取扱状況

（単位：件）

受付（※）	1,636
取下（受付後に審査請求人から取下申出があった件数）	101
移送（受付後に管轄外であることが判明し管轄する審査官へ送付した件数）	15
決定（審査官が決定した件数。内訳は「決定状況」とおり）	1,263

（※）受付件数のうち、前年度からの繰り越し分は282件です。

### （2）決定状況

（単位：件）

	却下	容認	棄却	計
健康保険	1	47	202	250
船員保険	0	0	0	0
厚生年金	70	27	315	412
国民年金	18	159	424	601
合計	89	233	941	1,263

### （一口メモ）～却下・容認・棄却～

- 【却下】期限を過ぎてからの審査請求や保険者の決定が行われていないなど、審査請求に関する条件を満たしていないため、内容を審理するに至らなかったものです。
- 【容認】受理した審査請求について審理した結果、請求理由を認め、原処分を取り消したものです。
- 【棄却】受理した審査請求について審理した結果、請求についてその理由がないとして請求をしりぞけたものです。

1. 生活保護法に基づく指定医療機関及び指定介護機関の指定等について

(1) 業務内容

生活保護法に基づき公費負担医療を行う医療機関（病院、診療所、薬局、介護機関をいいます。以下、本項において同じ。）は国の責任において医療の給付を行うことなどから、その医療機関を厚生労働大臣又は都道府県知事が指定しています。

東海北陸厚生局では、管内6県に所在する医療機関の指定、指定取消、変更届出などの業務を行っています。

（一〇メモ）～公費負担医療～

公費負担医療とは、公衆衛生や社会福祉の観点から国などが特定の対象者に対して、公費によって医療に関する給付を行う制度をいいます。

種 別	内 容	指定医療機関数		
		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
生活保護指定医療機関又は生活保護指定介護機関	困窮のため最低限度の生活を維持できない被保護者に対し、国が開設する病院、診療所、薬局又は介護事業所を指定する。	33	39	39
原子爆弾被爆者に対する指定医療機関	被爆者の原爆放射能に起因する疾病に対し医療費を給付する認定疾病医療において、認定疾病医療を担当させる病院、診療所又は薬局を指定する。	150	167	—
母子保健指定養育医療機関	養育のため病院又は診療所に入院が必要な未熟児（体重2,000g以下の出生児など）に対し、その養育に必要な医療の給付を行うために、国が開設する病院、診療所又は薬局を指定する。	12	12	—

児童福祉指定療育機関	結核に罹患している児童に対し、適切な医療に併せて学習の援助を行うために、国が開設する病院を指定する。	4	4	—
戦傷病者指定医療機関	戦傷病者の先の大戦における公務上の傷病に起因する疾病に対し、その療養の給付を担当させる病院、診療所又は薬局を指定する。	24	24	—

※原子爆弾被爆者に対する指定医療機関、母子保健指定養育医療機関、児童福祉指定療育機関及び戦傷病者指定医療機関については、平成27年4月1日付で指定等に関する権限が都道府県知事に移譲されました。

## (2) 実績

(単位：件)

	平成25年度	平成26年度	平成27年度
生活保護指定医療（介護）機関 <small>(※)</small>			
指定	0	39	0
指定の取消	0	0	0
変更届等の受理	0	2	4
指定辞退の申出の受理	0	0	0
計	0	41	4

(※)指定等を行った場合は、官報で公表しています。平成26年度の指定については、生活保護法改正に伴う再指定によるものです。

	平成25年度	平成26年度	平成27年度
原子爆弾被爆者に対する指定医療機関			
指定	23	18	—
指定の取消	0	0	—
変更届等の受理	5	3	—
指定辞退の申出の受理	2	2	—
計	30	23	—

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
母子保健指定養育医療機関			
指定	0	0	—
指定の取消	0	0	—
変更届等の受理指定辞退の申出の受理	0	0	—
計	0	0	—

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
児童福祉指定療育機関			
指定	0	0	—
指定の取消	0	0	—
変更届等の受理	0	0	—
指定辞退の申出の受理	0	0	—
計	0	0	—

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
戦傷病者指定医療機関			
指定	0	0	—
指定の取消	0	0	—
変更届等の受理	0	0	—
指定辞退の申出の受理	0	0	—
計	0	0	—

## 2. 各種補助金等の交付等について

### 2-1 施設整備等に係る補助金、交付金の交付

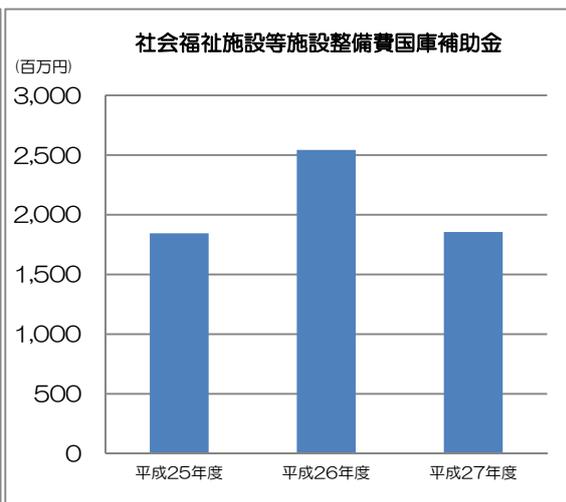
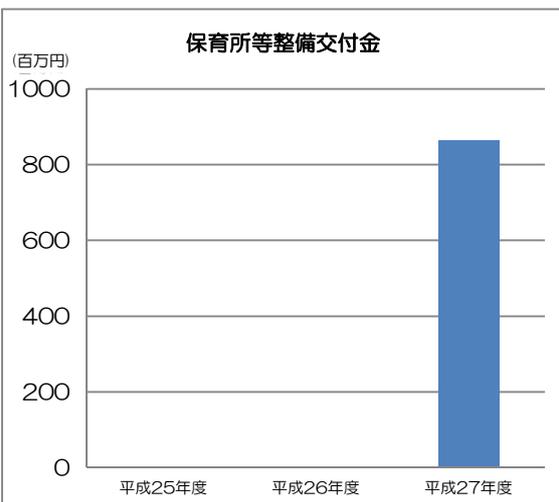
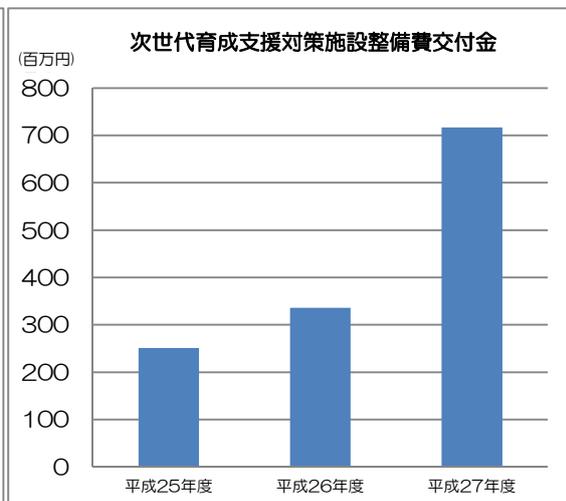
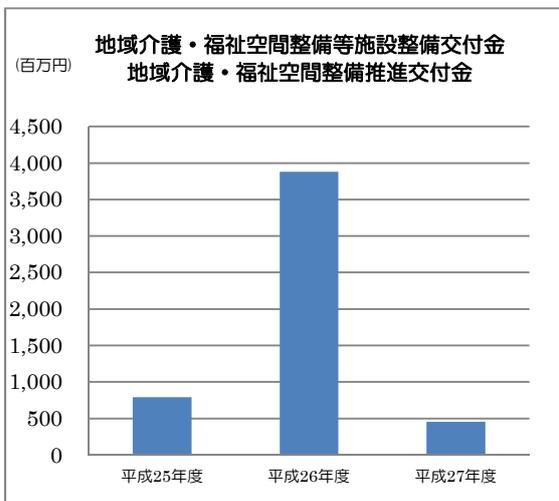
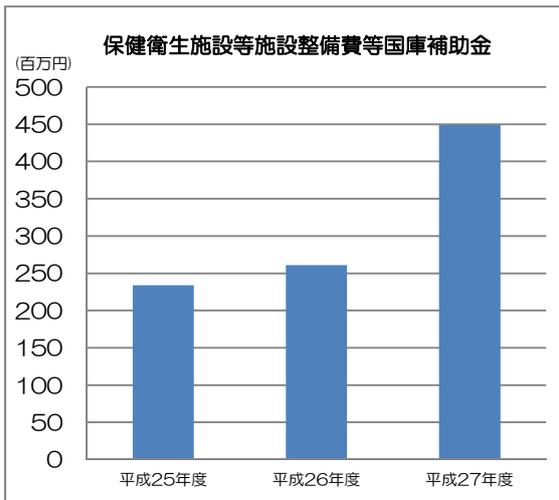
#### (1) 業務内容

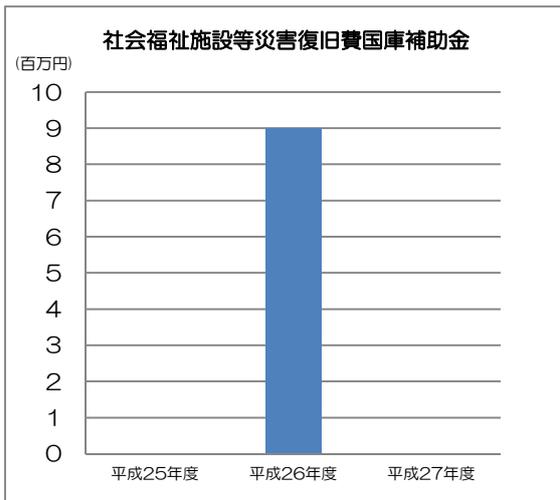
平成16年度から施設や設備の整備に係る補助金や交付金の交付業務を行っており、管内各県等から提出された交付申請書や実績報告書を審査の上、交付額の決定、精算額の確定などを行っています。

(2) 実績

補助金等名	交 付 目 的	平成27年度 交付件数及び交付額
保健衛生施設等施設整備費等国庫補助金	<p>都道府県等の医療機関等の施設及び設備の整備に対して、その経費を補助し、地域住民の健康増進並びに疾病の予防及び治療を行い、もって公衆衛生の向上に寄与する。</p> <p>(※) 法令根拠：精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第7条及び第19条の10、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第62条</p>	<p>【施設整備】</p> <p>交付件数 9件 交 付 額 352,356千円</p> <p>【設備整備】</p> <p>交付件数 36件 交 付 額 96,790千円</p>
保健衛生施設等災害復旧費国庫補助金	<p>都道府県が設置する保健所、市町村保健センター、精神科病院等の保健衛生施設等が暴風、洪水、高潮、地震、その他の異常な自然現象により被害を受けた場合における当該施設の災害復旧事業に対して、その費用の一部を補助することにより、公衆衛生の向上に寄与する。</p>	<p>交付件数 一件 交 付 額 一千円</p>
地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金、地域介護・福祉空間整備推進交付金	<p>市町村が作成した市町村整備計画に基づく事業又は事務の実施に対して、その費用を市町村に交付することにより、地域における公的介護施設等の施設及び設備等の整備事業を推進する。</p> <p>(※) 法令根拠：地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律第4条</p>	<p>【施設整備交付金】</p> <p>交付件数 28件 交 付 額 439,023千円</p> <p>【推進交付金】</p> <p>交付件数 6件 交 付 額 18,000千円</p>

次世代育成支援対策 施設整備費交付金	児童福祉施設等の施設の整備に 対して、その経費の一部を交付 することにより、次世代育成支 援対策を推進する。  (※) 法令根拠：次世代育成支 援対策推進法第11条	交付件数 20件 交 付 額 716,969千円
保育所等整備交付金 (平成27年度より 東海北陸厚生局の所 管となりました。)	市町村が作成した保育所等の整 備計画に基づく事業の実施に必 要な経費の一部を市町村に交付 することにより、市町村域内 における効率的・効果的な保育所 等整備を推進する。  (※) 法令根拠：児童福祉法(昭 和22年法律第164号)第 56条の4の3	交付件数 25件 交 付 額 864,196千円
社会福祉施設等施設 整備費国庫補助金	地方公共団体等が整備する施設 整備に対して、その費用の一部 を補助することにより、施設入 所者等の福祉の向上を図る。  (※) 法令根拠：福祉各法	交付件数 107件 交 付 額 1,856,032千円
社会福祉施設等災害 復旧費国庫補助金	地方公共団体等が整備した施設 が、暴風、洪水、高潮、地震、 その他の異常な自然現象により 被害を受けた場合における当該 施設の災害復旧事業に対して、 その費用の一部を補助すること により、施設入所者等の福祉の 向上を図る。	交付件数 一件 交 付 額 一千円





## 2-2 義務的経費に係る補助金等の交付

### (1) 業務内容

平成15年度から義務的経費に係る補助金等の交付業務を行っており、管内各県等から提出された交付申請書や実績報告書を審査の上、交付額の決定、精算額の確定などを行っています。

#### (一〇メモ) ～義務的経費～

国又は地方自治体の歳出のうち、支出することが制度的に義務づけられている経費のことをいいます。

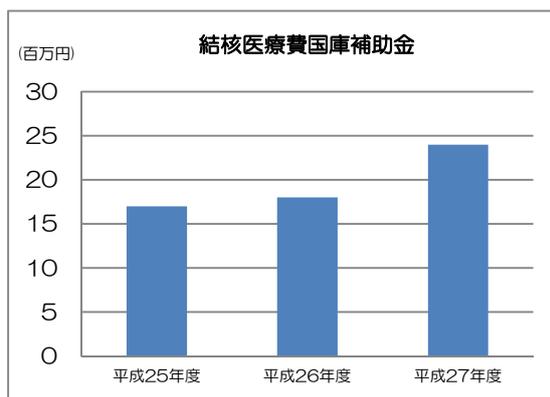
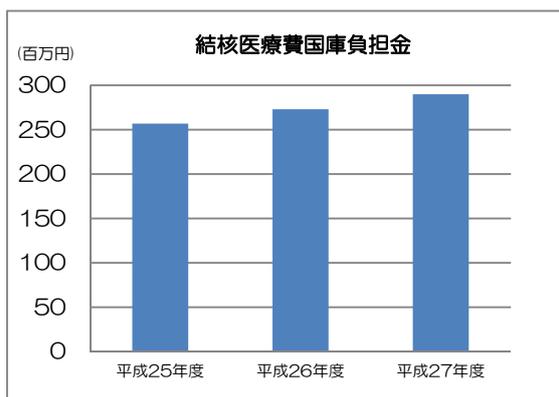
### (2) 実績

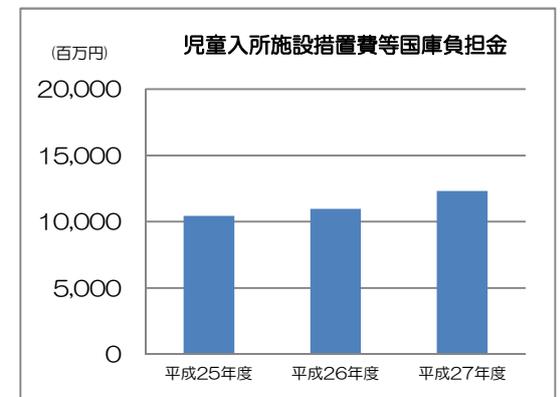
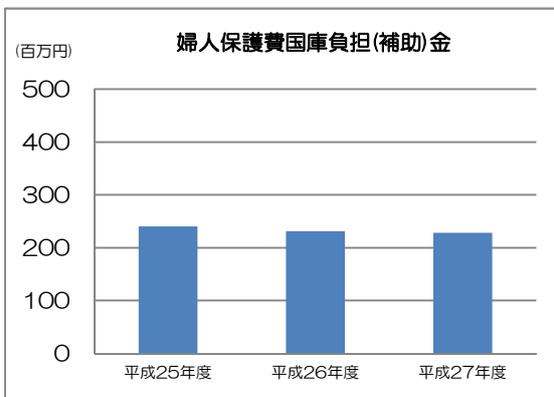
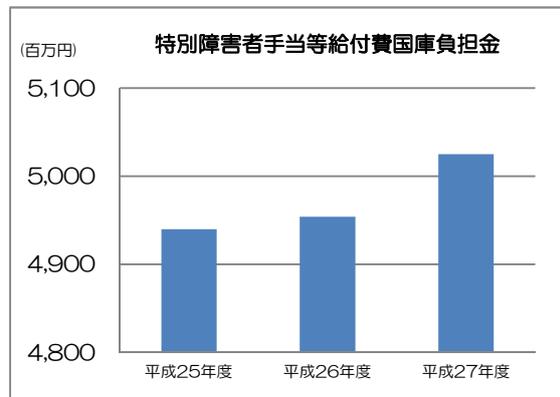
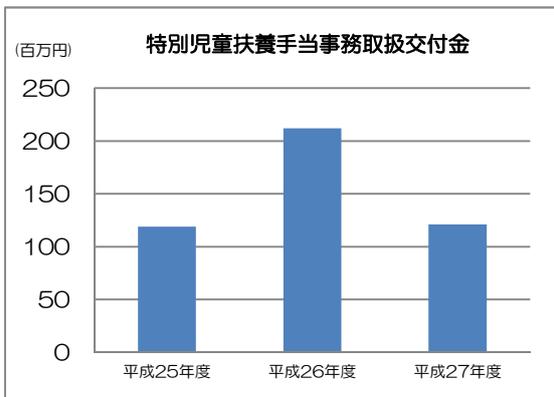
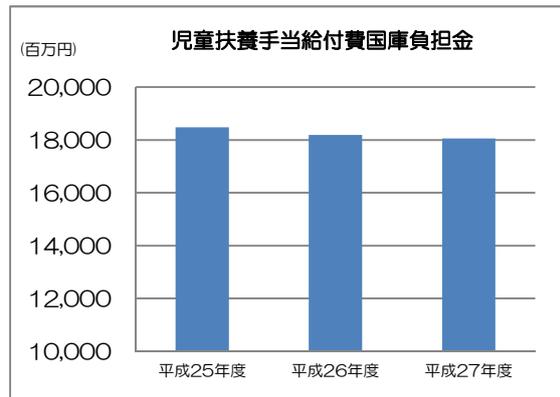
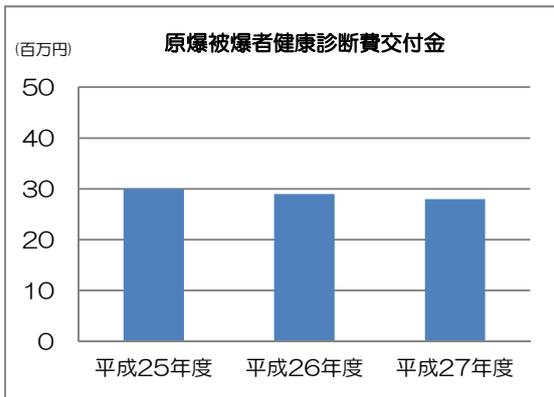
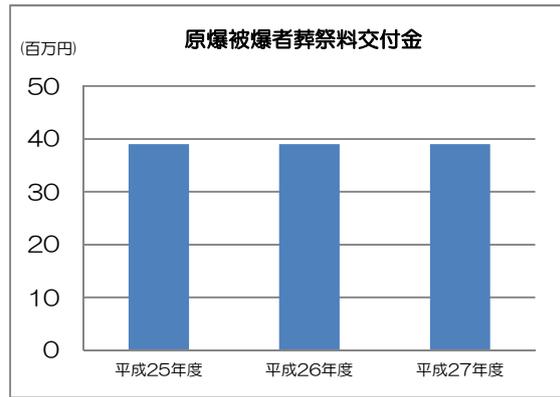
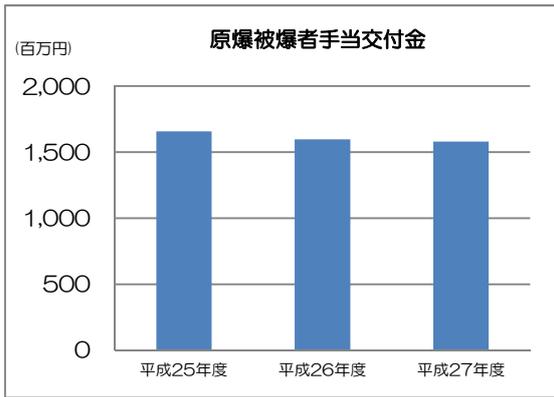
補助金等名	交付目的	交付先及び交付額
結核医療費国庫負担金	<p>県、保健所を設置する政令市が行う入院患者の医療に要する費用等を負担する事業に対して、その費用の一部を負担することにより、結核の予防及び結核患者に対する適正な医療の普及を図り、もって公共の福祉の増進を図る。</p> <p>(※) 法令根拠：感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第61条</p>	<p>交付先 6県 10市</p> <p>交付額 289,567千円</p>

結核医療費国庫補助金	<p>県、保健所を設置する政令市が行う一般患者の医療に要する費用等を補助する事業に対して、その費用を補助することにより、結核の予防及び結核患者に対する適正な医療の普及を図り、もって公共の福祉の増進を図る。</p> <p>(※) 法令根拠：感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第62条第1項</p>	<p>交付先 6県10市          交付額 23,934千円</p>
原爆被爆者手当交付金	<p>県が行う医療特別手当、特別手当、健康管理手当、保健手当並びに原子爆弾小頭症手当を支給する事業に対して、その経費の全部を交付することにより、被爆者の受療の促進、健康の保持増進を図る。</p> <p>(※) 法令根拠：原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第43条第1項、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令第20条第3項</p>	<p>交付先 6県          交付額 1,580,994千円</p>
原爆被爆者葬祭料交付金	<p>県が行う原爆被爆者葬祭料を支給する事業に対して、その経費の全部を交付することにより、被爆者の精神的不安を和らげる。</p> <p>(※) 法令根拠：原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第43条第1項、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令第20条第3項</p>	<p>交付先 6県          交付額 38,647千円</p>

原爆被爆者健康診断費 交付金	県が行う原爆被爆者の健康診断 に対して、その経費の全部を交 付することにより、健康の保持 及び向上を図る。  (※) 法令根拠：原子爆弾被爆 者に対する援護に関する法 律第43条第1項、原子爆 弾被爆者に対する援護に関 する法律施行令第20条第 2項	交付先 交付額	6県 28,464千円
児童扶養手当給付費国 庫負担金	県知事又は市町村長が行う児童 扶養手当を支給する事業に対 して、その費用の一部を負担す ることにより、父又は母と生計を 同じくしていない児童が育成さ れる家庭の生活の安定と自立の 促進に寄与し、もって児童福祉 の増進を図る。  (※) 法令根拠：児童扶養手当 法第21条	交付先 交付額	6県 118市町 18,058,566千円
特別児童扶養手当事務 取扱交付金	県知事又は市町村長が行う特別 児童扶養手当を支給する事務に 対して、その費用を交付するこ とにより、本制度の円滑な運営 を図る。  (※) 法令根拠：特別児童扶養 手当等の支給に関する法律 第14条	交付先 交付額	6県 193市町 121,910千円
特別障害者手当等給付 費国庫負担金	県又は市町村が行う特別障害者 手当、障害児福祉手当等を支給 する事務に対して、その費用の 一部を負担することにより、精 神又は身体に重度の障害を有す る者の福祉の増進を図る。  (※) 法令根拠：特別児童扶養 手当等の支給に関する法律 第25条	交付先 交付額	6県 118市町 6,025,666千円

<p>婦人保護費国庫負担金・補助金</p>	<p>県が行う婦人相談所での一時保護、移送及び婦人保護施設で収容保護等の事業に対して、その費用の一部を負担（補助）することにより、要保護女子についてその転落の未然防止と保護更生を図るとともに、配偶者からの暴力被害者である女性の保護等を図る。</p> <p>（※）法令根拠：売春防止法第40条、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第28条</p>	<p>交付先 6県</p> <p>交付額</p> <p>【負担金】 88,380千円</p> <p>【補助金】 139,508千円</p>
<p>児童入所施設措置費等国庫負担金</p>	<p>県又は市町村が行う児童等の入所後の保護又は委託後の養育に対して、その費用の一部を負担することにより、施設等への入所又は委託、助産の実施及び施設等の最低基準の維持を図る。</p> <p>（※）法令根拠：児童福祉法第53条</p>	<p>交付先 6県86市</p> <p>交付額</p> <p>【保護費負担金】 11,977,920千円</p> <p>【保護医療費負担金】 351,700千円</p>





## 2-3 財産処分に関する業務

### (1) 業務内容

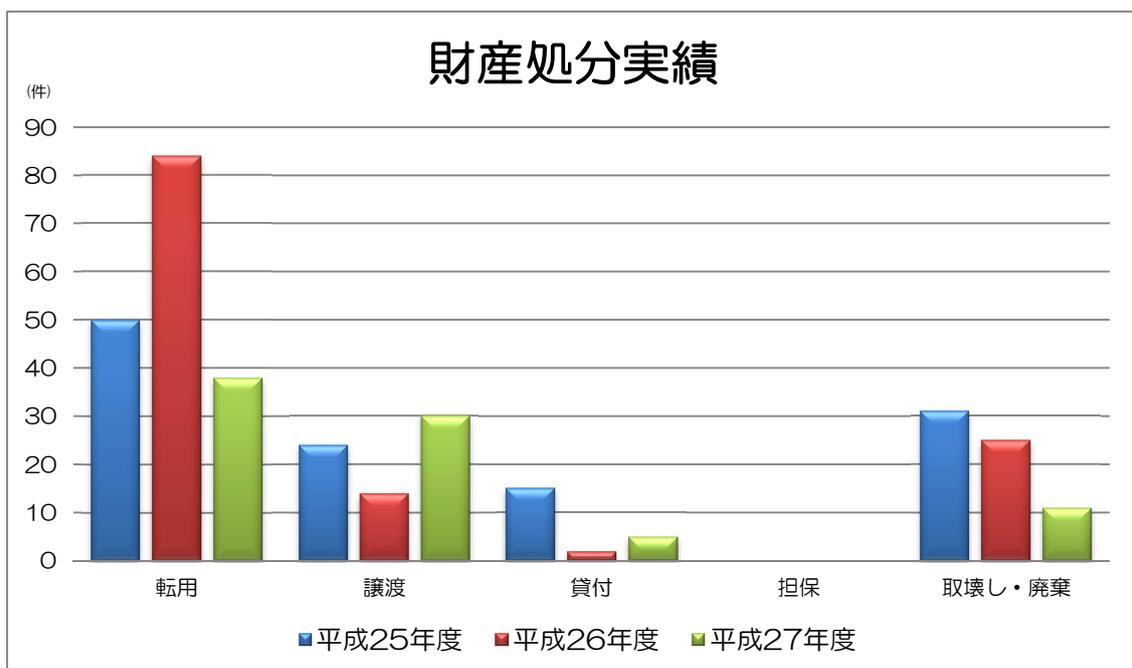
補助金等の交付を受けて取得し、又は効用の増加した財産を処分する場合（補助金等の交付の目的に反して使用する、譲渡する、交換する、貸し付ける、担保に供する、取り壊すことなどをいいます。）は、厚生労働大臣等の承認が必要となります。

平成16年度から補助金等の交付を受けた施設などに対する国庫補助財産の財産処分の業務を行っており、管内各県等から提出された財産処分承認申請書や報告書（包括承認事項）の承認、受理などを行っています。

### (2) 実績

（単位：件）

区分	処理件数		
	平成25年度	平成26年度	平成27年度
転用	50	84	38
譲渡	24	14	30
貸付	15	2	5
担保	0	0	0
取壊し・廃棄	31	25	11
計	120	125	84



### 3. 三種病原体等の所持又は輸入の届出等について

#### 3-1 三種病原体等の所持又は輸入の届出

##### (1) 業務内容

病原体等が生物テロに使用された場合の国民への生命や健康に与える影響などを踏まえて、それらを所持する場合や輸入する場合は、申請又は届出を行うこととされています。

(※) 根拠法令：感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律  
東海北陸厚生局では、管内6県に所在する三種病原体等の所持者や輸入者から、その所持や輸入の届出、変更の届出の受理に関する業務を行っています。

#### (一〇メモ) ～病原体等～

病原体等とは、感染症の病原体や毒素（感染症の病原体によってつくられる物質であって、人の体内に入った場合に、人を発病させ、又は死亡させるものをいいます。）のことをいいます。病原体や細菌の病原性や国民の生命及び健康に対する影響に応じて、特定病原体等として一種病原体等から四種病原体等までに分類されています。

##### (2) 実績

(単位：件)

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
所持又は輸入の届出の受理	2	0	0
所持又は輸入の変更届出の受理	6	10	5
計	8	10	5

#### 3-2 検査

##### (1) 業務内容

特定病原体を所持する場合には、その区分に応じて施設、保管、使用、運搬、滅菌などに関する基準の遵守が定められています。

(※) 根拠法令：感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律  
東海北陸厚生局では、管内6県に所在する三種病原体等の所持者を対象に、三種病原体等の取扱いや施設の基準の遵守状況を確認するため、立入検査を行っています。

また、立入施設が四種病原体等を併せて所持している場合は、その所持状況についても検査を行っています。

(2) 実績

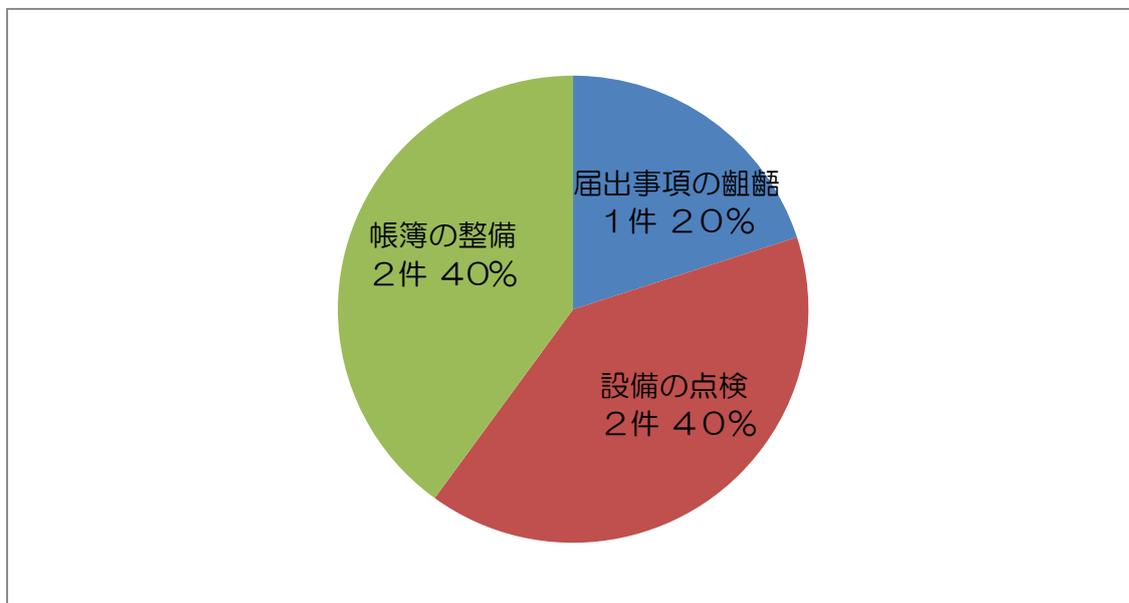
ア. 立入検査の実績

(単位：件)

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
立入検査の実績	6	6	4

イ. 平成 27 年度の指導事項及び件数

指導事項	内容	件数
届出事項の齟齬について	・届出されている管理区域の平面図と実際の施設の位置の整合性を図ること。	1
設備点検について	・1年に1回以上定期的に点検を行い、その記録を保管すること。	2
帳簿の整備について	・三種病原体等の使用、保管、滅菌等に係る帳簿を整備し適切に記録を残すこと。	1
	・三種病原体等に関する帳簿は、1年ごとに閉鎖を行うこと。	1



## 4. 民生委員及び児童委員の委嘱、解嘱及び表彰並びに主任児童委員の指名等について

### (1) 業務内容

民生委員や児童委員は、県知事（指定都市、中核市の長を含みます。以下4.において「県知事等」といいます。）の推薦によって厚生労働大臣が委嘱しています。

また、児童委員の中から、県知事等の推薦によって厚生労働大臣が主任児童委員を指名しています。

（※）根拠法令：民生委員法、児童福祉法

さらに、多年にわたり社会福祉の増進に貢献された民生委員や児童委員に対し、厚生労働大臣より感謝状の授与や表彰が行われます。

東海北陸厚生局では、管内6県に係る民生委員や児童委員の委嘱・解嘱、主任児童委員の指名や厚生労働大臣感謝状などの授与の業務を行っています。

#### （一口メモ）～民生委員・児童委員・主任児童委員～

民生委員・児童委員とは、地域住民の立場に立って相談や援助を行うとともに、福祉事務所などの関係行政機関に対する協力や民間の篤志奉仕者として自主的な民間福祉活動に従事する方々です。

また、民生委員は、児童委員を兼務しています。

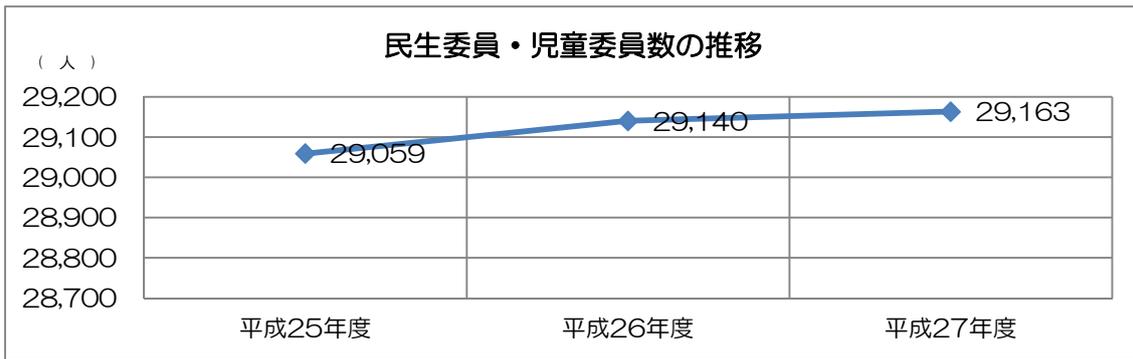
児童委員のうち主任児童委員は、児童相談所などの関係行政機関と児童委員との連絡調整や児童委員の活動に対する援助を行っています。

民生委員や児童委員の任期は3年とされており、3年ごとに一斉改選が行われます。直近では、平成25年に一斉改選が行われ、その任期は平成28年11月30日までとなっています。

### (2) 実績

（単位：人、団体）

区分	事務処理件数		
	平成25年度	平成26年度	平成27年度
民生委員・児童委員の委嘱	29,361	642	609
民生委員・児童委員の解嘱	366	636	581
主任児童委員の指名	3,269	82	2
厚生労働大臣感謝状の授与	7,397	203	160
厚生労働大臣表彰状の授与	664	69	3



各年3月末現在（単位：人）

県名	平成25年度	平成26年度	平成27年度
富山県	2,246	2,242	2,244
石川県	2,710	2,708	2,710
岐阜県	3,957	3,962	3,964
静岡県	6,159	6,198	6,199
愛知県	10,273	10,292	10,297
三重県	3,714	3,738	3,749
合計	29,059	29,140	29,163

## 5. 児童扶養手当支給事務指導監査について

### (1) 業務内容

各県・市が行う児童扶養手当支給に関する事務の円滑な実施の確保を図ることを目的として児童扶養手当の支給事務に関する指導監査を実施しています。

(※) 根拠法令：地方自治法第245条の4

東海北陸厚生局では、各県については3年に1回程度、市及び福祉事務所を設置する町村については6年に1回程度の頻度により監査を行っています。

### (一〇メモ) ～児童扶養手当～

児童扶養手当とは、父母の離婚などで、父又は母と生計を同じくしていない子どもが育成される家庭（ひとり親家庭）の生活の安定と自立の促進に寄与し、子どもの福祉の増進を図ることを目的として支給される手当です。

(2) 実績

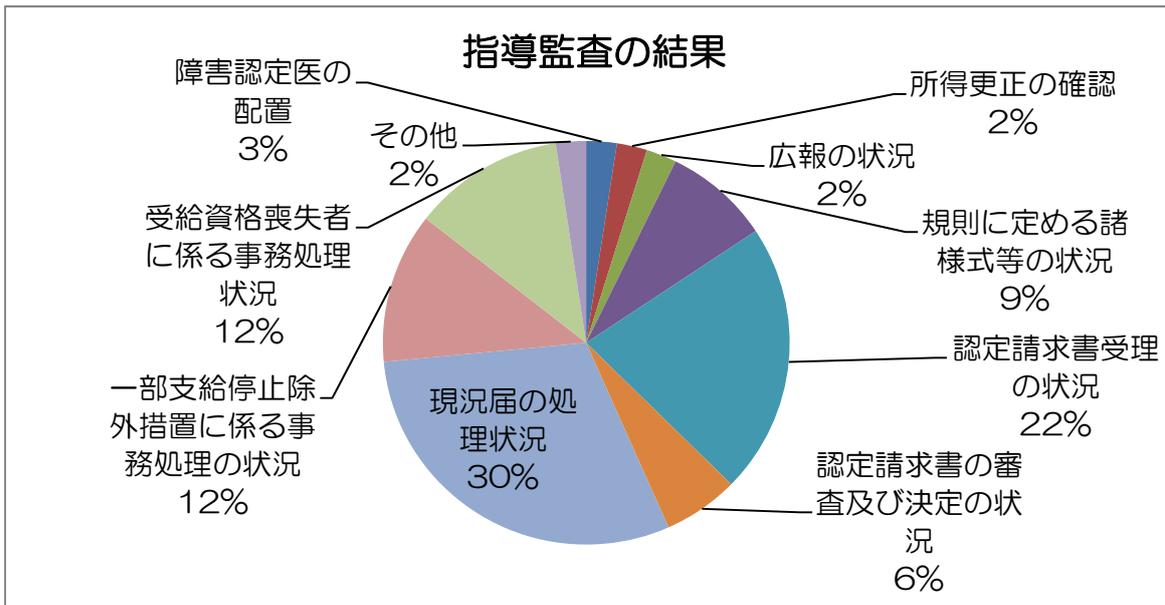
ア. 監査の実績

平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
2 県 14 市	1 県 13 市	3 県 1 1 市

イ. 平成 27 年度の主な指導事項及び件数

指導事項	内 容	件 数
所得更正の確認について	・本人及び扶養義務者等の所得更正の確認を行っていない及び確認が不十分であるので、税務関係部署との連携により漏れなく確認し、所得更正決定後の所得により手当額を算出すること。	2
認定請求書・現況届の様式について	・児童扶養手当法施行規則に定める様式の事項を満たしていない状況にあるので、同規則に定める事項の確認を確実にを行うこと。	4
受付処理簿の整備について	・受付処理簿が作成されていないので、作成して受付書類の処理経緯を確実に記録すること。	2
認定請求書受理の状況について	・認定請求書の受理時に必要とする書類が未添付のまま受理していたので、必要な書類が添付されていることを確認したうえで受理すること。	7
認定請求書の請求日について	・認定請求書の請求年月日が空欄のまま受理していたので、必ず本人に記載させること。	3
額改定請求書の受理事務について	・額改定請求書の受理時に必要とする書類が未添付のまま受理していたので、必要な書類が添付されていることを確認した上で受理すること。	4
受給者と扶養義務者が生計同一関係にないことの確認について	・受給者と生計を異にする扶養義務者の状況をみると、客観的に生計同一でないと判断するための根拠となる資料が不十分なまま認定していたので、受給者と扶養義務者が生計を異にする申立の場合には、本人の申立書、住居の見取り図及び公共料金の契約・負担の状況等を生計同一関係にない事実について、客観的な証明があることを確認すること。	4

現況届の処理状況について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現況届に添付されている「養育費等に関する申告書」において、受給者が申告した養育費をそのまま所得額として計上していたので、申告書の内容に誤りがないか十分審査した上で所得額に算入すること。</li> </ul>	7
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現況届未提出者の時効処理において、現況届提出命令書を発出しないまま職権で資格喪失処理を行っていた事例や普通郵便で発出した事例があったので、配達記録が残る方法により現況届提出命令書を発出した後に資格喪失処理を行うこと。</li> </ul>	6
一部支給停止適用除外事由届出書の受理状況について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童扶養手当法第13条の3の一部支給停止適用除外事由届出書は提出されているものの、適用除外事由を明らかにできる内容とは認められない書類で認定されている事例があったので、一部支給停止適用除外となる事由を明らかにした上で認定すること。</li> </ul>	2
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童扶養手当法第13条の3に基づく一部支給停止措置を適用する受給資格者に、児童扶養手当支給停止通知書を送付せずに一部支給停止を行っていた事例があったので、必ず児童扶養手当支給停止通知書をそ送付した上で一部支給停止を行うこと。</li> </ul>	2
受給資格喪失者に係る事務処理状況について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受給資格喪失時点の確認において、戸籍、住民票等の関係公簿による確認を行った記録がない事例や資格喪失に至った記録が不十分な事例があったので、関係公簿等による確認や資格喪失に至った事実や事実婚であることを明らかにする内容の申立や聴き取りを記録することにより行うこと。</li> </ul>	3



## 6. 保護施設に対する指導監査について

### (1) 業務内容

保護施設の適正な運営の確保を図ることを目的として、保護施設に対する指導監査や、地方自治体が行う保護施設に対する指導監査の実施状況に対する技術的助言を実施しています。

(※) 根拠法令：生活保護法第23条第1項、地方自治法第245条の4  
東海北陸厚生局では、管内の県及び指定都市、中核市が設置する保護施設（10施設）を対象として、概ね3年に1回の頻度で実地による監査を行っています。

#### (一〇メモ) ～保護施設～

保護施設とは、生活保護法第38条の規定に基づく、「救護施設」、「更生施設」、「授産施設」、「宿所提供施設」のことをいいます。

### (2) 実績

監査の実績

(単位：施設)

平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
2	2	2

## 7. 生活保護法施行事務監査について

### (1) 業務内容

生活保護制度における他法他施策の優先徹底を図ることを目的として、生活保護法施行事務に関する監査を行っています。

東海北陸厚生局では、管内の15県市を対象に自立支援医療（更生医療）の優先適用や向精神薬における重複処方状況に関する監査を実施しています。

#### （一口メモ）～生活保護制度における他法他施策の優先～

生活保護制度の目的は、資産、能力などのすべてを活用してもなお生活に困窮する者に対し、困窮の程度に応じた保護を実施することです。そのため、年金や手当など他の制度で給付を受けることができる制度がある場合（自立支援医療（更生医療）など）は、生活保護法による保護に優先しその制度を活用しなければなりません。

### (2) 実績

#### ア. 監査の実績

（単位：件）

区分	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
自立支援医療	276	232	—
向精神薬	436	348	356
合計	712	580	356

※平成 27 年度より、自立支援医療の適用にかかる確認監査は、自立支援医療適用へ向けた県市の取組状況の確認監査へ内容が変更になりました。

#### イ. 被保護者に対して自立支援医療（更生医療）が適用されていない主な理由

- 被保護者が更生医療指定病院以外の医療機関を受診していたため。
- 被保護者が更生医療指定病院から緊急搬送された医療機関への指定換えをしなかったため。
- 被保護者が更生医療の申請手続き中であったため。
- 地方公共団体が被保護者に対して更生医療申請の指導をしているが、被保護者から申請がなされていないため。
- 更生医療の認定を受けているにもかかわらず、被保護者が医療機関に更生医療受給者証を提示していなかったため。

ウ. 被保護者に対して向精神薬が重複して処方されていた理由

- 被保護者が生活保護法の指定医療機関以外の医療機関を重複受診していたため。
- 被保護者が異なる疾病で複数の医療機関を受診し、同一効能の向精神薬を処方されていたため。
- 従来受診している医療機関から向精神薬を処方されていた被保護者が、緊急的に受診した医療機関から向精神薬を処方されたため。

## 8. 生活保護法の指定医療機関に対する指導検査について

(1) 業務内容

平成26年7月の改正生活保護法の施行に伴い、生活保護法に基づき指定された医療機関に対して、国（地方厚生局）と地方自治体による共同指導検査の実施が可能となりました。

東海北陸厚生局では、平成26年度より、生活保護法指定医療機関において診療方針及び診療報酬の請求等を適正に行えるように、管内地方自治体と共同して個別指導を実施しています。

(2) 実績

検査の実績

(単位：件)

平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
	1	1

### （一〇メモ）～生活保護法に基づく指定医療機関～

生活保護法の指定医療機関とは、生活保護法第49条に基づき、厚生労働大臣（国が開設した病院若しくは診療所又は薬局等）、都道府県知事（その他の病院若しくは診療所又は薬局等）が生活保護法に基づく医療扶助のための医療を担当させるために指定した医療機関のことをいいます。

## 9. クリーニング師試験の学力認定について

### (1) 業務内容

クリーニング師試験の受験に当たり、外国での教育課程を修了した方などに対して受験資格がある方と同等以上の学力を有することの認定を実施しています。

### (2) 学力の認定実績

(単位：件)

平成25年度	平成26年度	平成27年度
0	0	0

## 10. 介護福祉士実務者研修について

### (1) 業務内容

社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律（平成19年法律第125号）において、介護福祉士の資格取得方法が見直され、平成27年度実施国家試験から、実務経験者について、3年以上の実務経験に加えて実務者研修の修了が義務付けられました。（その後、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）の成立に伴い、社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律（平成19年法律第125号）のうち、実務者研修修了の義務付けに係る部分の施行が1年延長され、平成28年度実施国家試験からとなりました。）これに伴い、東海北陸厚生局では平成24年度から社会福祉士及び介護福祉士法第40条第2項第5号に規定する養成施設（大学等文部科学省と共管の施設に限ります。）の指定を行っています。

### (2) 実績

平成27年度は、新規指定を行っておりません。

## 1 1. 各種養成施設の指定又は認定及び監督について

### (1) 業務内容

各種養成施設の指定又は認定、養成施設の指定内容の変更に伴う審査、社会福祉に関する科目を定める省令第5条第1項に基づく実習演習科目の確認等の業務を行っています。

なお、各種養成施設は、あん摩マッサージ指圧師養成施設、栄養士養成施設（管理栄養士養成施設を含む。）、指定保育士養成施設、社会福祉士学校（※）、介護福祉士学校（※）、精神保健福祉士養成施設（※）です。

（（※）大学等文部科学省と共管の施設に限ります。）

また、養成施設の設置計画や変更に係る事前相談に対する指導、養成施設の年次報告の受理を行っています。加えて、授業の実施状況や施設設備の整備状況等の法令等の遵守状況を実地で指導調査による確認を行っています。

なお、前述の各種養成施設のうち、指定保育士養成施設にかかる指定・監督等の業務は、平成28年3月31日より、各都道府県に移譲されました。

### (2) 業務対象

（平成28年3月30日現在）

区 分	課 程 数
① あん摩マッサージ指圧師養成施設	1
② あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師養成施設	3
③ 栄養士、管理栄養士養成施設	38
④ 指定保育士養成施設	89
⑤ 社会福祉士学校（※）	0
⑥ 介護福祉士学校（※）	45
⑦ 精神保健福祉士養成施設（※）	0
計	176

（（※）大学等文部科学省と共管の施設に限ります。）

### (3) 実績

平成27年度における養成施設の指定等に関する業務については、次のとおりです。

また、指導調査に関しては、平成27年度養成施設等指導調査の基本方針に基づき実施するとともに、職種別に根拠法令等を明記した「自己点検表」を東海北陸厚生局のホームページに掲載のうえ、その利用を推奨しています。

（[http://kouseikyoku.mhlw.go.jp/tokaihokuriku/gyomu/bu\\_ka/shido\\_yosei/jikotenken.html](http://kouseikyoku.mhlw.go.jp/tokaihokuriku/gyomu/bu_ka/shido_yosei/jikotenken.html)）

ア. 養成所（施設）の指定等の実績

資格	養成施設の指定	実習演習科目の確認	指定内容変更の承認	指定の取消	指定内容変更届の受理	年次報告書の受理	指導調査
あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゆう師養成施設	0	0	1	0	3	4	1
栄養士養成施設	1	0	6	1	6	38	5
指定保育士養成施設	3	0	24	3	24	87	9
社会福祉士学校	0	0	0	0	0	0	0
介護福祉士学校	0	0	5	8	80	49	5
精神保健福祉士養成施設	0	0	0	0	0	0	0
小計	4	0	36	12	113	178	20
社会福祉に関する科目を定める省令第5条第1枝に基づき実習演習科目の確認校	0	0	0	2	90	0	0
合計	4	0	36	14	203	178	20

イ. 平成 27 年度の指導事項及び件数

東海北陸厚生局では、指摘内容の傾向を踏まえて、指摘事項を次の7項目に分類しています。

項目	主な指摘内容
学則に関する事	学則の記載内容が不明瞭、記載不備など
学生に関する事	入学定員の超過、入学資格確認の書類不備など
教員に関する事	専任教員の未配置、無資格教員による授業など
教育に関する事	学則に定めた授業時間数の不足など
施設設備に関する事	設備、備品等の整備状況の不備など
管理運営に関する事	記録文書の整備状況の不備など
手続に関する事	変更承認又は届出の未提出など

また、指摘は「文書指摘」と「口頭指導」に分けています。「文書指摘」は養成施設指定規則以上の違反がある場合、「口頭指導」は指導要領、手引き、設置及び運営に係る指針等の通知に違反がある場合としています。

この分類により平成27年度における指摘事項を表にしたものが表1です。

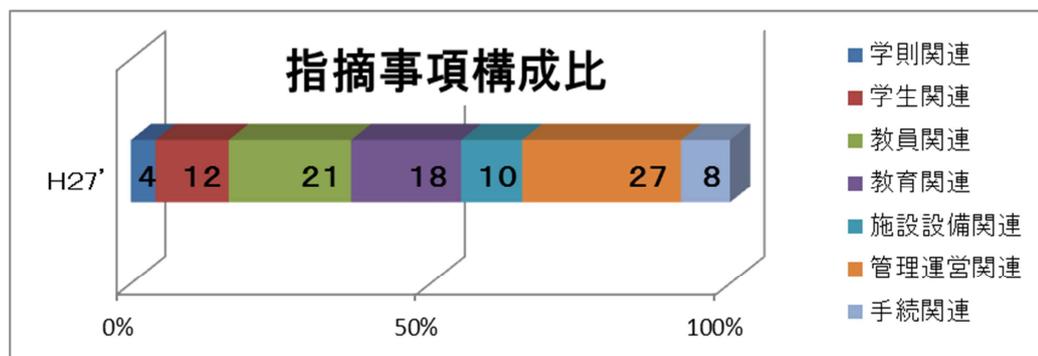
また、構成比をグラフ化したものが図1です。

(表1) 項目別指摘事項数

(単位：件)

	指摘事項							合計
	学則	学生	教員	教育	施設設備	管理運営	手続	
平成27年度	2	6	10	9	5	13	4	49
文書指摘	0	4	1	6	1	1	3	16
口頭指導	2	2	9	3	4	12	1	33

(図1)



## 12. 介護技術講習制度に係る講習会について

### (1) 業務内容

介護福祉士国家試験の実技試験を介護福祉士養成施設等の設置者が実施する「介護技術講習会」を受講することで、免除するものであり、実施者からの届出書を受け、審査を行っています。(大学等文部科学省と共管の施設に限ります。)

### (2) 実績

平成27年度は、8法人により延べ16回の講習が実施されました。

## 13. その他の業務について

その他、クリーニング師試験の実施に係る指定試験機関の指定等に関する業務、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律や資源の有効な利用の促進に関する法律に基づく報告徴収や立入検査に関する業務、特定感染症指定医療機関に係る監督に関する業務、地域における公的介護施設等の整備計画の認定に関する業務、中小企業の新たな事業活動の促進に関する業務を行っています。

なお、東海北陸厚生局におけるこれらの業務に関する平成27年度の実績はありません。

# 医事課

## 1. 医師の臨床研修について

### (1) 業務内容

#### ア. 臨床研修病院の研修プログラム等の審査

##### (ア) 臨床研修病院指定申請に伴う研修プログラム等の審査

新規に臨床研修病院の指定を受けようとする病院の研修プログラム及び臨床研修病院群、研修医の処遇等の内容の審査を行っています。

東海北陸厚生局管内の臨床研修病院の指定状況は、次のとおりです。

臨床研修指定病院数（基幹型）

平成26年度	平成27年度	増減
147病院	146病院	新規指定 0病院 指定辞退 1病院

##### (イ) 既指定病院の研修プログラム変更・新設に係る届出の受理

臨床研修病院の研修プログラム変更・新設については、106件の届出を受理し、内容の審査を行いました。

#### イ. 臨床研修修了者の登録に係る事務

臨床研修修了者からの医籍登録申請の受付、内容審査、厚生労働本省への進達及び登録証の交付を行っています。

○平成27年度：1,074件

○平成26年度：1,129件

#### ウ. 適正な研修の実施体制の確保と質の向上のための支援・フォローアップ

(ア) 指導医講習会等において、医師臨床研修制度を説明し、臨床研修を行う病院・施設における適切な指導体制の確保や適正な研修の実施のための支援を行っています。

○指導医講習会への講師派遣：平成27年度（5回）

○プログラム責任者講習会への講師派遣：平成27年度（1回）

(イ) 相談対応

研修プログラム、処遇等に関する研修医及び研修施設からの相談窓口業務を行っています。

エ. 臨床研修費等補助金（医師）の執行事務

臨床研修費等補助金は、臨床研修を実施するための指導体制や環境を整えるため、臨床研修病院及び大学附属病院を対象に補助金を交付しています。

なお、国（国立大学法人及び独立行政法人国立病院機構を含む）が開設する病院は補助対象とはなりません。

○平成27年度交付申請：131件 1,218,913千円

○平成26年度確定：133件 1,351,520千円

オ. 医師臨床研修制度に関する関係機関・団体等への普及啓発、指導・助言等制度の詳細、運用に関する個々の大学、病院、自治体のほか、地域の関係団体等への普及啓発、指導・助言等を行っています。

(ア) 東海北陸地区臨床研修病院合同説明会

臨床研修病院を一同に集めて、医学生に直接アピールする機会を設けることにより、学生の情報収集に資するとともに、当ブロック内への若手医師の移動を促進するため、「東海北陸地区臨床研修病院合同説明会」を次のとおり開催しました。

○日 時：平成27年5月6日（水）10時～16時

○会 場：ポートメッセなごや 第2展示場

○主 催：東海北陸地区臨床研修病院合同説明会実行委員会

○参加病院数：125病院

○参加医学生数：797名

**（一〇メモ）～臨床研修～**

平成16年4月以降に免許を取得し、診療に従事しようとする医師は2年以上の臨床研修を受けることが、医師法により義務付けられています。

「臨床研修は、医師が、医師としての人格をかん養し、将来専門とする分野にかかわらず、医学及び医療の果たすべき社会的役割を認識しつつ、一般的な診療において頻繁に関わる負傷または疾病に適切に対応できるよう、基本的な診療能力を身につけることのできるものでなければならない。」との基本理念のもと、大学病院若しくは厚生労働大臣が指定した臨床研修病院が作成する研修プログラムに基づき研修が実施されます。

## 2. 歯科医師の臨床研修について

### (1) 業務内容

#### ア. 歯科医師臨床研修施設の研修プログラム等の審査

##### (ア) 歯科医師臨床研修施設指定申請に伴う研修プログラム等の審査

新規に臨床研修施設の指定を受けようとする施設の研修プログラム及び臨床研修施設群、研修歯科医の処遇等の内容の審査を行っています。  
東海北陸厚生局管内の臨床研修施設の指定状況は、次のとおりです。

歯科医師臨床研修指定施設数（単独・管理型）

平成26年度	平成27年度	増減
55施設	56施設	新規指定 1病院 指定辞退 0病院

##### (イ) 既指定施設の研修プログラム変更・新設に係る届出の受理

歯科医師臨床研修施設の研修プログラム変更・新設については、10件の届出を受理し、内容の審査を行いました。

#### イ. 歯科医師臨床研修修了者の登録に係る事務

歯科医師臨床研修修了者からの歯科医籍登録申請の受付、内容審査、厚生労働本省への進達及び登録証の交付を行っています。

○平成27年度：188件

○平成26年度：192件

#### ウ. 相談対応

研修プログラム、処遇等に関する研修歯科医及び臨床研修施設からの相談窓口業務を行っています。

### (一〇メモ) ～歯科医師臨床研修～

平成18年4月以降に免許を取得し、診療に従事しようとする歯科医師は1年以上の臨床研修を受けることが、歯科医師法により義務付けられています。

「臨床研修は、歯科医師が、歯科医師としての人格をかん養し、将来専門とする分野にかかわらず、歯科医学及び歯科医療の果たすべき社会的役割を認識しつつ、一般的な診療において頻繁に関わる負傷又は疾病に適切に対応できるよう、基本的な診療能力を身に付けることのできるものでなければならない。」との基本理念のもと、大病院若しくは厚生労働大臣が指定した臨床研修施設が作成する研修プログラムに基づき研修が実施されます。

### 3. 医師確保について

厚生労働本省においては、平成19年3月9日に「医師確保等対策チーム」を設置しています。

東海北陸厚生局では、地域における医師不足等に関する状況や都道府県の医師確保対策の取組状況の把握等を行っています。

### 4. 医師の再教育研修について

#### (1) 業務内容

再教育の種類には「団体研修」と「個別研修」があり、東海北陸厚生局は「個別研修」を担当しています。

研修の形態は、次のとおりです。

- ① 戒告処分を受けた医師等：団体研修
- ② 医業停止等1年未満の処分を受けた医師等：団体研修(課題学習を含む)
- ③ 医業停止等1年以上の処分を受けた医師等及び再免許を受けようとする者：団体研修及び個別研修

再教育担当者が受けるべき個別研修の時間は、次のとおりです。

- ① 医業停止等1年以上2年未満の処分を受けた医師等：80時間
- ② 医業停止等2年以上の処分を受けた医師等：120時間以上

#### (2) 再教育研修対象者

再教育の対象となるのは、戒告処分及び医業・歯科医業停止処分を受けたすべての医師等及び免許取消後に再免許を受けようとするすべての者です。

#### (一〇メモ) ～再教育研修～

医師法及び歯科医師法の一部改正(平成19年4月1日施行)により、行政処分を受けた医師及び歯科医師に対して再教育研修することとされました。

## 5. 医療安全に関する取組の普及及び啓発について

### (1) 業務内容

#### ア. 医療安全に関するワークショップの開催

国民の皆様が安心して医療を受けることができるよう、医療機関や医療従事者は、提供する医療の質と安全性の向上を図ることが求められています。

東海北陸厚生局では、管内病院の医療機関管理者及び医療安全管理者等を対象に、「医療安全に関するワークショップ」を開催しています。

なお、平成27年度の開催概要は、次のとおりです。

○開催時期：平成28年1月25日（月）・26日（火）

○開催場所：ウインクあいち

独立行政法人国立病院機構名古屋医療センター講堂

○対象者：東海北陸管内の医療機関管理者及び医療安全担当者等

○開催規模：参加者は2日間で576名

#### イ. 医療事故調査制度に関する説明会の開催

医療法の改正により、医療の安全を目的として医療事故が発生した医療機関において院内調査を行い、その調査報告を民間の第三者機関（医療事故調査・支援センター）が収集・分析することで再発防止につなげるための医療事故に係る調査の仕組み等として、医療事故調査制度が規定されています。

平成27年10月1日の制度の施行に向けての、説明会の開催概要は、次のとおりです。

○開催時期：平成27年9月25日（金）14時00分～15時30分

○開催場所：ウィルあいち 4階 ウィルホール

○対象者：富山県、石川県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県に所在する病院、診療所、歯科診療所、助産所の医療従事者、一般受講希望者

○開催規模：357施設574人

#### ウ. 診療関連死に関する調査分析モデル事業

医療事故の原因究明・再発防止を目的に、厚生労働本省の補助事業として平成17年度から平成21年度まで、社団法人日本内科学会が主体となり全10地域で実施していましたが、平成22年度からは日本医学会、社団法人日本外科学会、社団法人日本病理学会及び特定非営利活動法人日本法医学会が加わり新たに「一般社団法人日本医療安全調査機構」を設立し、事業を継続することとなりました。

愛知県は平成17年9月よりモデル事業に参加し、受付窓口を愛知県医師会救急センターに置き、事務局を平成19年8月より名古屋大学附属病院医療の質・安全管理部、平成21年6月より愛知県医師会館に移して事業を進めています。

東海北陸厚生局では、愛知県モデル事業にオブザーバーとして参画するとともに、モデル事業と関係機関との調整等に当たっています。

## 6. 心神喪失者医療観察法について

### (1) 業務内容

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律の枠組みの中で、厚生労働本省は主として対象者が円滑な社会復帰を促進するための必要な医療を行う役割を担っており、東海北陸厚生局では、地方裁判所、保護観察所など関係機関と連携しつつ、次の業務を行っています。

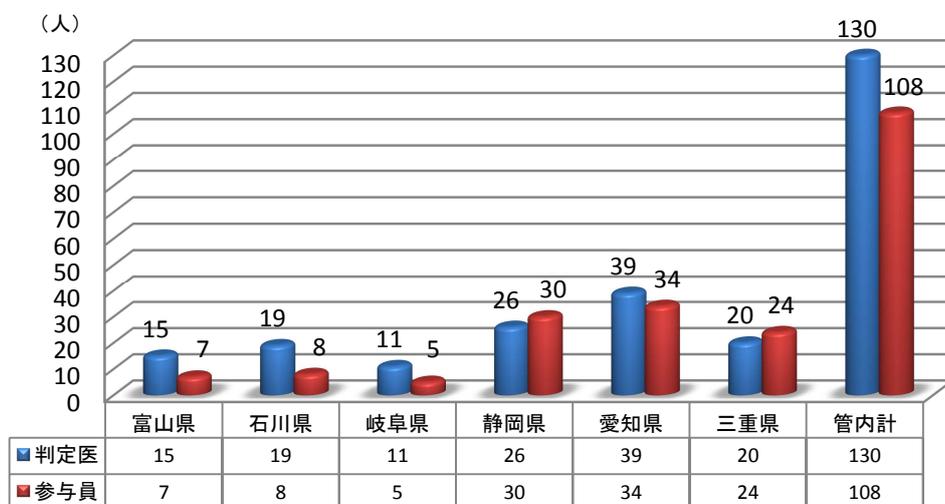
- ① 精神保健判定医、参与員名簿の取りまとめ
- ② 指定医療機関の指定、取消し、指導監査の実施
- ③ 入院等の決定に伴う指定医療機関の選定並びに執行（移送）
- ④ 指定医療機関における医療提供にかかる診療報酬の管理
- ⑤ 入院中の対象者からの処遇改善請求に関する事務手続き

### (2) 実績

#### ア. 精神保健判定医・参与員

- ① 精神保健判定医：審判において精神保健医療の観点から意見を述べる者
- ② 精神保健参与員：審判において精神保健福祉の観点から意見を述べる者

### 精神保健判定医・参与員(平成28年3月31日現在)



#### イ. 指定医療機関の指定、取消し、指導監査の実施

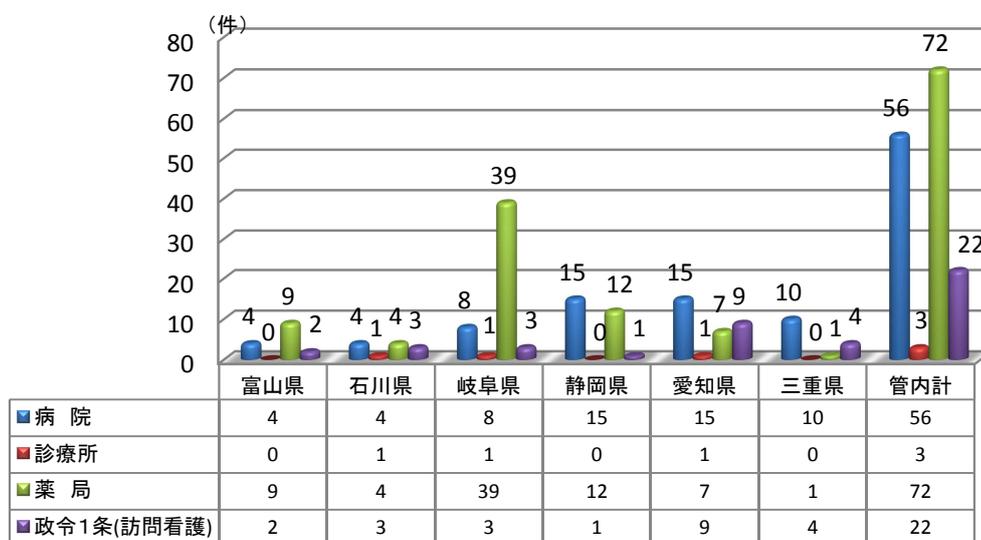
##### (ア) 入院指定医療機関の指定

管内の指定入院医療機関の指定状況は、独立行政法人国立病院機構北陸病院（33床）、静岡県立こころの医療センター（12床）、独立行政法人国立病院機構東尾張病院（33床）、独立行政法人国立病院機構榊原病院（17床）の計4施設です。（平成28年3月31日現在）

##### (イ) 指定通院医療機関の現状

指定通院医療機関については、次のとおり指定しています。

### 指定通院医療機関の現状(平成28年3月31日現在)



(ウ) 指定医療機関一般指導監査について

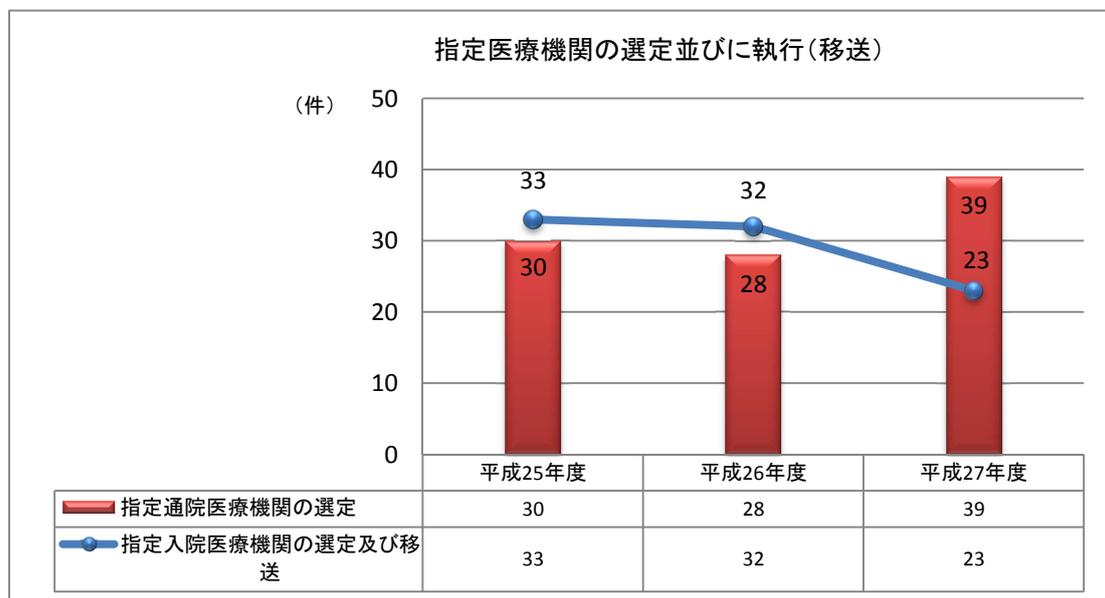
監査については、指定入院医療機関については年に1回、また、指定通院医療機関については、5年ごとに実施しています。

平成27年度の実績は、指定入院医療機関を4医療機関、指定通院医療機関を10医療機関実施しました。

ウ. 指定医療機関の選定並びに執行（移送）

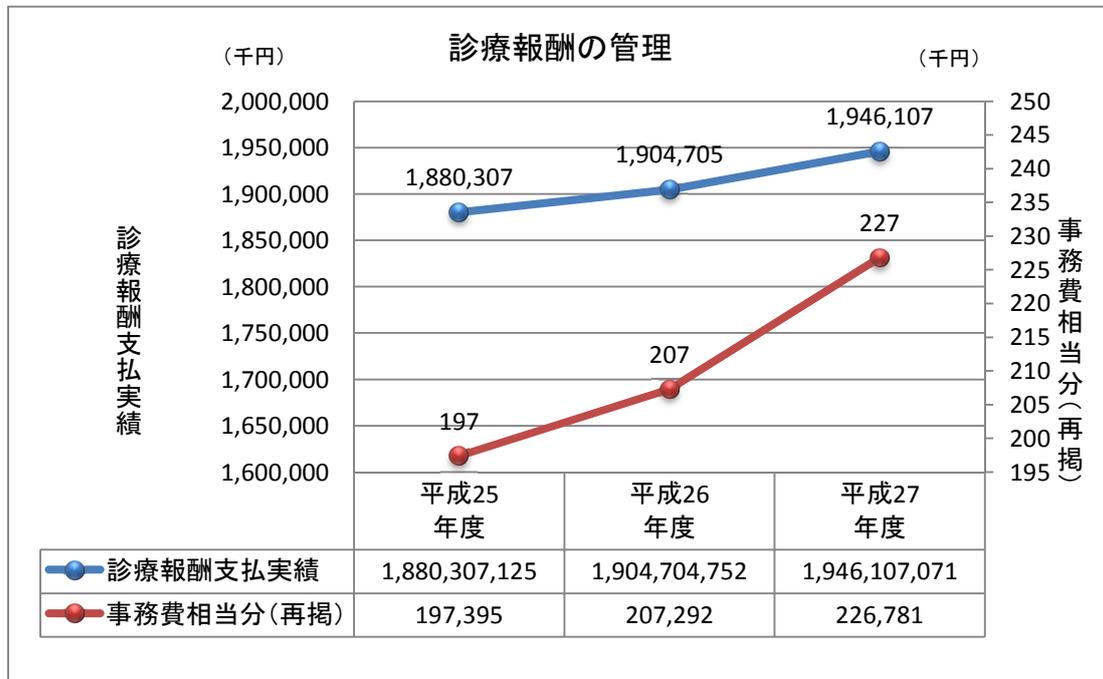
東海北陸厚生局では、対象者の医療を行う指定医療機関の選定、入院処遇決定となった対象者の指定入院医療機関への移送等を行っています。

東海北陸厚生局における指定医療機関の選定状況等は、次のとおりです。



## 工. 診療報酬の管理

指定医療機関における診療報酬審査請求事務は、社会保険診療報酬支払基金に委託しており、支払実績は入院、通院併せて、次のとおりです。



## 才. 処遇改善請求

処遇改善請求は、入院中の処遇を不服として、厚生労働大臣に対して、指定入院医療機関の管理者に、その処遇の改善のために必要な措置を採ることを命ずることを請求する制度です。

東海北陸厚生局における処遇改善請求の受理状況は、次のとおりです。

(単位:件)

平成25年度	平成26年度	平成27年度
3	0	0

### (一〇メモ) ~医療観察法制度~

医療観察法制度とは、「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律(医療観察法)に基づき、心神喪失又は心神耗弱の状態(精神障害のために善悪の区別がつかないなど、刑事責任を問えない状態)で、重大な他害行為(殺人、放火、強盗、強姦、強制わいせつ、傷害)を行った人に対して、適切な医療を提供し、社会復帰を促進すること」を目的とした制度です。

## 7. 医薬品等製造業許可等について

### (1) 業務内容

業として医薬品等を製造する場合は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（旧：薬事法）に基づき、あらかじめ厚生労働大臣の許可を取得する必要があります。厚生労働大臣の指定する医薬品等を製造する製造所の許可については地方厚生局長にその権限が委任されており、それ以外の医薬品等を製造する製造所の許可については、都道府県にその権限が委譲されています。

東海北陸厚生局では、これらの許可に関する申請書及び届出書について、所定の要件を満たしているかを審査しています。

- ① 生物学的製剤及び放射性医薬品製造業、医療機器及び再生医療等製品等の許可、更新業務（県知事経由）
- ② 生物由来製品製造管理者の承認（県知事経由）
- ③ 各種届出の受理（県知事経由）
- ④ 許可証の書換え交付（県知事経由）
- ⑤ 許可証の再交付（県知事経由）

### (2) 実績（登録業者）

平成28年3月31日現在 医薬品等製造業登録業者 7社

## 8. 毒物劇物の製造業・販売業の登録等について

### (1) 業務内容

毒物及び劇物取締法において定められた毒物及び劇物を業として製造、輸入又は販売を行う者は、それぞれ製造業、輸入業又は販売業の登録を受けなければなりません。

また、定められた期間ごとに更新を受けなければ、その期間の経過後は、その効力を失います。（毒物及び劇物取締法第4条）

東海北陸厚生局では、これらに係る申請書及び届出書について、所定の要件を満たしているかを審査します。

- ① 毒物劇物「原体」の製造業・輸入業の登録（県知事経由）
- ② 製造業・輸入業の更新（県知事経由）
- ③ 登録変更（県知事経由）
- ④ 各種届出の受理（県知事経由）
- ⑤ 登録票の書換え交付（県知事経由）登録票の記載事項変更時
- ⑥ 登録票の再交付（県知事経由）登録票の汚染時

### (2) 実績（登録業者）

平成28年3月31日現在	毒物劇物製造業登録業者	76社
	毒物劇物輸入業登録業者	80社

## 9. 健康危機管理について（原因の明らかでない公衆衛生上重大な危害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態への対処に備え）

### （1）業務内容

東海北陸厚生局では、医薬品、食中毒、感染症、飲料水、その他何らかの原因により生じる国民の生命、健康安全を脅かす事態に対し、健康危機管理関係所管課及び関係機関（検疫所、衛生研究所等）の連絡網を作成し、また、関係職員を対象として「東海北陸ブロック健康危機管理連絡協議会」を開催することにより、健康危機管理に対する共通の認識、情報の共有化等により、関係機関の職員の相互連携を強化し、現実に健康危機が発生した場合、有効な対策がとれるよう推進しています。

#### ア. 健康危機管理連絡体制等の整備

##### （ア）東海北陸ブロック健康危機管理連絡協議会の運営

管内自治体間の連絡調整の場として、管内6県・10保健所設置市・2検疫所及び東海北陸厚生局を構成員団体とする協議会を設置運営しています。

（事務局は東海北陸厚生局、名古屋検疫所）

##### （イ）健康危機管理メーリングリストの運営

協議会メンバー同士の情報提供・意見交換等のためのメーリングリストを運営しています。

##### （ウ）健康危機管理相互支援協定の締結

健康危機管理事案発生時において、協議会メンバー間で、①原因究明調査②医薬品等の提供③医療チームの派遣④特に要望のあった事項と医薬品等の備蓄状況の把握、支援要請・受諾に係る手続・調整等の相互支援を行うための協定書を締結しています。

#### イ. 地方公共団体及び関係機関からの健康危険情報の収集・集約・報告

#### ウ. 国民、報道機関、地方公共団体、関係機関等への情報提供

#### エ. 健康危険情報に関する確認・調査のための事件・事故現場等への職員派遣

#### オ. 公衆衛生上重大な危害発生時の現地対策本部の設置

## (2) 東海北陸厚生局内の体制

### ア. 健康危機管理連絡協議会の運営について

平成20年10月の厚生局組織再編に伴い、総務課、健康福祉課、医事課、食品衛生課で「東海北陸ブロック健康危機管理協議会運営チーム」を設置し、協議会のテーマ、開催時期の設定を名古屋検疫所と協力してあたります。

なお、テーマ等決定後は、次の分担により幹事課が中心となり、協議会の業務を行います。

(参考)

- 感染症（新型インフルエンザを含む）及び飲料水：健康福祉課
- 医薬品、毒劇物：医事課
- 食中毒、食の安全：食品衛生課
- その他自然災害等：総務課

### イ. 健康危機事案発生時

局長を本部長として「健康危機管理等対策本部」を立ち上げ、本部員及び上記の幹事課が中心に行います。

## 10. 再生医療等の安全性の確保について

### (1) 業務内容

再生医療等の迅速かつ安全な提供等を図るため、「再生医療等の安全性の確保等に関する法律」の施行に伴い、再生医療等を提供する機関は提供計画を厚生労働本省へ提出することや、特定細胞加工物を製造しようとする者は細胞培養加工施設ごとに届出又は許可を受けることなどが必要となります。

東海北陸厚生局では、全国の地方厚生局や（独）医薬品医療機器総合機構と協力しながら、主に以下の業務を行っています。

- ① 再生医療等提供計画の受理
- ② 特定細胞加工物の製造届書の受理又は製造許可
- ③ 再生医療等委員会の認定
- ④ 定期報告の受付と必要な調査等

東海北陸厚生局管内の状況は、次のとおりです。

ア. 再生医療等を提供する医療機関からの「再生医療等提供計画」（新規提出、変更届、中止届）の受理に関する状況については次のとおりです。

○平成27年度：新規提出	358件
変更届	16件
中止届	0件

イ. 細胞培養加工施設からの「特定細胞加工物製造許可」（新規許可、変更届、廃止届、更新）に関する状況、又は、「特定細胞加工物製造届書」（新規届出、変更届、廃止届）の受理に関する状況については次のとおりです。

- ① 特定細胞加工物の製造許可

○平成27年度：新規許可	5件
変更届	0件
廃止届	0件
更新	0件

- ② 特定細胞加工物の製造届（受理）

○平成27年度：新規届	231件
変更届	6件
廃止届	3件

ウ. 再生医療等委員会を設置しようとする者からの「再生医療等委員会」の認定申請・変更届・廃止届に関する状況については次のとおりです。

○平成27年度：認定申請	6件
（認定	8件）
変更届	5件
廃止届	0件

エ. 定期報告の受付と必要な調査等については、次のとおりです。

○平成27年度：定期報告	4件
調査	0件

オ. 相談対応

申請・届出に関する施設等からの相談窓口業務を行っております。

**（一〇メモ）～再生医療等の安全性の確保等に関する法律～**

再生医療を国民が迅速かつ安全に受けられるようにするための法律「再生医療等の安全性の確保等に関する法律」が平成25年11月27日公布されました。

再生医療等について、人の生命及び健康に与える影響の程度に応じ、「第1種」「第2種」「第3種」に分類し、再生医療等を提供しようとする医療機関が講ずべき措置を明らかにするとともに、再生医療等提供基準に基づいた計画等の受理等、再生医療等技術や法律の専門家等の有識者からなる合議制の委員会の認定等、特定細胞加工物の製造の許可・認定・受理等の制度等を定めた法律です。

## 11. 特定行為に係る看護師の研修制度について

特定行為研修に係る地方厚生局の業務は、専門的知識や経験に基づく特定行為研修の指定研修機関の指定に係る審査及び指導並びに適正な看護師の特定行為研修の実施体制に関する事、特定行為研修を修了した看護師に関する報告書の受理に関する事です。

東海北陸厚生局管内の状況は、次のとおりです。

### (1) 業務内容

ア. 新規の指定研修機関の指定に係る研修計画、施設等に関する内容の審査（実地調査を含む）、指導

○平成27年度：2件

イ. 指定研修機関の指定の取消しに係る審査（実地調査を含む）、指導

○平成27年度：0件

ウ. 指定研修機関が新たな特定行為区分に係る特定行為研修を開始しようとする際の承認申請の審査（実地調査を含む）、指導

○平成27年度：0件

エ. 指定研修機関の指定に係る研修計画、施設等に関する内容の変更に係る審査（実地調査を含む）、指導

○平成27年度：1件

オ. 指定研修機関に関する報告書の確認及び指導

○平成27年度：0件

カ. 研修計画、研修体制等に関する実地調査及び指導

○平成27年度：2件

キ. 特定行為研修を修了した看護師に関する報告書の受理

○平成27年度：3件

ク. その他

①説明会の開催

医療関係者の特定行為研修に関する理解を深め、特定行為研修の円滑な実施及び特定行為研修を修了した看護師の医療現場での活躍の推進を図るため、「看護師の特定行為研修に関する説明会」を次のとおり開催しました。

○開催時期：平成27年7月2日（木）13時30分～15時45分

○開催場所：東海北陸厚生局 7階 共用大会議室

○開催規模：64施設 91名

（一口メモ）～特定行為研修～

2025年に向けて、さらなる在宅医療等の推進を図っていくためには、個別に熟練した看護師のみでは足りず、医師又は歯科医師の判断を待たずに、手順書により一定の診療の補助（例えば、脱水時の点滴（脱水の程度の判断と輸液による補正）など）を行う看護師を養成し、確保していく必要があります。

このため、その行為を特定し、手順書によりそれを実施する場合の研修制度を創設し、その内容を標準化することにより、今後の在宅医療等を支えていく看護師を計画的に養成していくことが、本制度創設の目的です。

（制度の施行日：平成27年10月1日）

### 1. 食品衛生法に基づく総合衛生管理製造過程の承認等について

#### (1) 業務内容

総合衛生管理製造過程とは、HACCPの考え方を取り入れ、食品の製造・加工過程のあらゆる段階で発生するおそれのある微生物汚染等の危害要因を分析し、重点的に管理する必要のある工程を定め連続的に監視することにより製品の安全性を確保する衛生管理方法です。この衛生管理方法は、従来から食品製造時に用いられていた一般衛生管理を基礎とし、より高度に安全性を確保するために、平成7年の食品衛生法改正時に導入されました。対象食品は、乳、乳製品、食肉製品、容器包装詰加圧加熱殺菌食品、魚肉練り製品及び清涼飲料水です。

東海北陸厚生局では、事業者からの新規、変更、更新の申請内容の審査・承認及び承認施設への指導監督等を実施し、衛生管理の向上に努めています。

#### (一〇メモ) ~HACCP~

HACCPとは、食品の製造・加工工程のあらゆる段階で発生するおそれのある微生物汚染等の危害をあらかじめ分析し、その結果に基づいて、製造工程のどの段階でどのような対策を講じればより安全な製品を得ることができるかという重要管理点を定め、これを連続的に監視することにより製品の安全を確保する衛生管理の手法です。

この手法は 国連の国連食糧農業機関と世界保健機関の合同機関であるコーデックス委員会から発表され、各国にその採用を推奨している国際的に認められたものです。

(2) 実績

ア. 東海北陸厚生局及び全国における承認の状況 (平成28年3月31日現在)

食品の種類	施設数				品目数			
	東海北陸			全国	東海北陸			全国
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成27年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成27年度
乳	16	15	17	140	22	21	24	214
乳製品	19	17	16	87	28	24	22	193
食肉製品	9	10	10	62	19	20	20	111
魚肉練り製品	3	3	3	22	3	3	3	25
容器包装詰加圧加熱殺菌食品	5	5	5	18	7	7	7	21
清涼飲料水	28	23	22	104	39	32	30	159
合計	80	73	73	433	118	107	106	723

(※) 承認施設の名称及び品目は、【総合衛生管理製造過程承認施設の一覧】(82頁)をご覧ください。

イ. 総合衛生管理製造過程承認等の状況

		平成25年度		平成26年度		平成27年度	
		施設数	品目数	施設数	品目数	施設数	品目数
承認	新規	3	8	1	1	1	3
	変更	3	5	5	6	6	1
	更新	22	35	25	31	31	18
その他	申請の取下げ	0	0	0	0	0	0
	承認の返上	5	11	4	7	7	4
	承認の失効	1	1	1	5	5	0
	承認の取消し	0	0	0	0	0	0

ウ. 立入検査の状況

(ア) 立入検査の実績

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
件数 (品目数)	56 (93)	51 (81)	59 (70)

(イ) 立入検査における主な指摘事項 (平成 27 年度)

指摘項目	主な指摘内容
危害分析	<ul style="list-style-type: none"> <li>・乳について、アフラトキシン M1 の危害分析が行われていなかった</li> </ul>
改善措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理基準を逸脱した際の食品の措置について手順が定められていなかった</li> <li>・管理基準を逸脱した際の製造ラインの復旧について手順が定められていなかった</li> </ul>
一般衛生管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・従業員の健康状況の点検が適切な頻度で行われていなかった</li> <li>・防虫・防そ対策の効果の検証が行われず、有効性の評価が行われていなかった</li> </ul>
記録	<ul style="list-style-type: none"> <li>・HACCP プランの見直しに関する記録が作成されていなかった</li> </ul>
検証	<ul style="list-style-type: none"> <li>・記載漏れ、管理基準からの逸脱があるにもかかわらず検証者の検証が完了していた</li> <li>・作業担当者が検証を実施していた</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・微生物検査について、培養開始・終了時刻及び温度管理に関する記録がなく、検査が適切に行われたか検証できない事例があった</li> </ul>

## 2. 輸出食品に係る業務について

### (1) 業務内容

#### ア. 対EU輸出水産食品

EU諸国へ水産食品を輸出する場合、それらの国の輸入要件を満たす必要があるため、「対EU輸出水産食品の取扱いについて」（平成21年6月4日付食安発第0603003号）により取扱い要領が定められ、この要領に基づき、都道府県知事等が認定した施設に対して、6か月に1回以上現地査察、指導等を実施することとされています。

#### イ. 対米輸出水産食品

米国へ水産食品を輸出する場合、米国の輸入要件が満たされていることを保証しなければならないため、「対米輸出水産食品の取扱いについて」（平成20年6月16日付食安発第0616003号）により取扱い要領が定められ、この要領に基づき、都道府県等衛生主管部（局）長が認定した施設に対して、必要に応じて現地査察、指導等を実施しています。

#### ウ. 対韓国輸出水産食品

韓国へ水産食品（フグ類を除く冷凍食用鮮魚類頭部及びフグ類を除く冷凍食用鮮魚介類内臓）を輸出する場合、韓国政府の定める輸入要件を満たす必要があるため、「韓国向け輸出水産食品の取扱いについて」の一部改正について」（平成25年1月7日付食安発0107第5号）により取扱い要領が定められ、この要領に基づき、水産食品を加工する施設の登録等手続きや水産食品を輸出する際その都度必要となる衛生証明書の発行及び登録された施設に対し、必要に応じ監視等を実施することとされています。

#### エ. 対中国輸出水産食品

中国へ水産食品（食用の水産動物（活水産動物を除く。）及び藻類並びにそれらの加工品）を輸出する場合、中国政府から施設の事前登録及び輸出国の食品衛生上の権限を有する行政機関が発行する衛生証明書の添付が求められるため、「中国向け輸出水産食品の取扱いについて」（平成25年10月17日付食安発1017第2号）により取扱い要領が定められ、この要領に基づき、厚生労働本省に協力して登録施設の衛生管理等の現地確認を実施する他、都道府県等衛生部局及び地方厚生局にて衛生証明書の発行を行っています。

## 才. 自由販売証明

我が国において製造され、国内で流通している食品を諸外国に輸出する場合、輸出相手先国の通関関係機関等から、輸出された食品が我が国国内において問題なく流通していることを証明するいわゆる「自由販売証明書(Certificate of free sale)」の提出を求められることがあるため、「自由販売証明書の発行について」の一部改正について(平成27年4月1日付食安発第0401第7号)により、発行要領が定められ、この要領に基づき証明書の発行を行っています。

## (2) 実績

### ア. 現地査察

	施設数	現地査察件数		
		平成25年度	平成26年度	平成27年度
対EU輸出水産食品施設	0 <sup>※3</sup>	1	0	0
対米輸出水産食品施設 <sup>※1</sup>	7	9	8	7
対韓国輸出水産食品施設 <sup>※2</sup>	41	15	24	13
対中国輸出水産食品施設	174	-	-	-

(※1) 登録施設の名称等は、【対米輸出水産食品施設の一覧】(86頁)をご覧ください。

(※2) 登録施設の名称等は、【対韓国輸出水産食品施設の一覧】(87頁)をご覧ください。

(※3) 対EU対米輸出水産食品施設は、平成26年8月に1施設廃止。

### イ. 衛生証明書の発行件数

	平成25年度	平成26年度	平成27年度
対韓国輸出水産食品	369	474	468
対中国輸出水産食品	1	7	7
自由販売	22	54	57

### 3. 輸出食肉を取扱うと畜場等の査察について

#### (1) 業務内容

牛肉を米国へ輸出する場合は、「対米食肉輸出食肉を取扱うと畜場等の認定について」（平成2年5月24日付衛発第35号）により米国政府が規定する施設の構造設備、衛生管理及び検査等の要件に適合すること並びにこれらの適正な実施が米国政府の査察により確認されることが必要です。また米国と同様に、平成28年3月現在で、カナダ、香港、アラブ首長国連邦、マカオ、タイ、EU、ブラジル、メキシコ、ニュージーランド、フィリピン、カタール、インドネシア、ロシア、バーレーン、ミャンマー、シンガポール及びベトナムの17の国等について、それぞれ輸出牛肉に関する取扱い要綱又は要領が定められており、輸出の際には該当する要綱又は要領に基づく施設認定及び取扱いが必要になります。

このため、食肉輸出施設の認定準備作業として申請者及び都道府県等との事前相談、認定に関する厚生労働本省との連絡調整、輸入国担当者の査察の同行等を実施しています。さらに、施設が認定された場合には、月1回の定期的な査察を実施しています。その査察結果に基づき、施設を指導するとともに、その改善措置については、都道府県等へ通知並びに厚生労働本省へ報告しています。

#### (2) 実績

- ①対香港輸出食肉取扱い施設・・・・・・・・平成22年7月認定
- ②対シンガポール輸出食肉取扱い施設・・平成22年11月認定
- ③対EU輸出食肉取扱い施設・・・・・・・・平成27年5月認定
- ④対米輸出食肉取扱い施設・・・・・・・・平成27年10月認定
- ⑤対カナダ輸出食肉取扱い施設・・・・・・・・平成27年10月認定　　等

いずれも、岐阜県高山市の飛騨食肉センター（JA飛騨ミート）が認定されています。

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
現地査察件数	12	12	12

## 4. 食品衛生法に基づく登録検査機関の登録及び監督について

### (1) 業務内容

食品衛生に係る検査を実施する検査機関が食品衛生法の規定により厚生労働大臣の登録を受けるためには、登録の基準（食品衛生法第33条第1項）に適合するとともに、製品検査の業務管理の基準（食品衛生法施行規則第40条）に規定される方法で製品検査を実施しなければなりません。

東海北陸厚生局では、検査機関の登録、立入検査、指導監督、業務規程認可、適合命令等の業務を実施しています。管内を本部とする登録検査機関は12機関、施設数は本部を他局に持つ機関の支所を含め18施設です（平成28年3月31日現在）。

#### （一〇メモ）～製品検査～

厚生労働大臣や都道府県知事が食品衛生上の危害の発生を防止するため、必要があると認めるとき、それらの命令によって実施される検査等をいいます。

例えば、食品を輸入しようとする場合に食品衛生法違反の可能性が高いと判断されるものについて、厚生労働大臣の命令により事業者が実施する検査があります。

### (2) 実績

登録検査機関の登録の状況等は以下のとおりです。

#### ア. 登録等の状況

		平成25年度	平成26年度	平成27年度
登 録	新 規	0	1	0
	更 新	13	2	3
業 務 規 程	新規認可	0	0	0
	変更認可	7	9	2
製品検査業務の休止又は廃止		1	1	1

（※）登録検査機関の名称等は、【登録検査機関の一覧】（88頁）をご覧ください。

#### イ. 立入検査の状況

##### （ア）立入検査の実績

	平成25年度	平成26年度	平成27年度
件 数	20	18	18

(イ) 立入検査における主な指摘事項（平成 27 年度）

指摘項目	主な指摘内容
機械器具の管理	・製品検査で使用している機器において、機械器具保守管理標準作業書がない機器を認めた
試薬等の管理	・試薬等の容器に必要な内容の表示がなかった
試験品の取扱いの管理	・宅配便にて試験品を移動した際の記録について、明確な記録がなかった
内部精度管理	・信頼性確保部門責任者より改善措置を講じるよう指摘された事項について、改善報告がなされていなかった
その他	・標準作業書の改訂にともない記録表が改定されたにもかかわらず旧様式による記録を認めた

ウ. 登録検査機関業務管理担当者研修会の開催（平成 27 年 7 月 13 日）

前年度の立入検査で確認された指摘事項について、管内の登録検査機関の担当者にフィードバックし、信頼性確保の自主的な改善を促しています。

## 5. 食中毒に係る調整業務について

(1) 業務内容

食中毒が発生した場合には、都道府県等の保健所が拠点となって調査を行い再発防止に努めています。このうち、大規模かつ広域に発生する食中毒で緊急を要する場合は、被害の拡大防止等を図るため自治体間の協力に加えて、厚生労働本省が連絡調整を行います。また、東海北陸厚生局では、管内の自治体から食中毒の速報を受け、厚生労働本省からの指示により当該自治体と協力して現場調査の立ち会い等を行っています。

(2) 実績

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
食中毒速報等収集	64	83	47

(※) 厚生労働本省の指示による連絡調整や現場調査の立ち会い等はありませんでした。

## 6. 健康増進法に基づく虚偽誇大広告等の規制の監視指導について

### (1) 業務内容

「健康増進法」において食品の広告等が健康保持増進効果について、著しく事実と異なる表示又は著しく人を誤認させるような表示を行ってはならないと規定されています。

東海北陸厚生局では、都道府県等と連携して営業者を指導し、改善の勧告等を実施しています。

### (2) 実績

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
自治体等からの相談及び指導	16	8	10
事業者からの相談及び指導	0	0	0
自治体における監視指導	34	31	32
行政措置	0	0	0

## 7. 食品に関するリスクコミュニケーションの企画運営について

### (1) 業務内容

食品の安全性確保に係る施策の推進にあたって、国民や住民の意見を反映し情報及び意見交換の促進を図るため、厚生労働本省は、内閣府食品安全委員会、農林水産省、自治体等と連携をとりつつ、意見交換会等を企画運営して食品に関するリスクコミュニケーションを実施しています。

### (2) 実績

年度	開催実績
平成 25 年度	HACCP博士と行く、食品衛生ミステリーツアー（平成 25 年 8 月 9 日、森永乳業(株)中京工場（愛知県江南市）にて開催）
平成 26 年度	帰ってきた！！ハサップ博士と行く、食品衛生ミステリーツアー（平成 26 年 7 月 31 日、(株)ヤクルト本社富士裾野工場（静岡県裾野市）にて開催）
平成 27 年度	視察・参加型リスクコミュニケーション（平成 27 年 7 月 28 日、伊藤ハムデイリー(株)北陸工場（富山県小矢部市）にて開催）

東海北陸厚生局管内にて承認、または、登録した施設等一覧

【総合衛生管理製造過程承認施設の一覧】

【H28.3.31 現在】

【乳】

	自治体名	施設名	品目
1	愛知県	名古屋製酪（株）大府工場	加工乳
2		森永乳業（株）中京工場	牛乳、加工乳
3		協同乳業（株）東海工場	牛乳、加工乳
4	岐阜県	岐阜グリコ乳業（株）	牛乳、加工乳
5		飛騨酪農農業協同組合	牛乳
6		美濃酪農農業協同組合連合会ひるがの北濃牛乳工場	牛乳
7	三重県	大内山酪農農業協同組合	牛乳、加工乳、脱脂乳
8	静岡県	フクロイ乳業（株）	牛乳
9		東海明治（株）袋井工場	牛乳、加工乳
10		函南東部農業協同組合丹那牛乳処理工場	牛乳
11	石川県	（株）明治 北陸工場	牛乳、加工乳
12		アイ・ミルク北陸（株）	牛乳
13	名古屋市	雪印メグミルク（株）名古屋工場	牛乳
14	豊橋市	中央製乳（株）	牛乳
15	富山市	とやまアルペン乳業（株）	牛乳
16	金沢市	（株）ホリ乳業	牛乳

【乳製品】

	自治体名	施設名	品目
1	愛知県	森永乳業（株）中京工場	乳飲料、乳酸菌飲料、 アイスクリーム
2		協同乳業（株）東海工場	乳飲料
3		（株）愛知ヤクルト工場	乳酸菌飲料
4		（株）エルビー東海工場	乳酸菌飲料
5	名古屋市	東洋酪酵乳（株）	発酵乳
6	三重県	大内山酪農農業協同組合	乳飲料
7		三重グリコ（株）	アイスクリーム
8		（有）四日市酪農菰野工場	発酵乳
9	静岡県	フクロイ乳業（株）	乳飲料、発酵乳
10		（株）ニッセー第3工場	乳飲料

11	静岡県	(株) ニッセー第4工場	乳飲料
12		(株) ヤクルト本社富士裾野工場	発酵乳、乳酸菌飲料
13		B-Rサーティワンアイスクリーム (株) 富士小山工場	アイスクリーム
14		東海明治 (株) 袋井工場	乳飲料、発酵乳、 乳酸菌飲料
15	石川県	(株) 明治北陸工場	乳飲料
16	富山市	森永北陸乳業 (株) 富山工場	アイスクリーム

### 【食肉製品】

	自治体名	施設名	品名
1	三重県	プリマハム (株) 三重工場	加熱後包装食肉製品、 包装後加熱食肉製品、 非加熱食肉製品
2		(株) サンショク本社工場	加熱後包装食肉製品、 包装後加熱食肉製品、 特定加熱食肉製品、 乾燥食肉製品
3	静岡県	日本ハムファクトリー (株) 静岡工場	加熱後包装食肉製品、 包装後加熱食肉製品
4		丸大食品 (株) 静岡工場	加熱後包装食肉製品
5		明治ケンコーハム (株) 三島工場	加熱後包装食肉製品、 包装後加熱食肉製品
6		米久 (株) 夢工場	加熱後包装食肉製品、 特定加熱食肉製品
7		中部ハム (株)	加熱後包装食肉製品
8	富山県	伊藤ハムデイリー (株) 北陸工場	加熱後包装食肉製品、 包装後加熱食肉製品
9	豊橋市	伊藤ハム (株) 豊橋工場	加熱後包装食肉製品、 包装後加熱食肉製品
10	岐阜県	めぐみの農業協同組合	包装後加熱食肉製品

【魚肉練り製品】

	自治体名	施設名	品名
1	静岡県	(株) あじかん静岡工場	その他の魚肉ねり製品
2	富山県	伊藤ハムデイリー(株)北陸工場	魚肉ハムソーセージ
3	石川県	(株) スギヨ北陸工場	その他の魚肉ねり製品

【容器包装詰加圧加熱殺菌食品】

	自治体名	施設名	品名
1	三重県	ヤマモリ(株)松阪工場	熱溶融、缶詰
2	静岡県	ハウス食品(株)静岡工場	熱溶融
3		はごろもフーズ(株)焼津プラント	缶詰
4		クノール食品(株)東海事業所	熱溶融
5	静岡市	(株)ホテイフーズコーポレーション蒲原工場	熱溶融、缶詰

【清涼飲料水】

	自治体名	施設名	品目
1	愛知県	サントリープロダクツ(株)木曾川工場	殺菌後密栓・密栓、 密栓・密封後殺菌、 無殺菌・無除菌
2		(株)エルビー東海工場	殺菌後密栓・密封
3	名古屋市	(株)MTGキララ事業部	ミネラルウォーター類
4	静岡県	森永製菓(株)三島工場	殺菌後密栓・密封
5		(株)マルハチ村松静岡工場内 レトルト工場	密栓・密封後殺菌
6		カゴメ(株)静岡工場	殺菌後密栓・密封
7		丸善食品工業(株)富士小山工場	殺菌後密栓・密封、 ミネラルウォーター類
8		キリンディスティラリー(株)御殿場工場	ミネラルウォーター類
9		キリンディスティラリー(株) 御殿場工場第2PET工場	ミネラルウォーター類
10		(株)ホテイフーズコーポレーション 富士川ボトリングプラント第1工場	殺菌後密栓・密封
11		(株)ホテイフーズコーポレーション 富士川ボトリングプラント第2工場	殺菌後密栓・密封
12		(株)ホテイフーズコーポレーション 富士川ドリンクプラント第1工場	密栓・密封後殺菌

13	静岡県	東海明治（株）袋井工場	殺菌後密栓・密封
14		四国化工機（株）富士小山食品工場	殺菌後密栓・密封、 その他（製造方法の基準 に適合しない方法による 製造）
15		アサヒ飲料（株）富士山工場	ミネラルウォーター類、 殺菌後密栓・密封、 無殺菌・無除菌
16	三重県	メロディアン(株)三重工場	殺菌後密栓・密封
17	富山県	アサヒ飲料（株）北陸工場	密栓・密封後殺菌
18	静岡市	静岡ジェイエイフーズ（株）興津第1工場	密栓・密封後殺菌、 殺菌後密栓・密封
19		静岡ジェイエイフーズ（株）興津第2工場	無殺菌・無除菌、 密封・密栓後殺菌、
20		静岡ジェイエイフーズ（株） 庵原工場P-4プラント	殺菌後密栓・密封
21	岐阜県	(株)秋田屋本店洞戸工場	殺菌後密栓・密封
22	富山市	(株)富山環境整備ボトリング工場	ミネラルウォーター類

## 【対米国輸出水産食品施設の一覧】

【H28.3.31 現在】

No.	認定番号	自治体名	施設名	輸出品目
1	1764001	石川県	(株)スギヨ北陸工場	ちくわ
2	1764002	石川県	(株)スギヨ団地工場	香り箱 (かに風味かまぼこ)
3	2261006	静岡県	(株)新丸正鯉節工場	鯉節、表面削り鯉節
4	2261007	静岡県	(株)トライツナプロダクト島田工場	冷凍マグロ、 冷凍畜養マグロ
5	2261008	静岡県	(株)トライツナプロダクト榛原工場	冷凍マグロ加工品 (冷凍ねぎとろ、 鮪切落とし、 冷凍ねぎとろ芯)
6	2272005	静岡県	(株)マルテ小林商店	かつお節
7	2374001	愛知県	日本水産(株)安城工場	ほしいふんだけ紅ずわいのか にシューマイ、 えびシューマイ、 ほしいふんだけえびプリプリ シューマイ、 ほしいふんだけえだ豆のシュ ーマイ、 海外えびシューマイ

## 【対韓国輸出水産食品施設の一覧】

【H28.3.31 現在】

No.	登録番号	名 称	本部所在地
1	KR0005	共和食品（株）	静岡県焼津市
2	KR0006	トライ産業（株）島田工場	静岡県島田市
3	KR0007	マルミフーズ（株）田尻工場	静岡県焼津市
4	KR0008	（株）カネトモ冷蔵加工部	静岡県藤枝市
5	KR0009	（株）大長増田商店	静岡県焼津市
6	KR0010	マリブ・インターナショナル（株）	静岡県静岡市
7	KR0012	（株）ヤマシタ	静岡県榛原郡
8	KR0013	（株）マルショウ	静岡県静岡市
9	KR0018	東洋冷蔵（株）名古屋支店	三重県四日市
10	KR0023	八洲商事（株）宍原工場	静岡県静岡市
11	KR0024	トライ産業（株）	静岡県静岡市
12	KR0025	（株）トライツナプロダクト清水工場	静岡県静岡市
13	KR0026	（株）トライツナプロダクト島田工場	静岡県島田市
14	KR0027	（株）焼津冷凍	静岡県藤枝市
15	KR0028	（株）焼津冷凍	静岡県藤枝市
16	KR0029	サワイリ食品（株）	静岡県静岡市
17	KR0030	（株）トライツナプロダクト榛原工場	静岡県牧之原市
18	KR0032	（有）中谷商店大井川工場	静岡県焼津市
19	KR0034	清弘水産（株）	静岡県榛原郡
20	KR0038	横浜冷凍（株）大井川物流センター	静岡県焼津市
21	KR0039	中村水産（株）大井川冷蔵	静岡県焼津市
22	KR0041	共和食品（株）田尻工場	静岡県焼津市
23	KR0042	（株）カネセイ水産	静岡県焼津市
24	KR0043	山松水産（株）大井川工場	静岡県焼津市
25	KR0046	伊比水産（株）本社工場	静岡県静岡市
26	KR0051	（株）オリエンタルフーズ	静岡県静岡市
27	KR0052	（株）バンノウ水産	静岡県静岡市
28	KR0053	山正冷凍（株）焼津事業部冷凍工場	静岡県焼津市
29	KR0055	（株）チャンピオンシーフーズ	静岡県焼津市
30	KR0056	（株）マリリアクセス	静岡県榛原郡
31	KR0076	東洋冷蔵フードサービス（株）本社工場第4冷蔵倉庫	静岡県静岡市
32	KR0090	（株）シプト	静岡県静岡市
33	KR0092	東洋冷蔵フードサービス（株）飛島工場第3冷蔵倉庫	静岡県静岡市
34	KR0094	焼津中央水産（株）	静岡県焼津市

35	KR0097	(株) 高栄清水工場	静岡県静岡市
36	KR0098	福一・大井川コールドストレージ	静岡県焼津市
37	KR0100	マルコ水産(株) MK工場	静岡県焼津市
38	KR0101	(株) MNリテールサービス 焼津工場	静岡県焼津市
39	KR0102	極洋水産(株)	静岡県焼津市
40	KR0103	福一・西島コールドストレージ	静岡県焼津市
41	KR0104	中村水産(株) 焼津工場	静岡県焼津市

【登録検査機関の一覧】

【H28.3.31 現在】

No.	県名	名称	本部所在地
1	石川	(一財) 石川県予防医学協会	金沢市神野町
2		(株) アルプ	金沢市近岡町
3	岐阜	(一財) 岐阜県公衆衛生検査センター	岐阜市曙町
4	静岡	※(一財) 食品環境検査協会	静岡市清水区日の出町
5		※(一財) 日本貨物検数協会	富士市鈴川町
6		(一社) 浜松市薬剤師会	浜松市中区鴨江
7		(株) 中部衛生検査センター	島田市島
8		(株) 静環検査センター	藤枝市高柳
9		(株) エコプロ・リサーチ	静岡市清水区渋川
10	愛知	※(一財) 日本穀物検定協会	半田市十一号地
11		※(一財) 日本食品分析センター	名古屋市中区大須
12		※(一財) 日本冷凍食品検査協会	名古屋市熱田区神野町
13		※(一財) 日本海事検定協会	名古屋市港区入船
14		(公財) 愛知県学校給食会	豊明市阿野町
15		(一社) 愛知県薬剤師会	名古屋市中区丸の内
16		(株) 東海分析化学研究所	豊川市御津町
17		(株) 環境科学研究所	名古屋市北区若鶴町
18	三重	(一財) 食品分析開発センター-SUNATEC本部	四日市市赤堀

※ 他の地方厚生局に本部を持つ機関の支所等

## 保険年金課

### 1. 全国健康保険協会に係る業務について

#### (1) 業務内容

健康保険制度は、相互扶助の精神のもとに、疾病・負傷若しくは死亡又は出産に關して保険給付を行い、もって国民の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする制度です。

全国健康保険協会は、主に中小企業で働く従業員やその家族を加入者とする健康保険事業を運営しています。

東海北陸厚生局では、健康保険法に基づき全国健康保険協会に係る申請書（滞納処分及び全国健康保険協会が行う立入検査）の認可、報告の徴収及び実地監査（立入検査）を行っています。

#### (2) 業務対象（平成28年3月31日現在）

全国健康保険協会支部数 …… 6支部

#### (3) 実績

ア. 認可申請書等の処理件数（立入検査の認可は平成26年度から処理）

（単位：件）

区 分	平成25年度	平成26年度	平成27年度
滞納処分の認可	0	0	0
立入検査の認可	—	23	36

イ. 実地監査（立入検査）件数

（単位：支部）

区 分	平成25年度	平成26年度	平成27年度
実地監査（立入検査）	2	2	2

ウ. 平成27年度立入検査結果内訳（全国健康保険協会支部数）

（単位：支部）

監査実施項目	指摘あり	指摘なし
組織の全般に関する事項	0	2
会計事務に関する事項	0	2
健康保険業務に関する事項	0	2
個人情報保護に関する事項	0	2
医療費適正化に関する事項	0	2

## 2. 健康保険組合に係る業務について

### (1) 業務内容

健康保険組合は、厚生労働大臣の認可を受けて単独の企業や同業種の複数の企業が共同で設立し、健康保険事業を運営する公法人です。

東海北陸厚生局では、健康保険法に基づき健康保険組合に係る規約変更申請書等の認可、規約変更届出書等の受理、厚生労働大臣への提出書類の受理・回付、公法人証明・印鑑証明等の業務及び実地監査を行っています。

### (2) 業務対象（平成28年3月31日現在）

健康保険組合数 …… 176組合

### (3) 実績

#### ア. 認可申請書等の処理件数

(単位：件)

区 分	平成25年度	平成26年度	平成27年度
規約変更申請書等の認可	244	216	268
規約変更届出書等の受理	1,329	1,261	1,129
厚生労働大臣への提出書類の受理・回付	2,242	2,211	2,168
公法人証明・印鑑証明	467	448	369

#### イ. 実地監査件数

(単位：組合)

区 分	平成25年度	平成26年度	平成27年度
実地監査	34	27	26

ウ. 平成27年度実地監査結果内訳（健康保険組合数）

（単位：組合）

監査実施項目	指摘あり	指摘なし
財政状況に関する事項	1	25
経理事務に関する事項	26	0
適用・給付事務に関する事項	13	13
保健事業に関する事項	6	20
医療費適正化対策に関する事項	4	22
個人情報保護に関する事項	17	9
事業運営に関する事項	25	1
その他	7	19

### 3. 厚生年金基金に係る業務について

#### (1) 業務内容

厚生年金基金は、企業の事業主が厚生労働大臣の認可を受けて母体企業とは別の法人格を持った公法人である厚生年金基金を設立し、国の老齢厚生年金の一部を代行するとともに、独自の上乗せ給付を併せて支給することにより、加入員の老後における生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とした制度です。

東海北陸厚生局では、厚生年金保険法に基づき厚生年金基金に係る規約変更申請書等の認可、規約変更届出書等の受理、厚生労働大臣への提出書類の受理・回付、公法人証明・印鑑証明等の業務及び実地監査を行っています。

#### (2) 業務対象（平成28年3月31日現在）

厚生年金基金数 …… 28基金

#### (3) 実績

##### ア. 認可申請書等の処理件数

（単位：件）

区 分	平成25年度	平成26年度	平成27年度
規約変更認可申請書等の認可	62	41	36
規約変更届出書の受理	236	260	304
厚生労働大臣への提出書類の受理・回付	549	636	552
公法人証明・印鑑証明	22	49	142
解散又は他制度へ移行	4	8	22

##### イ. 実地監査件数

（単位：基金）

区 分	平成25年度	平成26年度	平成27年度
実地監査	16	8	1

ウ. 平成27年度実地監査結果内訳（厚生年金基金数）

（単位：基金）

監査実施項目	指摘あり	指摘なし
事業運営に関する事項	0	1
財政健全化に関する事項	0	1
事務組織に関する事項	1	0
資産運用に関する事項	0	1
情報開示に関する事項	0	1
前回指摘事項に関する改善状況	0	1
財務会計に関する事項	1	0
その他	1	0

**（一口メモ） ～厚生年金基金制度の見直し～**

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成25年法律第63号）の施行により、次のとおり見直しがされました。

- （1）施行日（平成26年4月1日）以降は厚生年金基金の新設は認めない。
- （2）施行日から5年間の時限措置として特例解散制度を見直し、分割納付における事業所間の連帯債務を外すなど、基金の解散時に国に納付する最低責任準備金の納付期限・納付方法の特例を設ける。
- （3）施行日から5年以降は、代行資産保全の観点から設定した基準を満たさない基金については、厚生労働大臣が第三者委員会の意見を聴いて、解散命令を発動できる。
- （4）上乗せ給付の受給権保全を支援するため、厚生年金基金から他の企業年金等への積立金の移行について特例を設ける。

## 4. 国民年金基金に係る業務について

### (1) 業務内容

国民年金基金は、厚生労働大臣の認可を受けて都道府県毎や業種別に公法人である国民年金基金を設立（「地域型」又は「職域型」）し、自営業者等の方々に老齢基礎年金に上乘せする給付を支給する制度です。

東海北陸厚生局では、国民年金法に基づき国民年金基金に係る規約変更申請書の認可、規約変更届出書等の受理、厚生労働大臣への提出書類の受理・回付、公法人証明・印鑑証明等の業務及び実地監査を行っています。

### (2) 業務対象（平成28年3月31日現在）

国民年金基金数……………6基金

### (3) 実績

#### ア. 認可申請書等の処理件数

（単位：件）

区 分	平成25年度	平成26年度	平成27年度
規約変更申請書の認可	0	0	0
規約変更届出書の受理	14	20	44
厚生労働大臣への提出書類の受理・回付	54	48	49
公法人証明・印鑑証明	13	5	5

#### イ. 実地監査件数

（単位：基金）

区 分	平成25年度	平成26年度	平成27年度
実地監査	2	2	2

#### ウ. 平成27年度実地監査結果内訳（国民年金基金数）

（単位：基金）

監査実施項目	指摘あり	指摘なし
加入促進等に関する事項	1	1
基金の状況	2	0
前回指摘事項に関する改善状況	0	2
財務会計に関する事項	1	1
国庫負担に関する事項	0	2
その他	1	1

## 5. 確定給付企業年金に係る業務について

### (1) 業務内容

確定給付企業年金は、労使合意の年金規約に基づき、事業主と信託会社や生命保険会社等とが契約を結び、母体企業の外で年金資産を管理・運用し、年金給付を行う「規約型」と母体企業とは別の法人格を持った企業年金基金を設立した上で、企業年金基金において年金資産を管理運用し、年金給付を行う「基金型」があります。

東海北陸厚生局では、確定給付企業年金法に基づく規約認可（承認）申請書及び規約変更申請書の認可（承認）、規約変更届出書等の受理、厚生労働大臣への提出書類の受理・回付、公法人証明及び印鑑証明等の業務及び監査を行っています。

### (2) 業務対象（平成28年3月31日現在）

確定給付企業年金数 1, 964企業年金

① 規約型	…	1, 879規約
② 基金型	…	85基金

### (3) 実績

#### ア. 認可申請書等の処理件数

（単位：件）

区 分	平成25年度	平成26年度	平成27年度
規約（変更）認可申請書等の認可（承認）	289	358	267
規約変更届出書の受理	731	712	636
厚生労働大臣への提出書類の受理・回付	2, 198	2, 053	1, 860
公法人証明・印鑑証明	37	47	41

#### イ. 監査件数（実地監査は書面監査を経て実施）

（単位：企業年金）

区 分	平成25年度	平成26年度	平成27年度
書面監査	136	136	136
実地監査	12	12	12

ウ. 平成27年度監査結果内訳（確定給付企業年金数）

（単位：企業年金）

監査実施項目	指摘あり	指摘なし
適用状況に関する事項	14	122
加入者に関する事項	15	121
年金給付に関する事項	2	134
掛金に関する事項	0	136
財務及び会計に関する事項	9	127
業務概況の周知に関する事項	21	115
資産運用に関する事項	11	125
代議員、理事及び監事に関する事項	11	125
福祉事業に関する事項	0	136
個人情報の保護に関する事項	0	136

## 6. 確定拠出年金（企業型）に係る業務について

（1）業務内容

確定拠出年金は、事業主又は加入者が拠出した掛金を加入者が自己責任において運用の指図を行い、高齢期において、その結果に基づいた給付を受けることができるようにする制度で、厚生年金保険の適用事業所の事業主が単独又は共同して実施する「企業型」と国民年金基金連合会が実施する「個人型」があります。

東海北陸厚生局では、確定拠出年金法に基づく規約承認（変更）申請書の承認、規約変更届出書等の受理等の業務を行っています。

（2）業務対象（平成28年3月31日現在）

確定拠出年金（企業型）規約数 …… 582規約

（3）実績

承認申請書等の処理件数

（単位：件）

区 分	平成25年度	平成26年度	平成27年度
規約変更承認申請書等の承認	162	161	174
規約変更届出書の受理	84	174	110

## 1. 特定医療法人が厚生労働大臣の定める基準を満たす旨の証明に関する業務について

### (1) 業務内容

特定医療法人とは、租税特別措置法施行令第39条の25第1項第1号の規定に基づき、医療法人が税法上の承認を国税庁長官から受けることにより、承認後に終了する各事業年度において、法人税率(通常は25.5%)が軽減税率(19%)の適用を受ける医療法人のことです。

東海北陸厚生局では、特定医療法人として法人税率の軽減の適用を受ける要件のうち、直近に終了した事業年度について厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準を満たすものである旨の証明書の交付を行っています。

### (2) 実績

(単位：件)

業務内容	平成25年度	平成26年度	平成27年度
証明件数	47	48	47

注：平成25、26年度の実績数値については、平成26年度事業年報に誤りがあったため訂正しています。

## 2. 医療保健事業を行う公益法人等に対する法人税法上の非課税措置制度の証明に関する業務について

### (1) 業務内容

平成20年度税制改正により、法人税法施行令第5条第1項第29号ワにおいて①非営利型の一般社団法人のうち、いわゆるオープン病院事業を行う医師会や歯科医師会で、一定の基準を満たしたものについて、また、同号タにおいて②一般社団法人及び一般財団法人のうち、無料低額な診療並びに病院事業を行う法人で、一定の基準を満たしたものについて、その法人が行う医療保健業は収益事業の範囲から除外されることとなりました。

#### ア. オープン病院事業法人

一般社団法人（非営利型）である医師会又は歯科医師会で、いわゆるオープン病院を開設する法人が行う医療保健業を、収益事業の範囲から除外するにあたっては、法人税法施行規則第5条第6号の規定により、一定の基準を満たしていることについて厚生労働大臣の証明が必要です。

東海北陸厚生局では、この基準を満たしているオープン病院事業法人であることの証明書の交付を行っています。

#### イ. 福祉病院事業法人

法人税法に規定する公益法人等のうち一般社団法人及び一般財団法人が行う医療保健業を収益事業の範囲から除外するにあたっては、法人税法施行規則第6条第4号及び第7号の規定により、一定の基準を満たしていることについて厚生労働大臣の証明が必要です。

東海北陸厚生局では、この基準を満たしている福祉病院事業法人であることの証明書の交付を行っています。

### (2) 実績

(単位：件)

業務内容	平成25年度	平成26年度	平成27年度
証明件数	5	12	11

注：平成25、26年度の実績数値については、平成26年度事業年報に誤りがあったため訂正しています。

### 3. 国民健康保険の保険者及び国民健康保険団体連合会の行う業務に係る技術的助言・指導監督について

#### (1) 業務内容

国民健康保険は、原則として健康保険法等に基づく被用者保険及び後期高齢者医療制度の適用者以外の国民を被保険者とし、その疾病、負傷、出産又は死亡に関して必要な給付を行い、社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的とする制度です。

国民健康保険事業の運営主体となる保険者は、市町村（特別区を含む。）と国民健康保険組合です。また、国民健康保険団体連合会とは、国民健康保険法第83条に基づき、保険者がその目的を達成するため、共同して設立する組織です。

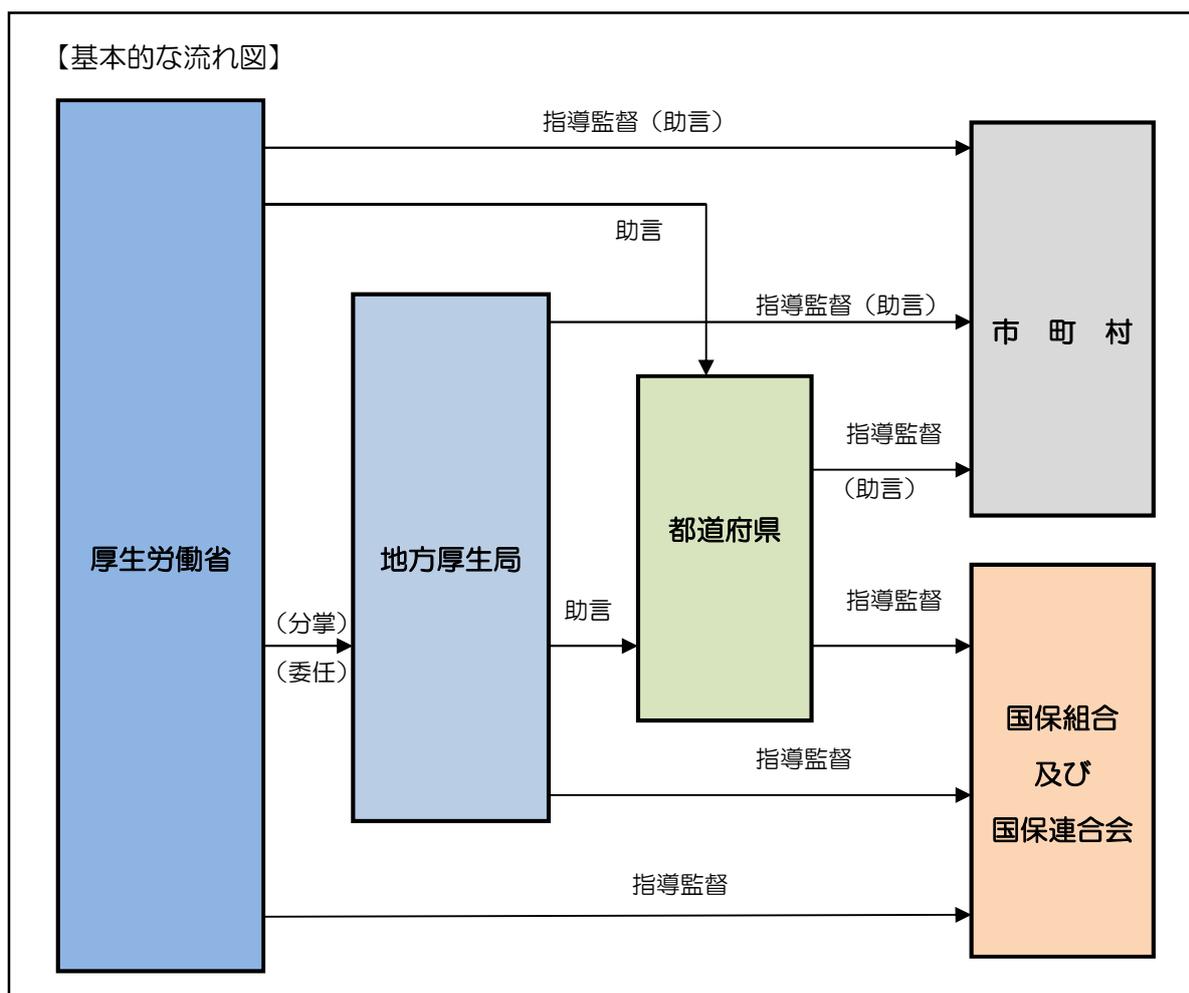
東海北陸厚生局では、国民健康保険の保険者等である県、市町村、国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会に対し、国民健康保険事業の適性かつ安定的運営の確保を図り、保険財政の健全化、医療費の適正化及び保健事業の推進に努めるよう助言・指導監督を行っています。

#### (2) 業務対象

管内各県、各市町村、管内国民健康保険組合20組合及び各県国民健康保険団体連合会

#### (3) 実績

平成26年度	平成27年度
愛知県（10月）	静岡県（9月）
三重県、熊野市（11月）	富山県、魚津市（10月）
石川県（11月）	三重県（11月）
岐阜県（11月）	石川県（11月）
岐阜県国民健康保険団体連合会（11月）	愛知県（12月）
静岡県（12月）	愛知県国民健康保険団体連合会（12月）
富山県（12月）	岐阜県（12月）



#### 4. 後期高齢者医療広域連合が行う業務及び市町村が行う後期高齢者医療制度に関する業務の技術的助言・指導監督について

##### (1) 業務内容

後期高齢者医療制度は、75歳以上の高齢者の方などを対象として、平成20年4月に創設された医療保険制度です。制度の運営は、各都道府県単位ですべての市町村が加入する後期高齢者医療広域連合が行っています。

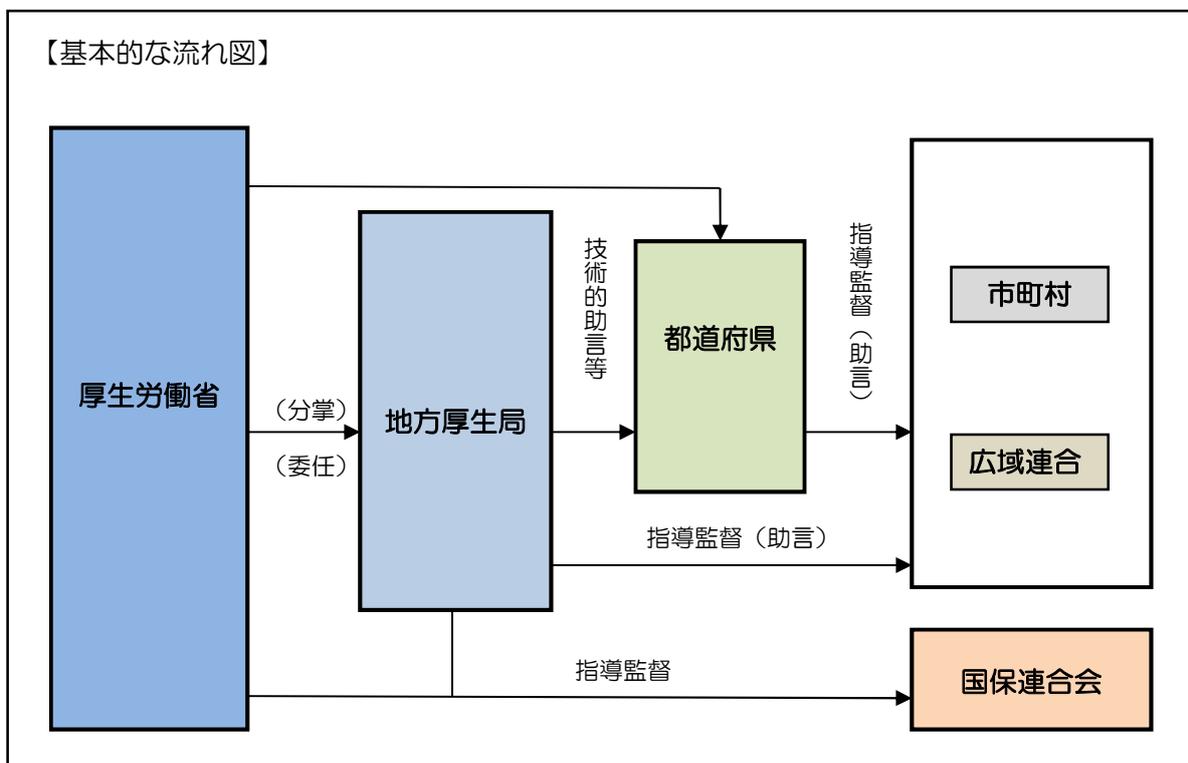
東海北陸厚生局では、管内各県、各後期高齢者医療広域連合、各市町村並びに各県国民健康保険団体連合会に対する技術的助言及び指導監督を行っています。

##### (2) 業務対象

管内各県、各後期高齢者医療広域連合、各市町村並びに各県国民健康保険団体連合会

(3) 実績

平成26年度	平成27年度
愛知県（10月）	静岡県（9月）
愛知県後期高齢者医療広域連合（10月）	静岡県後期高齢者医療広域連合（9月）
三重県（11月）	富山県、魚津市（10月）
石川県（11月）	三重県（11月）
岐阜県（11月）	石川県（11月）
静岡県（12月）	愛知県（12月）
富山県（12月）	岐阜県（12月）



## 5. 社会保険診療報酬支払基金の行う業務の監督について

### (1) 業務内容

社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）は、昭和23年9月に社会保険診療報酬支払基金法に基づいて設立された法人（平成15年10月1日から民間法人）で、東京都に本部を各都道府県に支部を設置しています。

支払基金では、保険医療機関及び保険薬局から提出された被用者保険（国及び地方の公務員や会社の従業員などの被保険者及びその被扶養者である家族が加入）及び公費等に係る診療報酬の審査・支払業務を行っています。

東海北陸厚生局では、社会保険診療報酬支払基金法に基づき、支払基金支部の行う業務の適正かつ効率的な運営を確保することを目的として、管内6県の支払基金支部の監査を実施しています。

#### （一口メモ）～審査・支払業務～

被用者保険に加入している被保険者や被扶養者である家族が病気になったり、ケガをして保険医療機関で治療を受けると、その医療費は患者負担分を除き「診療報酬」という形で保険医療機関等から支払基金に請求されます。

支払基金は保険医療機関等から請求された診療報酬について、明細書の内容を審査した後、各保険者（全国健康保険協会、健康保険組合及び共済組合など）に診療報酬を請求し、各保険医療機関等に支払を行います。

### (2) 実績

平成26年度	平成27年度
石川支部（7月） 静岡支部（9月）	岐阜支部（9月） 富山支部（10月）

## 医療課

### 1. 医療監視業務について

#### (1) 業務内容

医療監視に関する次の業務を行っています。

- ア. 医療法に基づく特定機能病院への立入検査の実施（医療法第25条第3項）
- イ. 国民の健康を守るため緊急の必要がある場合の各県等との合同立入検査の実施（医療法第71条の3）
- ウ. 医療事故等が発生した場合の各自治体等からの速やかな情報収集と指導・助言の実施

#### (2) 業務対象（特定機能病院）

東海北陸厚生局所管の特定機能病院は、次のとおりです。

No	施設名	所在地
1	富山大学附属病院	富山県富山市
2	金沢大学附属病院	石川県金沢市
3	金沢医科大学病院	石川県河北郡
4	岐阜大学医学部附属病院	岐阜県岐阜市
5	浜松医科大学医学部附属病院	静岡県浜松市
6	静岡県立静岡がんセンター	静岡県駿東郡
7	藤田保健衛生大学病院	愛知県豊明市
8	愛知医科大学病院	愛知県長久手市
9	名古屋大学医学部附属病院	愛知県名古屋市
10	名古屋市立大学病院	愛知県名古屋市
11	三重大学医学部附属病院	三重県津市

### (3) 実績

特定機能病院への立入検査の実績については、次のとおりです。

#### ア. 特定機能病院への立入検査の実施

(ア) 実施施設 11施設（管内の全特定機能病院）

#### (イ) 実施結果

a. 文書による指導事項のあった施設：1施設

b. 口頭による指導事項等のあった施設：11施設

#### 【a・bの内訳】

○医療安全管理委員会	…	1
○医療安全対策、感染防止対策の周知	…	6
○医療安全対策マニュアル	…	2
○医療安全研修	…	3
○医療機器安全管理責任者	…	2
○医療機器安全使用研修	…	5
○医療機器不具合報告	…	1
○職員健康診断	…	6
○事故報告書（報告体制）	…	4
○輸血療法委員会	…	7
○院内感染対策委員会	…	1
○医薬品情報の周知確認が不十分	…	1

#### イ. 医療事故等情報の収集・助言等

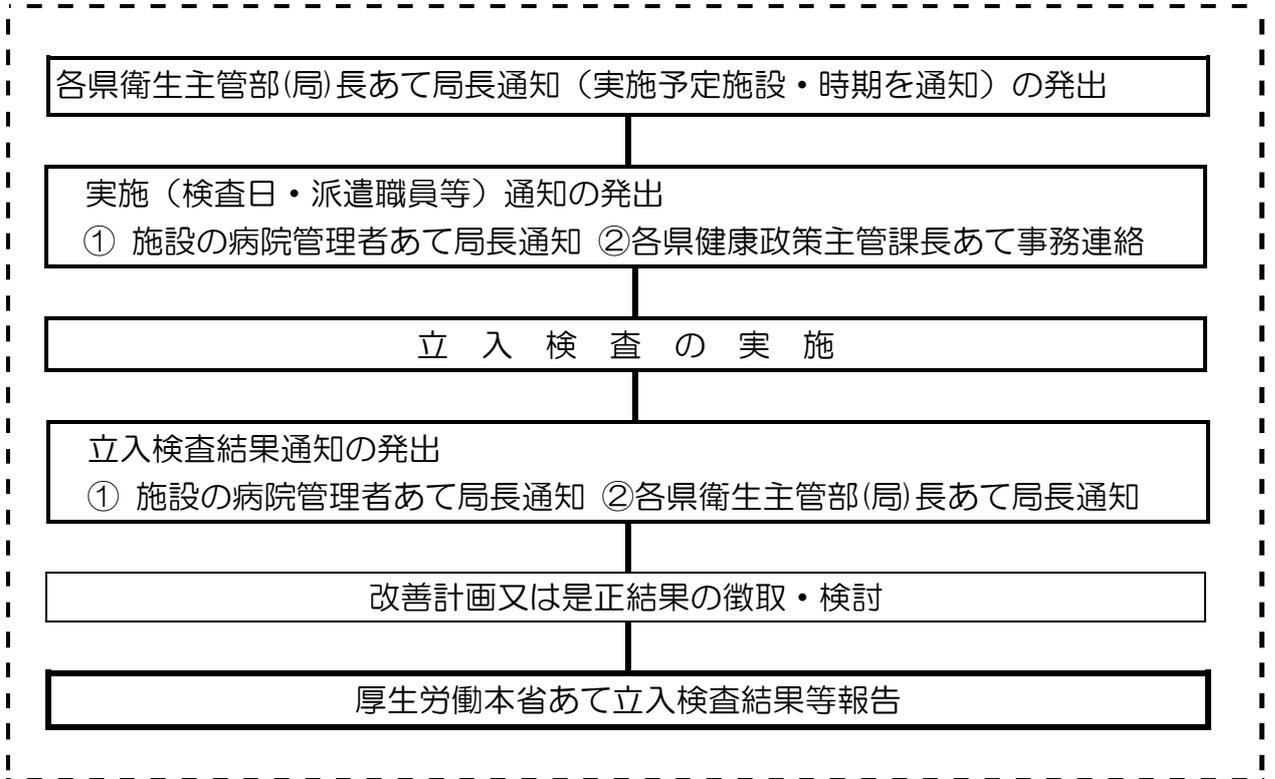
平成27年度は、管内特定機能病院、自治体等の3件の医療事故等対応報告を受け情報収集を行いました。これらについて、厚生労働本省への情報提供とともに必要に応じて、指導・助言等を行いました。

#### ※臨床研究中核病院の立入検査の委任について

平成27年4月より医療法に臨床研究中核病院が位置づけられたことを受けて、臨床研究中核病院に対し、今後、特定機能病院と同様に医療法に基づく立入検査を行うこととしており、当該業務は、国民により身近なところで、国民生活の安全と安心などを担う厚生行政の政策実施機関である地方厚生局に委任されています。

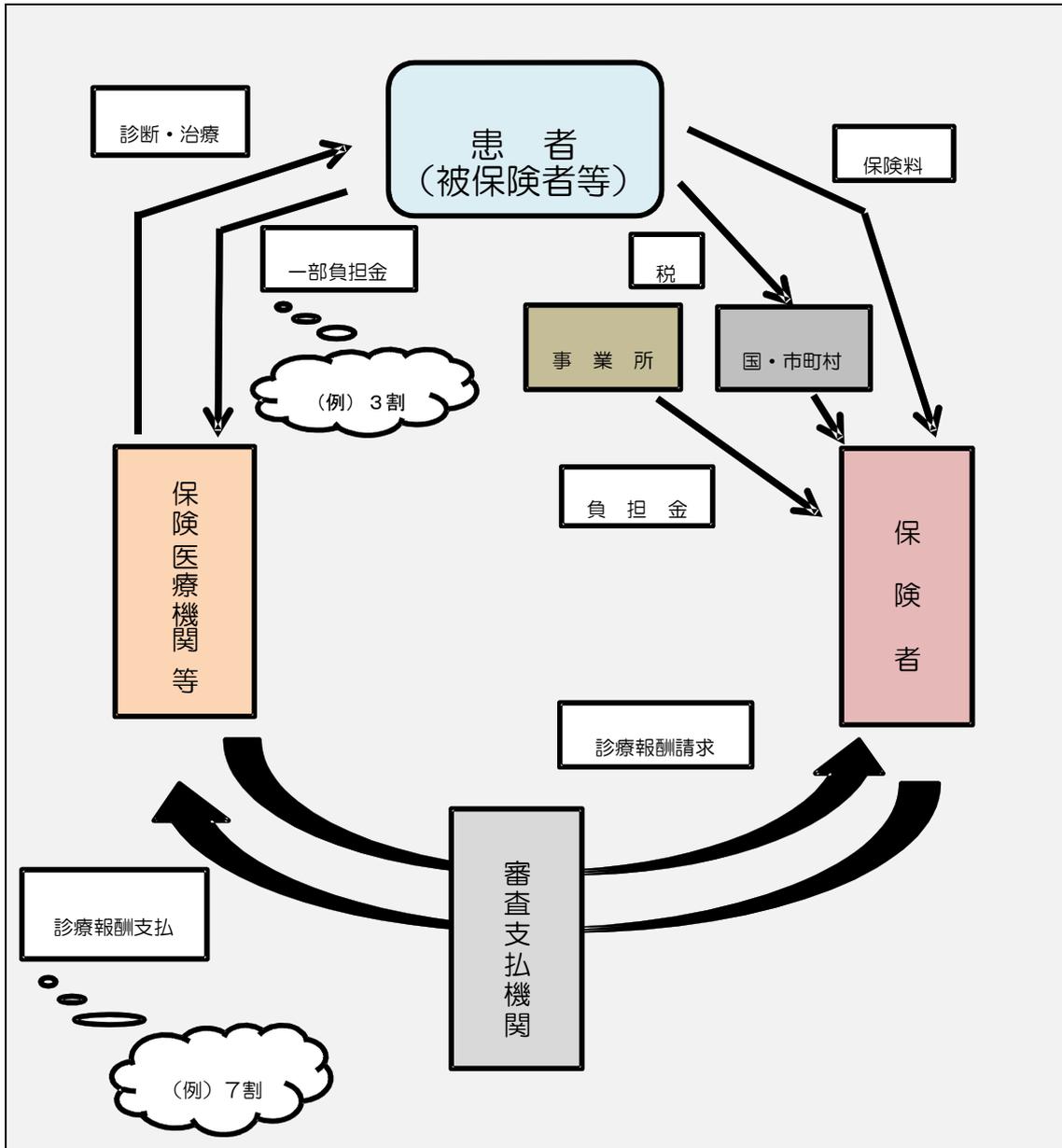
なお、東海北陸厚生局管内では名古屋大学医学部附属病院が臨床研究中核病院として承認されています。

医療法第25条第3項の規定に基づく立入検査実施の流れ



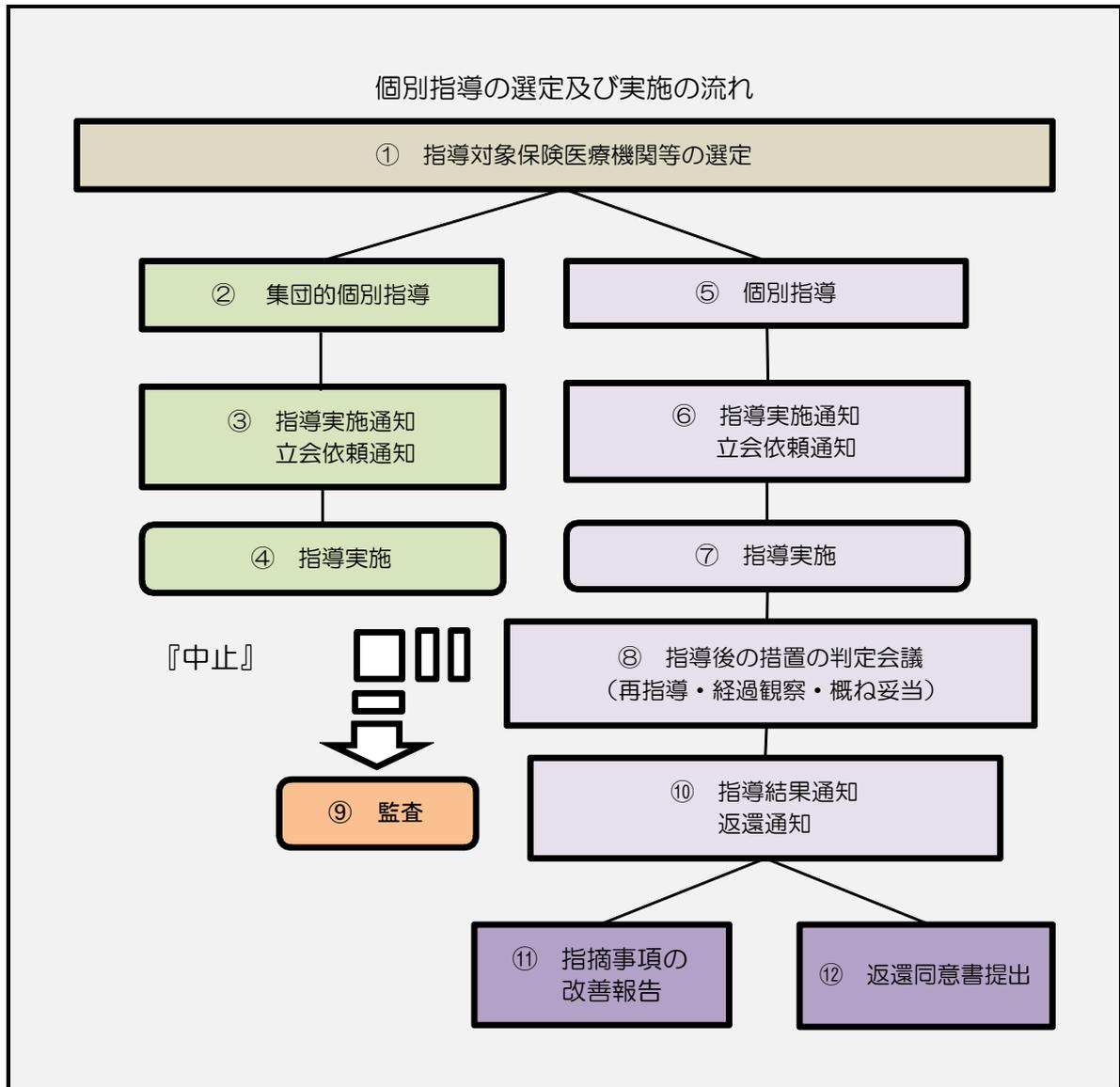
## 2. 東海北陸厚生局事務所等が行う業務に関する事務の指導及び監督について

### (1) 保険診療の具体的な仕組み



(2) 業務内容

指導監査課及び各県事務所の行う業務に関する事務の指導及び監督を行います。



### (3) 業務対象

ア. 保険医療機関、保険薬局、保険医、保険薬剤師、指定訪問看護事業者その他医療保険事業の療養担当者に対する指導及び監督を行っています。

なお、管内の保険医療機関等に対する指導及び監督は、東海北陸厚生局長が必要と認めた特定事項等に関するものを除き、それぞれの県を管轄する事務所（愛知県にあっては指導監査課）で実施しています。

イ. 健康保険事業、船員保険事業、国民健康保険事業及び後期高齢者医療制度に係る療養に関する監督を行っています。

なお、管内の保険医療機関等に対する指導及び監督は、東海北陸厚生局長が必要と認めた特定事項等に関するものを除き、それぞれの県を管轄する事務所（愛知県にあっては指導監査課）で実施しています。

ウ. 保険医療機関、保険薬局、保険医、保険薬剤師、指定訪問看護事業者その他医療保険事業の療養担当者に対する行政上の措置に関する業務を行っています。

### (4) 実績

指導監査等の実績については、指導監査課／各県事務所の実績（117頁以降）をご参照ください。

### 1. 保険医療機関等管理システムを活用した事務の支援及び情報の管理について

#### (1) 業務内容

保険医療機関等管理システムを活用した事務の支援及び情報の管理を行います。

保険医療機関及び保険医療養担当規則等で定める定例報告に係る準備作業等を行っています。

東海北陸厚生局管内の保険医療機関・保険薬局の指定状況等及び保険医・保険薬剤師の登録状況をホームページに公開する業務を行っています。

公開内容（指定一覧、新規指定一覧、廃止機関一覧、辞退機関一覧、取消機関一覧、施設基準の届出受理状況、保険外併用療養費一覧、保険医・保険薬剤師の登録状況）

#### (2) 実績

管内の保険医療機関・保険薬局の指定状況等及び保険医・保険薬剤師の登録状況の登録状況の公開内容については、東海北陸厚生局ホームページをご参照ください。

### 2. 指導部門の保有する情報の公開の調整について

#### (1) 業務内容

指導部門が保有する情報の公開に係る調整を行っています。

#### (2) 実績

平成27年度における開示請求件数は130件で、結果は全件開示（部分開示を含む）でした。

### 3. 指導部門に係る訴訟に関する情報の収集、分析及び連絡調整について

#### (1) 業務内容

指導部門の訴訟に関する事務及び管内事務所・各関係機関との連絡調整を行っています。

### 4. メールリングリストを活用した定例報告等の配信について

#### (1) 業務内容

保険医療機関・保険薬局から登録（変更・解除）いただいたメールアドレスによりメールリングリストの作成・整理及びその管理を行っています。

メールリングリストを活用し、次の配信を行っています。

- ・「施設基準実施状況報告」（定例報告）等の報告に関する情報の配信
- ・ 医療保険制度等について周知の徹底及び適正な事務処理等の実施を目的とした情報（メールマガジン）を平成26年8月より毎月配信

#### (2) 実績

メールアドレス 平成28年3月末現在登録数 5,228件

## 福祉指導課

※福祉指導課は、平成 28 年 3 月 31 日をもって廃止になりました。

### 1. 社会福祉法人の認可等及び指導監査について（※この業務は、平成 28 年 4 月 1 日から都道府県に権限移譲されました。）

#### 1-1 社会福祉法人の認可等

##### (1) 業務内容

社会福祉法人は、社会福祉事業を行うことを目的として、所轄庁（国・都道府県・市をいいます。）の認可を受けて設立された法人です。

※根拠法令：社会福祉法

東海北陸厚生局では、社会福祉法人の設立、定款の変更などの認可などを行っています。

##### (2) 業務対象

管内 6 県に主たる事務所を置く社会福祉法人のうち、2 以上の都道府県の区域において事業を行う法人を対象としています。

（単位：法人）

管内法人数(県別)	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
富山県	1	1	1
石川県	1	1	2
岐阜県	7	8	9
静岡県	7	7	7
愛知県	15	16	19
三重県	3	5	7
管内計	34	38	45

### (3) 実績

(単位：件)

	平成25年度	平成26年度	平成27年度
法人設立の認可	0	0	0
定款変更の認可	25	35	40
基本財産処分の承認	3	3	4
基本財産担保提供の承認	2	0	0
合 計	30	38	44

## 1-2 社会福祉法人の指導監査

### (1) 業務内容

社会福祉法人の適正な法人運営や円滑な社会福祉事業の経営の確保を図るため、実地により指導監査を行っています。

※根拠法令：社会福祉法第56条第1項

指導監査は概ね2年に1回を基本に行いますが、これまでの指導監査の結果をもとに、「毎年実施」、「通常実施（2年に1回）」、「4年に1回の実施」の3段階に区分し、計画的に行っています。

### (2) 業務対象

管内6県に主たる事務所を置く社会福祉法人のうち、2以上の都道府県の区域において事業を行う法人を対象としています。

### (3) 実績

#### ア. 実施件数

(単位：法人)

法人の種類	平成25年度	平成26年度	平成27年度
老人福祉事業を主たる事業とする社会福祉法人	8	4	9
保育、障害者福祉を主たる事業とする社会福祉法人	1	8	5
合 計	9	12	14

イ. 平成27年度の主な指導事項及び件数

事項	指導事項	件数
組織運営	・役員及び評議員の欠員補充を行うこと。	3
	・役員及び評議員の選任手続きを適切に行うこと。	6
	・役員及び評議員の報酬規程を適切なものに整備すること。	4
	・法人の代表者、資産総額等の変更登記を期限内に行うこと。	5
	・理事長及びその職務代理の選任手続きを適切に行うこと。	4
	・理事会の開催を適切に行うこと。	4
	・理事の業務執行や財務諸表の確認等、十分な監事監査を行うこと。	2
	・特定の理事及び評議員の欠席が継続しないよう日程調整を行うこと。	6
	・理事会及び評議員会において、必要な事項の議決や報告を行うこと。	8
	・理事会及び評議員会の議事録を正確に記録すること。	5
事業	・基本財産や実施事業等と定款との整合性を図ること。	5
管理	・基本財産及び運用財産を適切に管理すること。	4
	・当初予算や補正予算を適切な時期に編成し、理事の同意を得ること。	3
	・新会計基準に沿った経理規程を整備すること。	2
	・経理区分間の貸付けについて、適切な資産管理を行うこと。	2
	・苦情解決の第3者委員を適切に選任すること。	2

## 2. 障害者自立支援業務に関する実地指導について（※この業務は、平成28年4月1日から健康福祉部健康福祉課に移管されました。）

### （1）業務内容

障害者自立支援業務の円滑かつ適正な実施を図るため、県が行う障害福祉サービス事業者などの指定事務や指導監査、市町村に対する指導などの状況について、実地により聴取し、助言などを行っています。

※根拠法令：障害者総合支援法第2条第3項、地方自治法第245条の4

#### （一〇メモ）～障害者自立支援業務～

障害者自立支援業務とは、

- ・介護給付費（ホームヘルプサービス、ショートステイ、入所施設等）、訓練等給付費（自立訓練、就労移行支援、就労継続支援等）、地域相談支援、計画相談支援、自立支援医療及び補装具費の支給等の自立支援給付業務
- ・移動支援、日常生活用具、手話通訳等の派遣、地域活動支援など市町村又は都道府県が行う障害者などへの自立支援に関する業務をいいます。

### （2）業務対象

管内の6県を対象としています。

### （3）実績

ア. 実施件数（単位：県）

	平成25年度	平成26年度	平成27年度
合計	1	2	2

イ. 平成27年度の主な指導事項及び件数

事項	指摘事項	件数
事業者への指導	・国の通知に基づいて事業者の指導を実施すること。	1
事業者の指定	・事業者の指定をした時には、その旨を公示すること。	1
自立支援医療費の審査支払	・診療報酬明細書の審査点検を行うこと。	2

## 指導監査課／各県事務所

以下の業務については、保険医療機関等が所在する県を管轄する各県事務所（富山、石川、岐阜、静岡、三重）が行っています。なお、愛知県については、東海北陸厚生局指導監査課が行っています。

### 1. 保険医療機関及び保険薬局に係る療養の給付、保険医及び保険薬剤師に係る健康保険の診療・調剤並びに指定訪問看護事業者その他医療保険療養担当者に対する指導・監査について

#### (1) 業務内容

##### ア. 指導

指導は、保険医療機関・保険薬局及び保険医・保険薬剤師等の社会保険医療担当者に「保険医療機関及び保険医療養担当規則」等に定められている保険診療の取扱い、診療報酬等の請求方法並びに保険医療の事務取扱等を周知徹底し、保険診療（調剤）の質的向上及び適正化を図ることを目的として行います。

##### (ア) 集団指導

集団指導は、指導対象となる保険医療機関等又は保険医等を一定の場所に集めて講習等の方式により行います。

##### (イ) 集団的個別指導

集団的個別指導は、指導対象となる保険医療機関等を一定の場所に集めて個別に簡便な面接懇談方式により行います。

##### (ウ) 個別指導

個別指導は、指導対象となる保険医療機関等を一定の場所に集めて又は当該保険医療機関等において個別に面接懇談方式により行います。

##### イ. 監査

監査は、社会保険医療担当者の行う療養の給付が、法令の規定に従って適正に実施されているか、診療（調剤）報酬の請求が適正であるかなどを確認することを目的として行います。

(2) 実績

指導及び監査等の実績は、次のとおりです。

○集団指導

(単位：機関)

県名		平成24年度	平成25年度	平成26年度
富山県	医科	179	793	46
	歯科	117	496	31
	薬局	66	459	66
	指定訪問 看護事業所	44	0	51
	計	406	1,748	194

県名		平成24年度	平成25年度	平成26年度
静岡県	医科	60	2,262	215
	歯科	38	1,809	135
	薬局	109	1,842	291
	指定訪問 看護事業所	0	42	22
	計	207	5,955	663

県名		平成24年度	平成25年度	平成26年度
石川県	医科	28	849	56
	歯科	16	528	32
	薬局	48	529	65
	指定訪問 看護事業所	23	0	58
	計	115	1,906	211

県名		平成24年度	平成25年度	平成26年度
愛知県	医科	120	5,022	475
	歯科	57	3,941	287
	薬局	45	3,282	539
	指定訪問 看護事業所	0	0	0
	計	222	12,245	1,301

県名		平成24年度	平成25年度	平成26年度
岐阜県	医科	29	1,296	82
	歯科	26	989	66
	薬局	62	1,003	114
	指定訪問 看護事業所	9	14	18
	計	126	3,302	280

県名		平成24年度	平成25年度	平成26年度
三重県	医科	1,291	1,260	90
	歯科	194	928	59
	薬局	144	762	97
	指定訪問 看護事業所	75	0	101
	計	1,704	2,950	347

県名		平成24年度	平成25年度	平成26年度
管内計	医科	1,707	11,482	964
	歯科	448	8,691	610
	薬局	474	7,877	1,172
	指定訪問 看護事業所	151	56	250
	計	2,780	28,106	2,996

○集團的個別指導

(単位：機関)

県名		平成24年度	平成25年度	平成26年度
富山県	医科	50	30	28
	歯科	37	36	35
	薬局	26	28	29
	計	113	94	92

県名		平成24年度	平成25年度	平成26年度
静岡県	医科	170	120	90
	歯科	140	141	134
	薬局	123	120	120
	計	433	381	344

県名		平成24年度	平成25年度	平成26年度
石川県	医科	48	37	18
	歯科	39	40	39
	薬局	31	32	33
	計	118	109	90

県名		平成24年度	平成25年度	平成26年度
愛知県	医科	313	275	212
	歯科	291	277	280
	薬局	213	215	223
	計	817	767	715

県名		平成24年度	平成25年度	平成26年度
岐阜県	医科	100	68	69
	歯科	73	76	65
	薬局	66	70	70
	計	239	214	204

県名		平成24年度	平成25年度	平成26年度
三重県	医科	102	68	51
	歯科	70	52	61
	薬局	54	54	54
	計	226	174	166

県名		平成24年度	平成25年度	平成26年度
管内計	医科	783	598	468
	歯科	650	622	614
	薬局	513	519	529
	計	1,946	1,739	1,611

○個別指導

(単位：機関)

県名		平成24年度	平成25年度	平成26年度
富山県	医科	29	22	27
	歯科	19	18	19
	薬局	14	13	14
	指定訪問 看護事業所	0	0	0
	計	62	53	60

県名		平成24年度	平成25年度	平成26年度
静岡県	医科	20	26	28
	歯科	43	57	60
	薬局	32	40	42
	指定訪問 看護事業所	0	0	1
	計	95	123	131

県名		平成24年度	平成25年度	平成26年度
石川県	医科	29	26	31
	歯科	18	20	20
	薬局	16	17	17
	指定訪問 看護事業所	0	0	0
	計	63	63	68

県名		平成24年度	平成25年度	平成26年度
愛知県	医科	55	64	39
	歯科	44	62	64
	薬局	53	84	86
	指定訪問 看護事業所	5	0	2
	計	157	210	191

県名		平成24年度	平成25年度	平成26年度
岐阜県	医科	28	15	10
	歯科	7	20	29
	薬局	25	10	13
	指定訪問 看護事業所	0	0	2
	計	60	45	54

県名		平成24年度	平成25年度	平成26年度
三重県	医科	44	41	39
	歯科	35	32	32
	薬局	26	27	27
	指定訪問 看護事業所	0	0	0
	計	105	100	98

県名		平成24年度	平成25年度	平成26年度
管内計	医科	205	194	174
	歯科	166	209	224
	薬局	166	191	199
	指定訪問 看護事業所	5	0	5
	計	542	594	602

○新規個別指導

(単位：機関)

県名		平成24年度	平成25年度	平成26年度
富山県	医科	17	7	10
	歯科	8	8	4
	薬局	24	22	32
	計	49	37	46

県名		平成24年度	平成25年度	平成26年度
静岡県	医科	47	91	71
	歯科	40	39	46
	薬局	136	111	103
	計	223	241	220

県名		平成24年度	平成25年度	平成26年度
石川県	医科	14	12	13
	歯科	9	7	9
	薬局	25	19	24
	計	48	38	46

県名		平成24年度	平成25年度	平成26年度
愛知県	医科	130	109	103
	歯科	75	98	87
	薬局	133	133	147
	計	338	340	337

県名		平成24年度	平成25年度	平成26年度
岐阜県	医科	27	26	16
	歯科	14	15	27
	薬局	34	18	44
	計	75	59	87

県名		平成24年度	平成25年度	平成26年度
三重県	医科	24	25	26
	歯科	14	24	15
	薬局	31	33	39
	計	69	82	80

県名		平成24年度	平成25年度	平成26年度
管内計	医科	259	270	239
	歯科	160	191	188
	薬局	383	336	389
	計	802	797	816

○監査

(単位：機関)

県名		平成24年度	平成25年度	平成26年度
富山県	医科	0	0	0
	歯科	1	0	1
	薬局	0	0	0
	指定訪問看護事業所	0	0	0
	計	1	0	1

県名		平成24年度	平成25年度	平成26年度
静岡県	医科	1	1	0
	歯科	0	3	0
	薬局	0	0	0
	指定訪問看護事業所	0	0	0
	計	1	4	0

県名		平成24年度	平成25年度	平成26年度
石川県	医科	2	1	0
	歯科	0	0	0
	薬局	0	0	0
	指定訪問看護事業所	0	0	0
	計	2	1	0

県名		平成24年度	平成25年度	平成26年度
愛知県	医科	5	1	3
	歯科	1	2	0
	薬局	0	0	0
	指定訪問看護事業所	2	2	0
	計	8	5	3

県名		平成24年度	平成25年度	平成26年度
岐阜県	医科	0	1	3
	歯科	1	1	0
	薬局	0	1	2
	指定訪問看護事業所	0	0	0
	計	1	3	5

県名		平成24年度	平成25年度	平成26年度
三重県	医科	1	1	1
	歯科	0	0	0
	薬局	0	0	0
	指定訪問看護事業所	0	0	0
	計	1	1	1

県名		平成23年度	平成24年度	平成26年度
管内計	医科	9	5	7
	歯科	3	6	1
	薬局	0	1	2
	指定訪問看護事業所	2	2	0
	計	14	14	10

## 2. 保険医療機関及び保険薬局の指定、保険医及び保険薬剤師の登録並びに指定訪問看護事業者の指定について

### (1) 業務内容

ア. 医療機関又は薬局が健康保険法等の公的医療保険の療養の給付の取扱いを行うためには、厚生労働大臣の指定を受けることになります。

指定を受けた医療機関及び薬局は保険医療機関及び保険薬局といます。地方生局が健康保険法に基づく保険医療機関及び保険薬局の指定を行おうとする場合は、地方社会保険医療協議会に諮問しなければならないこととされています。

イ. 保険医療機関等において健康保険の診療に従事する医師若しくは歯科医師又は保険薬局において健康保険の調剤に従事する薬剤師は、厚生労働大臣の登録を受けた医師若しくは歯科医師（「保険医」という。）又は薬剤師（「保険薬剤師」という。）でなければならないとされています。

東海北陸厚生局では、保険医及び保険薬剤師の登録に関する業務を行っています。

ウ. 訪問看護事業者が健康保険法に基づく訪問看護事業を行うためには、厚生労働大臣による指定訪問看護事業者の指定を受ける必要があります。

東海北陸厚生局では、指定訪問看護事業者の指定に関する業務を行っています。

### (2) 業務対象

ア. 保険診療又は保険調剤を行っている（行おうとする）医療機関及び薬局

イ. 保険診療又は保険調剤を行っている（行おうとする）医師、歯科医師及び薬剤師

ウ. 健康保険法による訪問看護事業を行っている（行おうとする）訪問看護事業者

(3) 実績

保険医療機関等の指定状況等は、次のとおりです。

○保険医療機関等指定状況（平成27年度）

（単位：機関）

県名		医科	歯科	薬局
富山県	指定	21	15	24
	更新	89	59	49
石川県	指定	23	12	38
	更新	87	55	79
岐阜県	指定	41	41	47
	更新	212	125	127
静岡県	指定	91	58	92
	更新	368	230	209
愛知県	指定	225	145	207
	更新	569	495	385
三重県	指定	36	17	53
	更新	164	108	99
管内計	指定	437	288	461
	更新	1,489	1,072	948

○保険医療機関等数（平成28年3月31日現在）

（単位：機関）

県名	医科	歯科	薬局	指定訪問 看護事業所	計
富山県	733	470	427	64	1,694
石川県	817	503	490	89	1,899
岐阜県	1,405	996	996	167	3,564
静岡県	2,417	1,826	1,722	219	6,184
愛知県	4,798	3,789	3,092	557	12,236
三重県	1,402	882	773	145	3,202
管内計	11,572	8,466	7,500	1,241	28,779

○保険医等数（平成28年3月31日現在）

（単位：人）

県名	医師	歯科医師	薬剤師	計
富山県	3,106	710	2,058	5,874
石川県	4,097	804	2,793	7,694
岐阜県	5,015	1,892	4,076	10,983
静岡県	9,418	3,156	8,297	20,871
愛知県	21,317	7,103	16,639	45,059
三重県	5,024	1,421	3,477	9,922
管内計	47,977	15,086	37,340	100,403

### 3. 施設基準（基本診療料及び特掲診療料）等の届出等について

#### (1) 業務内容

ア. 厚生労働大臣の定める施設基準（基本診療料及び特掲診療料）等に係る保険医療機関等からの届出について、審査、受理等を行っています。

イ. 施設基準等の届出を受理した保険医療機関等を対象として、施設基準等の適合確認のための調査を行っています。（適時調査）

#### (2) 業務対象

保険診療又は保険調剤を行っている保険医療機関及び保険薬局等

#### (3) 実績

適時調査の実施状況は、次のとおりです。

（単位：機関）

県名		平成24年度	平成25年度	平成26年度
富山県	医科	34	40	43
	歯科	0	0	0
	薬局	9	0	1
	計	43	40	44

県名		平成24年度	平成25年度	平成26年度
静岡県	医科	28	40	45
	歯科	0	0	0
	薬局	31	0	0
	計	59	40	45

県名		平成24年度	平成25年度	平成26年度
石川県	医科	33	42	51
	歯科	0	0	0
	薬局	10	0	0
	計	43	42	51

県名		平成24年度	平成25年度	平成26年度
愛知県	医科	43	61	68
	歯科	0	0	0
	薬局	0	1	0
	計	43	62	68

県名		平成24年度	平成25年度	平成26年度
岐阜県	医科	19	16	35
	歯科	1	0	0
	薬局	12	0	0
	計	32	16	35

県名		平成24年度	平成25年度	平成26年度
三重県	医科	26	41	52
	歯科	0	0	0
	薬局	21	0	0
	計	47	41	52

管内計		平成24年度	平成25年度	平成26年度
管内計	医科	183	240	294
	歯科	1	0	0
	薬局	83	1	1
	計	267	241	295

## 4. 柔道整復師の施術に係る療養費の指導・監査について

### (1) 業務内容

#### ア. 指導

指導は、「柔道整復師の施術に係る療養費について（通知）」等に定められている柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任の取扱い等を周知徹底し、療養費の受領委任の取扱い、療養費の請求事務等に関する質的向上及び適正化を図ることを目的として行います。

#### (ア) 集団指導

受領委任の取扱い等を登録・承諾した柔道整復師を対象として、指導対象となる柔道整復師等を一定の場所に集めて講習等の方式により行います。

#### (イ) 個別指導

個別指導は、指導対象となる柔道整復師等を一定の場所に集めて個別に面接懇談方式により行います。

#### イ. 監査

監査は、受領委任の取扱いにより療養費を請求する柔道整復師に対して、一定のルールに基づいた施術や療養費の請求等が実際に行われているか確認することを目的として行います。

(2) 実績

柔道整復師の指導及び監査の実績は、次のとおりです。

○柔道整復師の指導及び監査実施状況

(単位：人)

県名		平成24年度	平成25年度	平成26年度
富山県	集団指導	10	11	9
	個別指導	3	4	4
	計	13	15	13
	監査	0	1	0
静岡県	集団指導	101	93	75
	個別指導	0	5	5
	計	101	98	80
	監査	0	1	1
石川県	集団指導	0	399	28
	個別指導	10	4	1
	計	10	403	29
	監査	0	0	0
愛知県	集団指導	187	193	210
	個別指導	3	8	9
	計	190	201	219
	監査	2	1	0
岐阜県	集団指導	58	20	36
	個別指導	2	0	0
	計	60	20	36
	監査	0	0	0
三重県	集団指導	26	28	29
	個別指導	3	2	0
	計	29	30	29
	監査	0	0	0
管内計	集団指導	382	744	387
	個別指導	21	23	19
	計	403	767	406
	監査	2	3	1

## 5. 柔道整復施術療養費の受領委任の取扱いの登録並びに承諾について

### (1) 業務内容

柔道整復師の施術に係る受領委任の取扱い等に関する柔道整復師からの届出について、審査、受理等を行っています。

### (2) 実績

受領委任の取扱いの登録並びに承諾状況は、次のとおりです。

○受領委任の取扱いの登録並びに承諾をした柔道整復師等数

(平成28年3月31日現在)

県名	施術所数 (単位数：機関)	柔道整復師 (単位：人)
富山県	587	580
石川県	439	432
岐阜県	780	778
静岡県	997	994
愛知県	2,249	2,248
三重県	378	375
合計	5,430	5,407

## 6. 地方社会保険医療協議会部会の運営について

### (1) 業務内容

東海北陸地方社会保険医療協議会議事規則に基づき、保険医療機関及び保険薬局の指定について審議するため、東海北陸地方社会保険医療協議会の部会を管内各県に設置しており、指導監査課及び各県事務所ではその庶務を行っています。

### (2) 実績

県ごとに毎月1回部会を開催しています。

## 麻薬取締部

### 1. 薬物乱用防止のための啓発活動について

#### (1) 業務内容

薬物乱用をさせないためには、新たな乱用者をつくらせない社会環境を構築することが重要です。

このため、薬物乱用の危険性を熟知している麻薬取締官や麻薬取締官 OB が学校の児童・生徒や教師等を対象とした薬物乱用防止教室の講師として講演活動を行っています。

#### (2) 実績

ア. 薬物乱用防止教室、小・中学校、高校、各種研修会や講習会に講師として当部職員を計35回派遣し、延べ5,500名を対象に麻薬・覚醒剤等に関する正しい知識の普及等の啓発活動を実施しています。



イ. 平成27年11月1日、岐阜県羽島市において麻薬・覚醒剤乱用防止運動岐阜大会を開催し、青少年育成コーディネーターの伊藤幸弘氏による基調講演を行っています。

## 2. 薬物事犯の取締りについて

### (1) 業務内容

【規制薬物例】

薬物事犯検挙人員の推移をみますと、我が国の主要な薬物乱用は覚醒剤事犯で、全体の8割以上を占めています。しかしながら、大麻、麻薬・向精神薬等の検挙人員が増加傾向にあります。このように、我が国の検挙人員は、高水準で推移しており、依然として厳しい状況が続いています。



また、大きな社会問題となった危険ドラッグは水際対策及び販売店舗への取締を強化したことにより、販売店舗をほぼ壊滅させるなど一定の効果が得られましたが、インターネット及びデリバリー販売等に移行して潜在化しております。このように危険ドラッグの供給が抑えられた一方で大麻市場の拡大傾向が懸念されるなど、国内の薬物情勢は依然として予断を許さない状況が続いています。

今後も引き続きこれまでの取り組みを定着させながら、違法薬物の供給の遮断と需要の根絶を推進していく必要があります。

### (2) 実績

ア. 平成27年の薬物法令違反検挙数は、29件33名です。

イ. 名古屋市及びその周辺において、規制薬物を販売していたイラン人の捜査を行い、日本人の顧客計4名を検挙するとともに、イラン人密売人に対する捜査を継続中です。

ウ. 名古屋税関との合同捜査により、カナダから大麻を輸入した日本人女性2名を検挙しました。輸入の方法は、TORといわれるインターネットの匿名通信システムとビットコイン（仮想通貨）を利用したものです。

さらに、税関、警察と合同捜査を行い、中国から麻薬 GHB を輸入した日本人男性計4名を検挙しました。うち1名は、海外逃亡する直前にセントレア空港で身柄をおさえています。

英国から、麻薬 5F-QUPIC と指定薬物 APINACA N-(5-fluoropentyl) 誘導体が含有される植物片を密輸入した容疑で名宛先を自宅捜索したところ、同所で大麻草 6 本を栽培していたペルー人ら 3 名を大麻栽培の現行犯で検挙しています。

麻薬取締官ホームページ内の薬物に関する情報提供ページに投稿された大麻栽培情報を端緒に、愛知県豊田市内で大麻の栽培や密売、また覚醒剤の使用を繰り返していた薬物乱用者 5 名などを摘発し、この薬物密売ルートを断絶しています。

エ. 平成 27 年 6 月、富山市内において東海北陸地区麻薬取締協議会を開催しました。本協議会において、薬物犯罪を取り締まる東海北陸管内の国及び地方自治体の関係機関が規制薬物の取締状況などに関する意見交換を行い、今後の対応策等について協議しています。

### 3. 再乱用防止対策について

#### (1) 業務内容

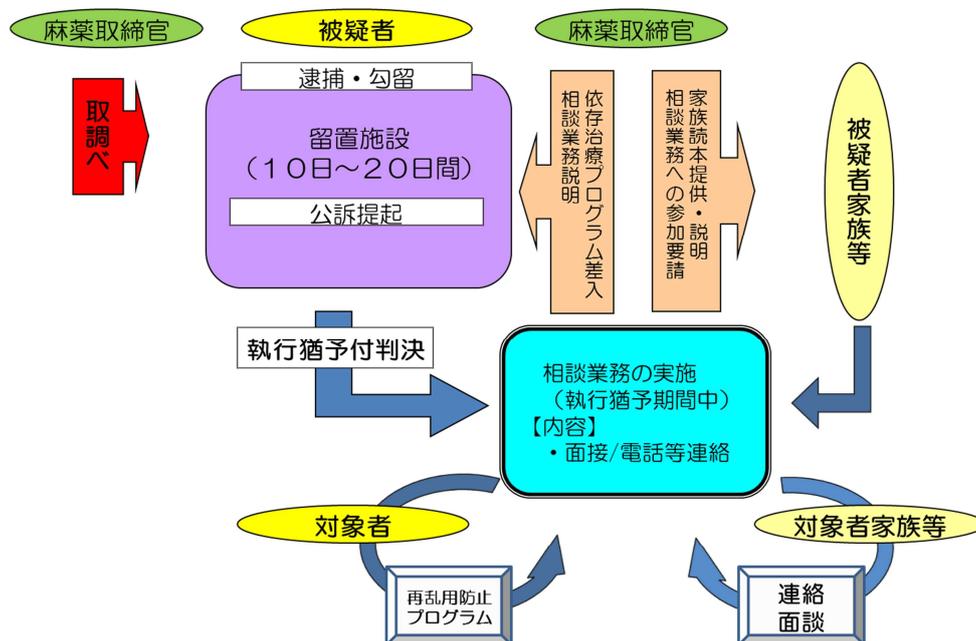
麻薬取締部では、官民を問わず、薬物の再乱用防止活動に携わる方々を対象にした再乱用防止対策講習会を、また、薬物中毒対策に携わる機関の職員による薬物中毒対策連絡会議をそれぞれ開催しています。

その他、平成 22 年 12 月より全国の地方厚生局麻薬取締部に先立ち、当部で検挙した初犯者のうち希望者を対象に、再乱用防止対策プログラムを実施しています。また、現在では自ら薬物との関係を絶ちたいと望む者についても、その対象を広げ実施しています。

このプログラムは、取締機関としての特徴を生かしながら、麻薬取締官による面接等の定期的な連絡を通して対象者に薬物の再乱用を防止するための助言・指導を行い、薬物依存からの回復を目的に行っています。加えて、プログラムに参加した対象者の家族に対しても、必要に応じた支援を行っています。

同プログラム対象者には、薬物に特化した認知行動療法に基づく自習用ワークブック「まとりっくす」を提供し、また、その家族には、薬物依存に対する理解を求めるため、厚生労働本省が作成した家族読本など資料の配付を行っています。

## 初犯者に対する再乱用防止対策プログラム



### (2) 実績

ア. 平成27年10月6日、三重県津市内において、地域全体における薬物の中毒・依存症に対する知識の普及と再乱用防止に関する理解の向上を目的として、薬物依存症の治療に関する専門家、全国薬物依存者家族連合会会員等を講師とした一般公開による再乱用防止対策講習会を開催しています。

イ. 平成27年10月7日、三重県津市内において、精神保健指定医、薬務主管課、保健所、精神保健福祉センター、保護観察所、矯正施設等の薬物問題に関係する管内の医療・行政機関の担当者とともに、各機関における薬物の再乱用防止への対策とその取組について情報を共有し、連携強化を図るために薬物中毒対策連絡会議を開催しています。

## 4. 相談業務について

### (1) 業務内容

薬物乱用者及びその家族等の抱える問題に対して、幅広く相談の機会を設け、適切な助言と迅速な対応を行うことが重要です。

このため、麻薬取締部では、専用電話や面接による相談業務を実施しています。

### (2) 実績

当部設置の麻薬・覚醒剤等薬物相談電話による相談受理件数は、平成27年1月～12月末で111件（前年比+14件）でした。

そのうち、覚醒剤乱用に関する相談が最も多く47件でした。寄せられた相談内容に応じて、麻薬取締官が面接や助言を行い、適切かつ迅速な対応に努めています。



## 5. 麻薬取扱者・向精神薬営業者等に対する指導・監督について

### (1) 業務内容

麻薬は、正しく用いられれば医療上極めて有用な反面、その使用方法を誤ると、乱用者個人の健康だけでなく、各種犯罪の原因となるなど、社会全体に危害をもたらすおそれがあります。

このため、我が国では、法令により、麻薬等の輸入、輸出、製造等について免許制にするなど必要な指導等を行うことにより、麻薬等の乱用による保健衛生上の危害の防止を図っています。

麻薬取締部では、家庭麻薬製造業者、麻薬元卸売業者、向精神薬輸入・輸出業者等に対する免許事務や、麻薬の携帯輸出入等の許可事務、麻薬向精神薬原料の輸出入に関する届出受理事務などを行っています。

また、医薬品である麻薬や向精神薬などは、その円滑な流通を確保しつつ、一方では不正ルートへの流出を防止するため、これらを取り扱う施設に対し随時立入検査を実施しています。

## (2) 実績

管内107の麻薬取扱施設、覚醒剤原料取扱施設及び麻薬等原料営業者に対して、立ち入り検査を実施し、麻薬等の適正管理に関する監視・指導を行っています。

麻薬や向精神薬の密造に利用される可能性のある麻薬向精神薬原料を業として輸入・輸出するとして届け出ている者（麻薬等原料輸入業者・麻薬等原料輸出業者）に対しては、新規届け時に、取り扱う麻薬・向精神薬原料が不正な製造に利用されないように相手先や利用方法を確実に確認し、不審な取引があった場合にはすぐに届出を行うように指導しています。

### (一口メモ) ～麻薬取締官～

麻薬取締官は、厚生労働大臣の任命・指揮監督を受け、薬物乱用防止を使命とし、刑事訴訟法に基づく司法警察員として薬物犯罪の捜査を行います。その他、医療用麻薬などの適正使用推進をはじめ、麻薬等の正規流通の指導・監督も実施します。

また、薬物乱用者の社会復帰を目的とした本人やその家族に対する助言や青少年等に対する薬物乱用防止啓発活動も積極的に取り組んでいます。